

1 令和7年8月21日 木曜日

1 (号外第189号) (2分冊の1)

官報

公告

諸事項

- 製造たばこ小売定価関係
- 裁判所
特殊法人等
破産、免責、再生関係
- 地方公共団体
日本弁護士連合会懲戒処分関係
教育職員免許状失効・取上げ処分、
行旅死亡人、公示送達、押収物還付
関係

二 六 八

五

六

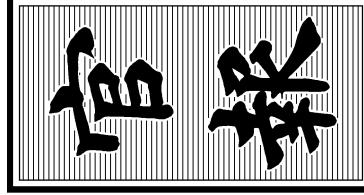
二

目次

〔その他告示〕

- 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産11119)
- 大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の二の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件 (同11111○)

△ 会社その他
(号外) 内閣府
発行 (原稿作成
会社決算公告
國立印刷局)



△ 会社その他
(号外) 内閣府
発行 (原稿作成
会社決算公告
國立印刷局)

△ その他告示

○ 農林水産省告示第千一百一十九号

種苗法(平成十年法律第八十二号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年八月二十一日

農林水産大臣 小泉進次郎

1(1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31108号 令和7年8月 21日	Actinidia Lindl.	RS1	30	Sichuan Provincial Natural Resources Research Institute 24 South Second Section, Yihuan Road, Chengdu, Sichuan, China	平成19年 4月18日
第31109号 令和7年8月 21日	Alocasia (Schott) G. Don	ESPE2005	25	J. van Geest Holding B.V. Perzikenlaan 1, 2691JP 's-Gravenzande, The Netherlands	令和3年 11月29日
第31110号 令和7年8月 21日	"	ESPE1904	"	"	令和4年 7月4日
第31111号 令和7年8月 21日	"	ESAL1801	"	"	令和4年 6月7日
第31112号 令和7年8月 21日	Begonia rhizomatous group	KM2021-02	"	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地2	令和4年 3月1日
第31113号 令和7年8月 21日	Camellia sinensis (L.) Kuntze	りんめい	30	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地 1	令和5年 8月10日
第31114号 令和7年8月 21日	Castanea Mill.	輝味司	"	宮内宰 茨城県かすみがうら市宍倉2249番地	平成28年 9月29日

第31115号 令和 7 年 8 月 21日	Catharanthus roseus (L.) G. Don	せと福BUMR	25	未来アグリス株式 会社 愛知県長久手市山 越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上 の山町間口3027番 地の 1 公益財団法人若狭 湾エネルギー研究 センター 福井県敦賀市長谷 64号52番地 1	令和 4 年 8月16日
第31116号 令和 7 年 8 月 21日	"	サクライ22	"	北島和幸 奈良県磯城郡田原本 町382-1 クリオコートⅢ102号 室	令和 5 年 2月21日
第31117号 令和 7 年 8 月 21日	"	TO1028	"	タキイ種苗株式会 社 京都府京都市下京 区梅小路通猪熊東 入南夷町180番地	令和 5 年 2月9日
第31118号 令和 7 年 8 月 21日	"	TO1029	"	"	"
第31119号 令和 7 年 8 月 21日	"	MYCAT028	"	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八 幡山2丁目1番8 号	令和 5 年 3月30日
第31120号 令和 7 年 8 月 21日	Chrysanthemum L.	せいさん 精寒ゆりか	"	イノチオ精興園株 式会社 広島県府中市鶴飼 町531番地 8	令和 6 年 5月23日
第31121号 令和 7 年 8 月 21日	"	セイミラク	"	"	"
第31122号 令和 7 年 8 月 21日	"	セイトリマン	"	"	"
第31123号 令和 7 年 8 月 21日	Clematis L.	Wt141205	"	Marco de Wit Halve Raak 27 2771 AC Boskoop, The Netherlands	平成29年 10月20日

第31124号 令和 7 年 8 月 21日	"	オエフジトーチラ イト	"	有限会社及川フラ グリーン 岩手県花巻市東和 町砂子 1 区403番 地	令和 4 年 3月 1 日
第31125号 令和 7 年 8 月 21日	"	かざ ほうい 風の方位	"	"	令和 4 年 1月 4 日
第31126号 令和 7 年 8 月 21日	"	こうえん 紅焰	"	有限会社はなせき ぐち 群馬県前橋市北代 田町497番地	令和 4 年 1月 24 日
第31127号 令和 7 年 8 月 21日	Cordyline Comm. ex Juss.	ドラゴ	30	奥山裕司 東京都八丈島八丈 町櫻立416番地	令和 2 年 3月 11 日
第31128号 令和 7 年 8 月 21日	Cupressus L.	Havfrego	"	Marcus J.W.M. Verschuren Putselaarstraat 4a, 5443 NG Ha- ps, The Nether- lands	令和元年 11月 5 日
第31129号 令和 7 年 8 月 21日	Dianthus caryophyllus L.	Bresi21800	25	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	令和 3 年 9月 16 日
第31130号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresg21448	"	"	"
第31131号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresh21301	"	"	"
第31132号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresi219	"	"	"
第31133号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresh21869	"	"	"
第31134号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresi21650	"	"	"
第31135号 令和 7 年 8 月 21日	"	Bresi21953	"	"	"

第31136号 令和7年8月 21日	"	Bresi211535	"	"	"
第31137号 令和7年8月 21日	"	Bresi211596	"	"	"
第31138号 令和7年8月 21日	"	Bresi21687	"	"	"
第31139号 令和7年8月 21日	"	Bresi21333	"	"	"
第31140号 令和7年8月 21日	"	NATifor	"	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	"
第31141号 令和7年8月 21日	"	NATsona	"	"	"
第31142号 令和7年8月 21日	"	NATance	"	"	"
第31143号 令和7年8月 21日	"	NATeta	"	"	"
第31144号 令和7年8月 21日	Euphorbia milii Des Moul.	BAO-CHAI	"	Chien-Young Chu 155 5A, North Minseng Road, West District, 403 Taichung, Taiwan	令和5年 11月29日
第31145号 令和7年8月 21日	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	NPCW22387	30	Klemm + Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	令和6年 3月19日
第31146号 令和7年8月 21日	"	NPCW23396	"	"	令和6年 4月22日

第31147号 令和7年8月 21日	Glycine max (L.) Merr.	こうじゅん 香醇	25	佐藤友紀子 京都府京都市左京 区一乗寺里ノ西町 78番地	令和3年 9月30日
第31148号 令和7年8月 21日	"	かこう 嘉肴	"	斎藤嘉人 新潟県新潟市中央 区米山3丁目1番 60-705号	"
第31149号 令和7年8月 21日	Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow	KB-W5	"	株式会社かつらぎ 産業 和歌山県橋本市高 野口町向島123番 地の1	令和6年 3月19日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31109号 令和7年8月 21日	Alocasia (Schott) G. Don	ESPE2005	J. van Geest Holding B.V. Perzikenlaan 1, 2691JP 's-Gravenzande, The Netherlands	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めないないの国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に對し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する。
第31110号 令和7年8月 21日	"	ESPE1904	"	"	"

第31111号 令和7年8月 21日	"	ESAL1801	"	"	"
第31112号 令和7年8月 21日	Begonia rhizomatous group	KM2021-02	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地2	"	"
第31113号 令和7年8月 21日	Camellia sinensis (L.) Kuntze	りんめい	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市觀音台三丁目1番地 1	"	"
第31115号 令和7年8月 21日	Catharanthus roseus (L.) G. Don	せと福BUMR	未来アグリス株式 会社 愛知県長久手市山 越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上 の山町間口3027番 地の1 公益財団法人若狭 湾エネルギー研究 センター 福井県敦賀市長谷 64号52番地1	"	"
第31116号 令和7年8月 21日	"	サクライ22	北島和幸 奈良県磯城郡田原 本町382-1クリ オコートⅢ102号 室	"	"
第31119号 令和7年8月 21日	"	MYCAT028	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八 幡山2丁目1番8 号	"	"
第31123号 令和7年8月 21日	Clematis L.	Wt141205	Marco de Wit Halve Raak 27 2771 AC Boskoop, The Netherlands	"	"
第31124号 令和7年8月 21日	"	オエフジトーチラ イト	有限会社及川フラ グリーン 岩手県花巻市東和 町砂子1区403番 地	"	"

第31125号 令和7年8月 21日	"	かぜ ほうい 風の方位	"	"	"
第31126号 令和7年8月 21日	"	こうえん 紅焰	有限会社はなせき ぐち 群馬県前橋市北代 田町497番地	"	"
第31128号 令和7年8月 21日	Cupressus L.	Havfrego	Marcus J.W.M. Verschuren Putselaarstraat 4a, 5443 NG Ha- ps, The Nether- lands	"	"
第31129号 令和7年8月 21日	Dianthus caryophyllus L.	Bresi21800	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	"	"
第31130号 令和7年8月 21日	"	Bresg21448	"	"	"
第31131号 令和7年8月 21日	"	Bresh21301	"	"	"
第31132号 令和7年8月 21日	"	Bresi219	"	"	"
第31133号 令和7年8月 21日	"	Bresh21869	"	"	"
第31134号 令和7年8月 21日	"	Bresi21650	"	"	"
第31135号 令和7年8月 21日	"	Bresi21953	"	"	"
第31136号 令和7年8月 21日	"	Bresi211535	"	"	"
第31137号 令和7年8月 21日	"	Bresi211596	"	"	"

第31138号 令和7年8月 21日	"	Bresi21687	"	"	"	
第31139号 令和7年8月 21日	"	Bresi21333	"	"	"	
第31140号 令和7年8月 21日	"	NATifor	SB TALLEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, DC, Colombia	"	"	
第31141号 令和7年8月 21日	"	NATsona	"	"	"	
第31142号 令和7年8月 21日	"	NATance	"	"	"	

改	正	前
犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水產大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとす。	犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水產大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとす。	犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水產大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとす。
施設名称	施設所在地	施設所在地
(略)	(略)	(略)
バレンシア微生物研究所 農林畜産検疫本部 病検査課	ソウル地域本部 伝染 大韓民国 ソウル特別市所在	スペイン バレンシア州 バレンシア県 ベ テラ市所在
(新設)	(新設)	スペイン バレンシア州 バレンシア県 ベ テラ市所在
(略)	(略)	(略)
バイオベスム (削る°)	ラボラトリー社 (削る°)	英國 マンチェスター州 ペニクック所在 (略)

○農林水產省告示第二千一百三十九号
犬等の輸出入検疫規則(平成十一年農林水產省令第六十八号)第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成十六年農林水產省告示第二千十九号(犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水產大臣の指定する検査施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和七年八月二十一日
次の方により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ)に對応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、それを削る。
それに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、それを削る。

改

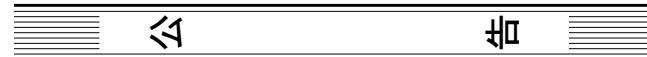
正

後

改

正

前



総 動 項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年7月11日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年8月21日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	L.A.ライト	FK 16本 ハードパック	インドネシア	500円
紙巻たばこ	L.A.アイス マンゴープースト	FK 16本 ハードパック	インドネシア	500円
パイプたばこ	ドーラ クレームブリュレ	30.0g パウチパック	ブラジル	900円
パイプたばこ	ドーラ アイス	30.0g パウチパック	ブラジル	900円
パイプたばこ	ドーラ アサイー	30.0g パウチパック	ブラジル	900円
パイプたばこ	ドーラ チェリー	30.0g パウチパック	ブラジル	900円

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年7月16日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年8月21日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	スマニキンジョーズ・フルフレーバー	FL 20本 ハードパック	アメリカ合衆国	540円	580円	7. 8. 5
紙巻たばこ	スマニキンジョーズ・ライト	FL 20本 ハードパック	アメリカ合衆国	540円	580円	7. 8. 5

紙巻たばこ	スマニキンジョーズ・メンソール	FL 20本 ハードパック	アメリカ合衆国	540円	580円	7. 8. 5
紙巻たばこ	スマニキンジョーズ・ウルトラライト	FL 20本 ハードパック	アメリカ合衆国	540円	580円	7. 8. 5

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年7月23日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年8月21日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Grapefruit	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Lime Cola	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Ice Pear	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Orange Crush	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Raspberry Vanilla	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Melon Green Tea	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Papaya	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Cucumelon	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Solana Beach	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Copacabana	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Pinky	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line D Cherry	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円

パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Sour	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Queen Of Fruits	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Strong Lychee	100.0g パウチ	アメリカ合衆国	3,500円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Grapefruit	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Lime Cola	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Ice Pear	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Orange Crush	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Raspberry Vanilla	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Green Tea	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Melon Green Tea	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Papaya	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Cucumelon	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Solana Beach	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Copacabana	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Pinky	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line D Cherry	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Sour	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Queen Of Fruits	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円
パイプたばこ	Azure hookah tobacco, Gold Line Strong Lychee	250.0g パウチ	アメリカ合衆国	8,750円

パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・ライチ メンソール	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・トロピカル メンソール	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・ストロベリー	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・ピーナッツバター	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・オレンジジャム	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・アップルパイ	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・ダブルリッチ カスターード	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・巨峰	30.0g パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	Dr.Pipe・フレイク ストロング バーレー	50.0g 缶	ブラジル	2,500円
葉巻たばこ	トスカネロ・ナチュラーレ	78mm 1本	イタリア	230円
紙巻たばこ	ブラックデビル・カカオ リミテッドエディション	F 85mm 20本 ハードパック	オランダ	560円
葉巻たばこ	ダビドフ シェフズ エディション 2025	152mm 1本	ドミニカ共和国	13,800円

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年7月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年8月21日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名 称	製品の区分		
加熱式たばこ	エボ・トロピカル・ベリー・クリスタル・ブルーム用	4.0g 20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・トロピカル・バナナ・クリスタル・ブルーム用	4.0g 20本	日本	550円

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年7月28日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年8月21日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国 (地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	Bang Bang FEEL FREE	50.0g 箱	アラブ首長国連邦	1,780円
パイプたばこ	Bang Bang SILENT NIGHT	50.0g 箱	アラブ首長国連邦	1,780円
パイプたばこ	Bang Bang ENGLISH MAN	50.0g 箱	アラブ首長国連邦	1,780円
パイプたばこ	Bang Bang LOVE ISLAND	50.0g 箱	アラブ首長国連邦	1,780円
パイプたばこ	AL AMASI Paprika	50.0g 箱	トルコ	1,650円
パイプたばこ	AL AMASI Curry Spice	50.0g 箱	トルコ	1,650円
パイプたばこ	AL AMASI Energy Bull	50.0g 箱	トルコ	1,650円
パイプたばこ	AL AMASI Xylitol Gum	50.0g 箱	トルコ	1,650円

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第838号

宮城県名取市ゆりが丘1丁目15番地の3
債務者 有限会社延生プランニング

代表者代表取締役 延生 一雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠塚 功照
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時30分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1235号

千葉県成田市本三里塚1001番地1291

債務者 有限会社ケイアンドケイ物流サービス
代表者取締役 鎌内 孝行

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第5092号

東京都台東区寿3丁目9番5号 蔵前コヤマハイツ502
債務者 オードリープロダクト株式会社

代表者代表取締役 高木 康弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鈴木 啓史

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5094号

東京都大田区山王4丁目13番13号

債務者 有限会社中井設備工業
代表者代表取締役 中井美智夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹中 翔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5121号

東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2F
債務者 株式会社free to do

代表者代表取締役 日高 宗利

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川辺 雄太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5123号

東京都江戸川区東小松川2丁目32番19号

債務者 有限会社トーセキ

代表者代表取締役 須崎 直人

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 啓史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5126号

東京都江戸川区松本2丁目41番4号
債務者 株式会社べんち

代表者代表取締役 林 宏行

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 一宏

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5134号

東京都墨田区東向島4丁目26番6号-702
債務者 株式会社stand up Agency's
代表者代表取締役 竹倉 寛敦

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5168号

東京都北区田端新町1丁目20番1号 田中ビル101
債務者 楽心株式会社

代表者代表取締役 小松 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田耕次郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5170号

茨城県かすみがうら市三ツ木35番地33
債務者 あそしな牧場株式会社

代表者代表取締役 中野 剛

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園山佐和子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5172号 東京都荒川区東日暮里1丁目13番10号 債務者 株式会社Dawning Era 代表者代表取締役 泉 貴信 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 周平 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5268号 東京都渋谷区神宮前5丁目20番1-201号 債務者 株式会社AMBER BROWN 代表者代表取締役 山田 和利 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 裕章 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 博良 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5174号 東京都新宿区大久保2丁目6番17-706号 債務者 合同会社共栄商事 代表者代表社員 潘 明 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹森真紀子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 周一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5272号 東京都多摩市中沢2丁目24番地の8 ストーカー・ド・サンヒル301 債務者 株式会社アウラ 代表者代表取締役 青田 昌生 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 義基 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5178号 東京都中央区八丁堀4丁目9番6号 塩部ビル8階A室 債務者 日本医療機構株式会社 代表者代表取締役 菅野 元 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市野澤要治 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天田 圭介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5277号 東京都江戸川区東瑞江1丁目26番9号 アイジーティーピール2階 債務者 株式会社BULK 代表者代表取締役 尾方 良馬 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 丈晴 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5180号 東京都港区西麻布4丁目18番1号 AZABU WEST 1F 債務者 ダコタプロモーション株式会社 代表者代表取締役 酒井 泰隆 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 圭太 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 祥平 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5308号 東京都新宿区西新宿4-28-3 木山アパート102、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目17番5号 債務者 株式会社わくわくストアー 代表者代表取締役 富田 浩二 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大島 義孝 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 博良 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

<p>令和7年(フ)第34号 福井県敦賀市公文名82号2番地の7 債務者 株式会社 岩本土建 代表者代表取締役 岩本 英浩 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元山 詩菜 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分 福井地方裁判所敦賀支部</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後4時 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 奈良地方裁判所五條支部</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第3116号 東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル 債務者 ソフトホーム株式会社 代表者代表取締役 水上龍太郎 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 洋平 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後4時 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 晃士 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 幸田 智太 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第4003号 東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 債務者 サントリ株式会社 代表者代表取締役 富重 光宏 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村 一宏 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 晃士 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後3時 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川口 智也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深沼 幸紀 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第4026号 東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル、 登記簿上の本店所在地東京都新宿区坂町28番地 三廣ビル 債務者 ソフトケア株式会社 代表者代表取締役 水上龍太郎 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 洋平</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時30分 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木戸 誠一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>

令和7年(フ)第5206号 東京都大田区蒲田本町1丁目1-1-303 蒲田本町一丁目団地 債務者 永野 哲男 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 洋祐 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5270号 東京都渋谷区恵比寿1丁目33-7-409 債務者 寺下 洋介 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深澤 生 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第5210号 東京都江戸川区中葛西5丁目19-29-205 債務者 羽山 隆 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 渡 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1245号 東京都昭島市拝島町2丁目3番19号 債務者 玉利 克彦 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5212号 東京都墨田区太平1丁目30-4-402 債務者 松尾 春花 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三ヶ尻一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1246号 東京都立川市砂川町7丁目14番地の15あづみ荘202号 債務者 玉利さよみ 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5238号 東京都江戸川区西葛西4丁目1-3-1013 債務者 天映内装こと 砂川 大心(旧姓小林) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島 宏樹	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5317号 東京都三鷹市上連雀9丁目18-17-403 債務者 林 唯 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山中 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第5044号 東京都北区上中里1丁目13-2-201 債務者 山田 実吉 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林田健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5049号 東京都新宿区早稲田鶴巻町556-404 債務者 大元 純子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 雅弘 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5052号 埼玉県戸田市上戸田3丁目9-3-206 債務者 辻 裕美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三苦 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5052号 埼玉県戸田市上戸田3丁目9-3-206 債務者 辻 裕美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三苦 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5125号
東京都豊島区長崎6丁目28-5-111
債務者 船山 晶史

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 萩原 篤史
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5176号
東京都三鷹市下連雀3丁目17-24-604
債務者 松本 一樹

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷古宇倫子
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5177号
東京都大田区大森南5丁目2-11 東京労災病院第1宿舎117
債務者 酒井康太朗

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 淳一
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5192号
東京都足立区入谷5丁目10-6
債務者 岡安 晴暉

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 献

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5200号
東京都足立区加平1丁目15-1-303
債務者 高平 裕介
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 峯田 幹大
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5207号
東京都北区岩淵町39-36-602
債務者 日食 恵里
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青山 玄
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5216号
東京都葛飾区白鳥2丁目20-24-1202 コスモお花茶屋参番館
債務者 服部 直史
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 健司
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5217号
東京都足立区東和4丁目13-9
債務者 河野 義光

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 雅彦
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5276号
東京都新宿区中井1丁目7-5-301
債務者 小松 顕伸

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉原 慎一
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5296号
東京都北区滝野川1丁目81-15-102
債務者 伊藤 貴子

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 嶋津 保
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5325号
東京都新宿区中井2丁目26-11-102
債務者 福王寺春代

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中江 民人

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5345号

東京都江東区新大橋2丁目16-9
債務者 植竹 順子

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堀内 岳
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5383号

東京都杉並区今川2丁目14-21-201
債務者 池谷 一樹

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内藤 秀明
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第1314号

東京都昭島市宮沢町515番地2モア・ステージ昭島105号
債務者 乾 隆聖

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第353号	相模原市中央区青葉3丁目14番19号 ソラリスⅠ 105 債務者 中尾 敦 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢尾 覚史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
令和7年(フ)第5232号	横浜地方裁判所相模原支部 東京都江東区東砂3丁目4-2-301 債務者 佐々木彩夏 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野塚 格 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
令和7年(フ)第5294号	東京地方裁判所民事第20部 東京都練馬区石神井台7丁目24-11-104 債務者 中村 彩香 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 哲雄 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
令和7年(フ)第5182号	東京地方裁判所民事第20部 東京都港区三田5丁目13-12-1003 債務者 斎藤 琴乃 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飛鳥井雅崇

令和6年(フ)第85号	長野県佐久市岩村田3405番地1 サープラス上信濃石A101号 債務者 柳沢 吉則 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 元宏 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
令和7年(フ)第5281号	東京都大田区萩中1丁目5-24-204 債務者 中村 義仁 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 希美 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
令和7年(フ)第221号	東京地方裁判所民事第20部 千葉県佐倉市稻荷台1丁目8番地2 アパガーデンプレイス臼井駅前226号、前住所千葉県千葉市花見川区千種町195番地5 セレーノ参番館S1号 債務者 仲島 華菜(旧姓高田) 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月4日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで
令和7年(フ)第526号	川崎市幸区河原町1番地 河原町団地 12-1002 債務者 永島 智美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年(フ)第95号	横浜地方裁判所川崎支部破産係 佐賀県杵島郡白石町大字堤3030番地1 債務者 市原 弘文 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 中 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年(フ)第44号	横浜地方裁判所川崎支部破産係 栃木県那須塩原市南郷屋4丁目139番地24 チェリープロッサムⅠ-102号 債務者 荒井 里咲 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木野 直 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで

令和7年(フ)第5222号 千葉県松戸市六実6丁目13-4 債務者 岡田 寿一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 周一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5316号 埼玉県川口市戸塚南4丁目3-20-507 債務者 岩片 勇莉 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 義基 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5370号 東京都新宿区高田馬場4丁目40-2-301 債務者 小林 勝 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田理広 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5135号 東京都墨田区京島2丁目8-10 債務者 竹倉 寛敦 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月31日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5234号 東京都江東区富岡2-10-16-405、住民票上の住所東京都中央区日本橋浜町3丁目38-6-204 債務者 鈴木 覚 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 祥平 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5320号 東京都世田谷区中町3丁目15-9 債務者 遠藤亜貴子(旧姓平仲) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1234号 埼玉県白岡市荒井新田598番地 債務者 江原 利幸 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田辺 敏晃 4 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月17日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第5278号 東京都江戸川区東瑞江3丁目56-3-201 債務者 尾方 良馬 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 文晴 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月31日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5273号 東京都八王子市別所1丁目115-6 債務者 青田 昌生 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5322号 東京都中野区鷺宮3丁目43-8-503 債務者 米田賢太郎 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大島 義孝 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5093号 東京都江東区大島2丁目7-16-501 債務者 高木 康弘 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 劉 奔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月31日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5382号 東京都大田区萩中3丁目2-14-102 債務者 神谷 圭文 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 嵩 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月31日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5309号 東京都新宿区西新宿4丁目28-3-102 債務者 富田 浩二 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 博良 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで	令和7年(フ)第5368号 東京都北区神谷2丁目4-3 債務者 安藤 功 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平塚 雄三	令和7年(フ)第5124号 東京都江戸川区東小松川2丁目32-19-201 債務者 須崎 直人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第5124号 東京都江戸川区東小松川2丁目32-19-201 債務者 須崎 直人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

令和7年(フ)第1249号
 東京都町田市木曽西5丁目13番22号サンハイツ木曽103
 債務者 朝倉 茂雄
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 加地 裕武
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第5095号
 東京都大田区山王4丁目13-13
 債務者 中井美智夫
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 竹中 翔
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5169号
 東京都板橋区志村3丁目1-22-803、住民票上の住所東京都足立区小台2丁目34-3
 債務者 小松 洋平
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岡田耕次郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5230号
 東京都台東区浅草橋5丁目15-7-306
 債務者 田中 宗利
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 天田 圭介

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5269号
 東京都墨田区太平2丁目13-9-501
 債務者 山田 和利
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大田 裕章
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5122号
 熊本県熊本市中央区水前寺3丁目5-20-604
 債務者 日高 宗利
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川辺 雄太
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月7日前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5181号
 東京都国立市西1丁目17-30 ガーデン第2国立202
 債務者 酒井 泰隆
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山田 圭太
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月7日前1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5282号
 東京都足立区興野1丁目3-6
 債務者 田中 周平
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鈴木誠太郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日前2時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1351号
 東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目32番23号
 債務者 穴澤 和人
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 清水 淳子
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第5213号
 東京都江戸川区大杉4丁目13-2-303
 債務者 吉田 和男
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中村 望
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月5日前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5067号
 東京都足立区弘道1丁目34-15
 債務者 森田 航也
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 尾形 蘭子
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5118号 東京都北区豊島7丁目24-14-303 債務者 豊田 吉彦 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤元 達弥 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5078号 東京都足立区足立3丁目33-6-101 債務者 中村 武 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井田 光俊 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5149号 東京都世田谷区奥沢1丁目54-10 自由が丘セラヴィK104 債務者 沢田早弥香 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野竹 夏江 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中井 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5226号 東京都新宿区中井1丁目1-8-203 債務者 中山 由民 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中井 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5439号 千葉県市川市稻荷木2丁目11-34 (G1an z Ichikawa C号) 債務者 杉本 啓一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上沼 柴野 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5150号 東京都江戸川区北葛西4丁目17-10-105 債務者 矢口 俊彦 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 翔太 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野ゆかり 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5158号 東京都大田区山王4丁目29-1-102 債務者 高岩 優斗 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南山 佳仁 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5161号 東京都江東区千田1-6-301 債務者 井出 一弥 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮田信太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5159号 神奈川県茅ヶ崎市中海岸2丁目5-27-203 債務者 川島 玲子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5214号 東京都杉並区今川3丁目15-3 グリーンハイツB 201 債務者 遠山 義幸 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石谷 英之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5051号 東京都中野区新井4丁目16-10-201 債務者 松下 奈々 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島戸 圭輔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5078号 東京都江戸川区船堀2丁目2-20-102 債務者 塩浦 正晴 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野美奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5185号 東京都杉並区方南2丁目2-8 エコーセンターC 205 債務者 泉 純一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川端 克俊	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島戸 圭輔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5191号 東京都江戸川区船堀2丁目2-20-102 債務者 塩浦 正晴 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野美奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第836号
 仙台市若林区沖野2丁目10番17号 グリーン
 パーク103
 債務者 畠澤 駿平
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 犬飼 元志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月24日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第62号
 兵庫県加東市上滝野188番地アルペール201
 号、従前の住所兵庫県朝来市立野122番地2
 債務者 越田 峻介
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 矢野 耕司
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月22日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第63号
 兵庫県尼崎市七松町1丁目18番26号 S P R
 I N G W I N D S 103、従前の住所兵庫
 県西脇市富吉南町249番地の38
 債務者 足立 幹芳
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月22日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第130号
 群馬県館林市つじ町4番2号
 債務者 小澤 博由
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 柴田 忍
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月4日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第3428号
 兵庫県宝塚市すみれガ丘3丁目5番2—1519
 号
 債務者 香山 一弘
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鐵谷 卓也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月16日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第85号
 宮崎県都城市志比田町4706番地1 宮崎ハイ
 ツ101、前住所宮崎県都城市大王町4街区16
 号
 債務者 都城巧藝社こと 德石 利文
 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月6日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第647号
 仙台市若林区上飯田2丁目2番48—102号
 債務者 大原 成公
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 草薙 翔平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月31日午後2時5分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第758号
 仙台市泉区八乙女3丁目6番地の8 セント
 フィールド式番館202
 債務者 赤沼 勘太
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川原 学
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月10日午後2時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第873号
 仙台市太白区中田町字杉ノ下8番地の1
 トウインクル杉の下B棟102、従前の住所宮
 城県名取市名取が丘3丁目4番3—206号
 県営名取谷津山住宅
 債務者 佐々木大樹
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 白戸 祐丞
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月7日午後1時45分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第84号
 宮城県石巻市蛇田字下中坪21番地4 市営下
 中坪復興住宅101号
 債務者 松本 佳奈
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 滝沢 圭
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月12日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第1271号
 大阪府東大阪市六万寺町1丁目17番11号
 債務者 高崎 守康
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金水 孝真
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月20日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1600号
 大阪府八尾市太子堂2丁目4番14—304号
 債務者 鹿島 雄也
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 西口 健太
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月20日午後2時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3268号
 大阪市都島区都島南通1丁目4番16号 マン
 ションタカオ 53号、前住所大阪市港区築港
 1丁目7番24号 ベイサイド天保山 503号
 債務者 原田 明範
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田代 和也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月20日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第390号
 岡山県倉敷市児島小川7丁目7番38号
 債務者 石井 亨
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 谷川 寛
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月5日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第240号
 埼玉県熊谷市中奈良424番地5
 債務者 田丸 寛之
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 丸山 博久
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月21日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第145号
 高知市神田609番地6 マユサハイツ208号
 債務者 加志崎浩士
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月12日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第100号
 宮城県大崎市古川稲葉字土手内83番地1 仙
 蓉コートA-6号、従前の住所宮城県大崎市
 古川稲葉3丁目6番70号
 債務者 川名 亮太
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年11月13日午後2時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第415号
 埼玉県所沢市大字荒幡7番地の7
 債務者 謝名亜希子(旧姓ワツソン)
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中山 純子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月22日午後3時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第130号
 神戸市西区小山2丁目1番15-101号
 債務者 上田運送こと 上田 栄一
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 黒木 裕貴
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月21日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第1390号
 大阪府茨木市舟木町21番8号 アポロマン
 ション 203号
 債務者 阿部 爽羽
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小田 裕介
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月23日午後2時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3458号
 大阪市都島区都島本通5丁目3番21-603号
 債務者 明石 誠

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 服部 弘
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月23日午後2時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1150号
 埼玉県新座市新座3丁目3番1-204号
 債務者 阿部 晃大
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 守重 典子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月27日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1543号
 神奈川県大和市上和田1011番地2
 債務者 山内あゆみ
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鈴木 順
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月14日午前11時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1555号
 横浜市都筑区茅ヶ崎中央13番1号 T. Y
 B 1 d g 303
 債務者 有馬 晃一
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 飯島 倫子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月14日午前11時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1176号
 札幌市白石区川下4条5丁目3番12号
 債務者 阿部 貴之
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 武田 勲人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月28日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第190号
 愛知県豊橋市馬見塚町291番地 バストラ
 M 1 201号
 債務者 G・YホームことG-Yホームこと
 後藤 裕二
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 原 健治
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月27日午後2時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第6123号
 大阪市住吉区薺田3丁目13番2号 サンシ
 ティマンション 307号
 債務者 上村 健吾
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小林 弘昌
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月27日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2439号
 大阪府枚方市宮之阪1丁目6番3-201号
 債務者 居村 秀一
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 萩野 貴史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月15日午後2時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1895号
 横浜市港南区港南台7丁目42番7-102号
 債務者 田鎖 裕一
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 萩野 貴史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月15日午後2時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1749号
 名古屋市中川区小本2丁目14番6号 バレス
 T 2 A号
 債務者 奈良坂正行
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 平野 滋隆
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月28日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2718号
 大阪府茨木市井口台19番2号の1
 債務者 大川 和子
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月27日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第433号

埼玉県秩父市大野原2148番地1、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1595番地5
債務者 田村かおり(旧姓吉澤)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 佐々木 修
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第515号

埼玉県坂戸市大字戸宮420番地11
債務者 太田 隆司

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 塚田小百合
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第1205号

神奈川県藤沢市大庭5009番地の12 イル リモーネ403号室
債務者 江川 昭一(旧姓菊地)

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 長田 誠
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3019号

名古屋市守山区太田井4番17号 パナホーム吉良101号
債務者 永田 大策

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 西森由紀子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1734号

名古屋市名東区上社3丁目502番地 ヤシロ アーバンスクエア201号
債務者 Green Field Image ryこと 濱本美砂子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 ゆき
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第815号

京都府宇治市木幡北山畠21番地の8 ひらき荘6号
債務者 酒井 由裕

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上本 浩二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第132号

青森県むつ市大湊新町22番30号
債務者 佐藤 礼子

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 貴大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第150号

青森市東造道3丁目14番8号 メゾンハイラック101、旧住所青森市青柳2丁目5番12号ライフガレージ306号
債務者 小笠原節子

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 高志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第176号

青森市東造道3丁目14番8号 メゾンハイラック101、旧住所青森市青柳2丁目5番12号ライフガレージ306号
債務者 小笠原 唯

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 高志

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第123号

青森県三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添18番地6
債務者 桑原真由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第124号

青森県八戸市根城7丁目5番25号 フレグラ
ンスかわぐち C201号室

債務者 鈴木 剛

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 上野 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第1788号

大阪府東大阪市玉串元町1丁目6番39号 G
r a d i t o 花園 302
債務者 椎田 由衣(旧姓村嶋)

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 山崎 笑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3490号

大阪府守口市寺方本通4丁目4番15号 110
号室
債務者 西浦 和仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 青木 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時50分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第42号

山口県宇部市大字西岐波6494番地126
債務者 南波 達彦

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 華山 仁成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第1311号

愛知県あま市森3丁目12番地6 メゾン・ド・N2 302号
債務者 早川 征吾

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 横井 志貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第1323号 名古屋市西区栄生1丁目24番24号 市営大道荘1棟505号、従前の住所名古屋市中村区乾出町2丁目15番地 シティハイツシャンペール307号 債務者 前畠 健太 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1136号 埼玉県白岡市小久喜312番地3 債務者 五十嵐大輔 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1839号 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町1丁目61番地 グラヴィーナ・コントレード505号 債務者 今泉 和之 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細村 賢太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第1257号 札幌市豊平区平岸2条9丁目1番26-902号 債務者 成田 正直 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 英貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(フ)第5835号 大阪府寝屋川市御幸東町16番19号 (102号) 債務者 木畑 健 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 豪平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第369号 埼玉県八潮市大字八條1567番地 八潮団地5号棟105号室 債務者 宝督塗料こと 本田 元正 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 釧路地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第146号 釧路市昭和北1丁目22番11号 債務者 石井 喜一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 釧路地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第10号 奈良県吉野郡下北山村大字上池原337番地 債務者 竹株 武司 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 奈良地方裁判所五條支部</p> <p>令和7年(フ)第11号 奈良県吉野郡下北山村大字下池原160番地3 債務者 竹株 正人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 奈良地方裁判所五條支部</p> <p>令和7年(フ)第907号 埼玉県桶川市大字下日出谷819番地の80 債務者 坂井 和明 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関根 貴生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第369号 埼玉県八潮市大字八條1567番地 八潮団地5号棟105号室 債務者 宝督塗料こと 本田 元正 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 釧路地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第146号 釧路市昭和北1丁目22番11号 債務者 石井 喜一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 釧路地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第10号 奈良県吉野郡下北山村大字上池原337番地 債務者 竹株 武司 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 奈良地方裁判所五條支部</p> <p>令和7年(フ)第11号 奈良県吉野郡下北山村大字下池原160番地3 債務者 竹株 正人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 奈良地方裁判所五條支部</p> <p>令和7年(フ)第907号 埼玉県桶川市大字下日出谷819番地の80 債務者 坂井 和明 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関根 貴生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
--	---	--

令和7年(フ)第1267号

埼玉県新座市野火止5丁目1番5-108号

債務者 脇田 遥

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 慎二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第201号

石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘1丁目289番地
レイクサイドパーク203号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ろ212番地9

債務者 伊東 峰明

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 口村 直輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3699号

大阪府吹田市五月が丘北13番28号 (101)

債務者 松田 陸

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 實重 裕光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1176号

愛知県北名古屋市弥勒寺西1丁目89番地 ライトイハウス山田102号、従前の住所愛知県北名古屋市宇福寺天神253番地

債務者 三輪憲太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植木 祐矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3542号

大阪市旭区太子橋2丁目6番14号

債務者 伊達 直弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木虎 孝之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第160号

北海道旭川市東光2条5丁目2番29号

債務者 南 淳

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 章浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1543号

愛知県瀬戸市原山台2丁目24番511号、従前の住所愛知県瀬戸市水無瀬町48 プラッツ201

債務者 谷口 育美

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 煤孫 尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3292号

大阪府東大阪市菱屋西2丁目6番10号、前住所大阪府寝屋川市萱島南町12番16号 (302号)

債務者 CAFE LUNCH MUMこと森松 隼哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊豆 浩幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1265号

横浜市西区浅間町1丁目19番地1 G・A アーバン横濱104号

債務者 川口 直也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細村 賢太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第436号

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1008番地1

債務者 岡島 沙季

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹澤 隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第479号

栃木県宇都宮市立伏町948番地6

債務者 木村 宏明

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第1068号

東京都東大和市南街5丁目36番地の2ハウス

アキラ1F

債務者 高橋 祐司

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1079号

東京都日野市多摩平3丁目3番地の10いづみハイツ豊田406

債務者 坂谷 寛光

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1287号

東京都西東京市下保谷1丁目9番21号グリーンハイツ206号

債務者 岩田 智美

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2979号

大阪府豊中市熊野町4丁目2番43-506号

債務者 山本 秀和

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3257号

大阪市天王寺区大道2丁目8番2号 ルームド・ワン604号、前住所大阪市天王寺区小橋町2番10-1402号

債務者 飼鳥 実治

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3262号
大阪市旭区高殿4丁目22番22-217号
債務者 石田 水晶

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3290号
大阪府大東市野崎1丁目15番907号
債務者 中村 絹代

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3291号
大阪府吹田市南吹田4丁目6番12号 (107)
債務者 平野千賀子

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3336号
大阪市城東区鷺野西2丁目2番8-805号
債務者 中掘 光法

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3347号
大阪市生野区舍利寺2丁目16番9号 エルベ
舍利寺 403号
債務者 中村 和広
法定代理人保佐人 保田眞規生

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3368号
大阪府枚方市三矢町2番27-23号
債務者 下西 享太

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3369号
大阪府枚方市伊加賀北町3番14-201号
債務者 野明 亮

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3440号
大阪市東淀川区小松2丁目6番4号 メゾン
オパール 403号
債務者 夫士くり子

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3469号
大阪府箕面市箕面6丁目6番58号
債務者 安松谷幸子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3477号

大阪府大東市野崎1丁目1番24号 野崎コープ305号、前住所大阪府大東市深野北1丁目9番29号 エスピワール301
債務者 今井 定之

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3512号

大阪府吹田市穂波町5番9号 (403)
債務者 肥田 誠志

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3570号

大阪府寝屋川市高柳5丁目4番19号
債務者 中村 住男

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3571号

大阪市東住吉区鷹合3丁目7番1号 コーポパークサイド 103号
債務者 土屋 輝晃

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3670号

大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番10号
プレアール照ヶ丘 104号、前住所大阪市東住吉区南田辺5丁目29番15—603号
債務者 奥田 一美

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3671号

大阪市淀川区十三元今里1丁目8番5号 アクティ十三 3D号
債務者 魚住 博之

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3685号

大阪府高槻市津之江町3丁目50番5号
債務者 豊田 秀行

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3708号
大阪市住吉区長居西2丁目9番27号 シャトーローレンス 101号
債務者 久保田啓子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1113号
長崎県佐世保市瀬戸越4丁目1298番地4 地所ビル 403、前住所沖縄県うるま市宇垣屋253番地6 ヒルサイドマンションB101
債務者 光武健太郎
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第275号
鹿児島市唐湊3丁目6番46号
債務者 永田真理奈
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第88号
秋田市御所野元町1丁目1番30号 アヴァンティA202
債務者 永見 和也
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第89号
秋田市御所野元町1丁目1番30号 アヴァンティA202
債務者 永見さおり
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第123号
秋田市新屋日吉町43番3-103号
債務者 前川 修蔵
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第127号
秋田市手形字西谷地717番地 105
債務者 高橋 智宏(旧姓鎌田)
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第47号
秋田県能代市中和1丁目5番25号
債務者 田中 仁
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第49号
秋田県山本郡三種町浜田字一本柳119番地
債務者 三浦ルリ子
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第24号
秋田県にかほ市平沢字前谷地97番地8
債務者 佐藤 夕貴
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第18号
千葉県南房總市市部355番地12 コーポ磯部206
債務者 星野 敬
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和7年(フ)第190号
福井県勝山市元町2丁目6番40号
債務者 藤澤 純子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和7年(フ)第41号
長野県佐久市根々井216番地1 プレスティージ佐久平202
債務者 跡部 芳一
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第153号
静岡県富士市伝法114番地の9 クレスキューブビル301号
債務者 渡邊 真澄
1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第20号
岐阜県揖斐郡池田町青柳289番地の10、前住所岐阜県大垣市赤坂町3258番地1 リヴェルM I Y A 102号室
債務者 橋本 龍人
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第42号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土36番地7
債務者 今井小夜子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第50号
岐阜県美濃加茂市太田本町4丁目4番7号 マンション日本ライン302号、前住所岐阜県美濃加茂市前平町1丁目264番地 ツインズ前平II203号
債務者 平松 良晃
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部

<p>令和7年(フ)第343号 兵庫県姫路市家島町宮1727番地21 債務者 横田登美子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第209号 奈良県桜井市大字大福852番地 グレース コートD棟 101号室 傾債務者 北川 進 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 奈良地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第188号 奈良県橿原市新賀町385番地 レオネクスト みやこ385 110号 傾債務者 北村 彩夏 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第203号 和歌山市弘西1042番地8 紀伊団地1—3—316 傾債務者 上野 朋子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第208号 和歌山市狐島622番地1 クローバーメゾン 狐島608号 傾債務者 滝 依利 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第98号 鳥取県鳥取市雲山221番地85 傾債務者 新木 幸雄 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第28号 鳥取県東伯郡琴浦町大字中村70番地 傾債務者 小谷由美子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部</p> <p>令和7年(フ)第100号 鳥取県境港市中野町181番地 32—1 傾債務者 石倉 淳也 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第197号 愛媛県松山市朝生田町7丁目9番22号 シュ レナ朝生田202号 傾債務者 森本 純子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第37号 愛媛県今治市菊間町種11番地、前住所大阪府 大阪市住吉区清水丘3丁目5番18号 P o 1 a r i s あびこ 105号 傾債務者 渡部 仁亮 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第32号 愛媛県西予市野村町野村12号750番地1 野 村中央団地 A—1号、前住所愛媛県西予市 野村町野村14号365番地 岩村団地新岩村12 号 傾債務者 土居久実子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 松山地方裁判所宇和島支部</p> <p>令和7年(フ)第335号 宮崎市淀川3丁目4番26号 日高ビル205号 傾債務者 S P L I T T G E R B E R A N D R E H E L M U T B J O E R N M A X 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時30 分 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>
---	---	---

令和7年(フ)第268号
 鹿児島市東谷山2丁目2番19号 プリンスマンション206号、前住所鹿児島市荒田1丁目19番15号
 債務者 吉水 忠美
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第276号
 鹿児島市西佐多町279番地2 平田アパート102号
 債務者 小川 健一
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第308号
 鹿児島市下荒田4丁目30番2号 ジュールA403号
 債務者 酒井千鶴子
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第311号
 鹿児島市上福元町5890番地1 市住2042号
 債務者 本木下和可
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第317号
 鹿児島市坂之上7丁目13番30号 ラシュレ204号
 債務者 竹野 泰斗
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第158号
 沖縄県うるま市みどり町6丁目19番2号
 ハークアパート302
 債務者 金城 良美
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第194号
 沖縄県うるま市みどり町2丁目5番4号 みどりハイツ302
 債務者 坂野 節子
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第1251号
 東京都調布市布田2丁目41番地1 P a t i o Verde102
 傾務者 横島 裕弥
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1566号
 横浜市青葉区荏田北3丁目5番地1 308
 傾債務者 山口 智志
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第33号
 福井県敦賀市神楽町1丁目4番18号
 傾債務者 大河内優美(旧姓山下)
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　福井地方裁判所敦賀支部
令和7年(フ)第97号
 山口県宇部市大字際波558番地5
 傾債務者 西江 秋子
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第102号
 山口県宇部市松島町6番7号
 傾債務者 品川 韶
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第206号
 徳島県鳴門市鳴門町高島字北380番地 県営住宅高島団地146号
 傾債務者 日下 一也

1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第70号
 福岡県行橋市東泉2丁目7番3号
 傾債務者 後藤 啓
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第77号
 福岡県京都郡苅田町京町2丁目7番地1
 (オークランド苅田町エクステージュ901号)
 傾債務者 春藤ひとみ
 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第78号
 福岡県京都郡苅田町神田町1丁目3番地6
 (前住所 福岡県田川市大字位登61番地1(平和団地5組))
 傾債務者 奥田 美咲(旧姓松本)
 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 　　福岡地方裁判所行橋支部破産係

<p>令和7年(フ)第66号 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 114番地16 債務者 滝瀬 育子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和7年(フ)第145号 福島県郡山市台新1丁目20番20号 シャトーブラン貴1-101号 債務者 橋本友香子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ)第81号 富山市町村2丁目30番地 レオパレスF IN E III204号 債務者 松井 英彦 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 富山地方裁判所民事部 令和7年(フ)第91号 富山市五福34番地1 デ・アコルド アーリ フィールド205号 債務者 倉橋 春奈 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第96号 青森県弘前市大字俵元1丁目3番地11、旧住所青森県青森市第二問屋町3丁目20番13号 ハウス2000 2階D号 傾債務者 山中 浩貴(旧姓山内) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和7年(フ)第98号 青森県弘前市大字早稲田3丁目2番地6 ローズハウスB棟 傾債務者 赤石 讓 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和7年(フ)第85号 広島市安佐南区山本9丁目25番11号 傾債務者 養祖 奈未 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第711号 広島県東広島市安芸津町三津5785番地13 傾債務者 北井多津子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第646号 広島市安佐南区大町西1丁目17番9-202号 傾債務者 上岡 直行 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第101号 山口市陶4686番地1 傾債務者 藤井 礼子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 山口地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1228号 埼玉県川口市戸塚東1丁目3番7号 東川口ハイツ201号 傾債務者 新谷 里香 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第1229号 埼玉県川口市戸塚東1丁目3番7号 東川口ハイツ201号 傾債務者 新谷 春樹 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第399号 相模原市中央区矢部4丁目3番1号 矢部コーポフロンティア101 傾債務者 廣川美由起 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年(フ)第112号 新潟県長岡市希望が丘1丁目534番地 エクセレント開103号室 傾債務者 外山 武晴 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>
---	---	---

令和7年(フ)第119号 新潟県南魚沼市君島177番地4 債務者 小林 君枝(旧姓河邊) 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係 令和7年(フ)第120号 新潟県見附市学校町2丁目13番79号 県営あいおい住宅(305号) 債務者 坂井 桂子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係 令和7年(フ)第121号 新潟県魚沼市堀之内2911番地3 債務者 神保 秀利 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係 令和7年(フ)第183号 愛知県豊橋市中浜町219番地18 ア・ラ・モード6 101 債務者 近藤 純樹 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第199号 愛知県田原市浦町大原西58番地6 グランディアス、Ⅲ102号室 債務者 上玉利咲綾(旧姓勝連)	1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第262号 岡山県倉敷市生坂774番地1 プレッソ・リーバⅡ 106号 債務者 松本 卓巳 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 令和7年(フ)第214号 沖縄県那覇市天久2丁目5番18号 オアシスクデット202 債務者 守谷こずえ 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第1121号 さいたま市中央区大字下落合1051番地2 オーク下落合702 債務者 清水 啓太 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第1280号 さいたま市見沼区東大宮7丁目8番地14 キャッスルローズ402号室 債務者 高橋 周子	1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第1284号 さいたま市見沼区大字蓮沼266番地3 リエス蓮沼202号 債務者 保井 麻里 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第1288号 さいたま市大宮区三橋1丁目629番地1 グリーンパーク大宮2-507 債務者 西元 愛子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第164号 埼玉県所沢市北原町870番地の5 パークハイツ211、申立時の住所埼玉県坂戸市八幡2丁目3番14号 フォーレストイン八幡B303号室 債務者 門田 千鶴(旧姓平沼) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第472号 埼玉県川越市伊勢原町5丁目5番地6 (川越いせはら団地3号棟306号室) 債務者 小林 清美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第1333号 埼玉県川口市芝園町3番3-1414号 芝園団地 債務者 岡島 博行
---	---	--

令和7年(フ)第473号 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1393番地33 債務者　牟田　大介 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第519号 埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1丁目3098番地の1 セントラルハイツ202、前住所埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1丁目3098番地の1　セントラルハイツ102 債務者　西原　好子（旧姓池田） 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第527号 埼玉県富士見市上沢1丁目11番1号 債務者　藤村　友子 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第536号 埼玉県富士見市西みずほ台2丁目12番地3 ハピネスⅠ　202 債務者　前澤菜穂子 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第480号 埼玉県川越市大字藤間71番地1 債務者　八木みえ子 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第520号 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木353番地2　ふるさとホーム鶴ヶ島三ツ木 債務者　芥川　成子 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第528号 埼玉県富士見市上沢1丁目11番1号 債務者　藤村　慎 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第537号 埼玉県所沢市御幸町8番5-603号　グレディオール 債務者　伊藤　匠大 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第486号 埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目11番23号　メゾン・ド・イズミ106 債務者　山田　真 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第525号 埼玉県坂戸市浅羽野1丁目9番地13　横田ハイム201号室 債務者　西館　涼太 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第529号 埼玉県富士見市上沢1丁目11番1号 債務者　藤村美和奈 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第541号 埼玉県入間市大字新久810番地 債務者　吉野　美幸 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第510号 埼玉県所沢市美原町4丁目2991番地の10　ルフティーニ所沢A-402 債務者　辻村　豪汰 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第526号 埼玉県富士見市上沢1丁目11番1号 債務者　藤村　健一 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第530号 埼玉県狭山市大字上奥富188番地の4 債務者　佐藤　徹 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第542号 埼玉県入間市大字新久810番地 債務者　吉野　綾 1 決定年月日時　令和7年8月6日午後5時 2 主文　債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間　令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第546号

埼玉県川越市大字砂432番地6
債務者 佐久間真美(旧姓齋藤)

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第551号

埼玉県所沢市けやき台1丁目17番地の1
債務者 田澤よし江

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第556号

埼玉県川越市大塚2丁目4番地3 (アヴァンサール102号室)
債務者 及川 哲一

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第557号

埼玉県狭山市広瀬東2丁目20番21号
債務者 波多野幸絵

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第567号

埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目5番13号 サンライズ福沢301
債務者 江良 果恋

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第600号

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡2丁目3-13 ナカバヤシ鶴ヶ岡ハイツ505、住民票上の住所群馬県高崎市綿貫町2201番地
債務者 山口なつみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第217号

埼玉県本庄市万年寺3丁目23番24号 L u c e 201
債務者 大石 法子(破産申立時の姓出浦)

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第222号

埼玉県児玉郡上里町大字堤610番地10
債務者 南本康太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第413号

相模原市中央区上溝3丁目15番2-6号
債務者 落合 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第147号

鈴鹿市仲浜町3番2602号 W I N D I A 仲浜、前住所鈴鹿市新富町10番2号
債務者 蟹江 知香

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
鈴鹿地方裁判所民事部

令和7年(フ)第152号

鈴鹿市興津2丁目5番13号 有料老人ホームほっこり2
債務者 金谷 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
鈴鹿地方裁判所民事部

令和7年(フ)第195号

群馬県佐波郡玉村町大字福島1279番地2 タムラハイツ103号
債務者 関口 亜紀(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第229号

群馬県北群馬郡棟東村新井589-1 介護付き有料老人ホーム新井、住民票上の住所群馬県渋川市石原88番地1
債務者 松村 元夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第328号

相模原市南区上鶴間本町7丁目4番15号 d e a r c o u r t B 105
債務者 L'oeilletこと工藤 清

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第367号

相模原市南区相武台1丁目24番3号 オーイシDKビル202
債務者 小島 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第401号

神奈川県厚木市松枝2丁目7-1 愛光病院、住民票上の住所相模原市緑区中野1245番地4 ふれあいの家IV
債務者 沼尾 蓮

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第422号
相模原市南区桜台13番2-119号
債務者 後藤美由紀(旧姓北原)

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第157号
高知市一宮東町5丁目21番17号 サニーヒルズ一宮東町201、旧住所高知市和泉町15番18号 和泉コーポ101
債務者 中山百合

1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第229号
盛岡市みたけ4丁目13番40号 元気、前住所
盛岡市西仙北1丁目30番45号 アプリコットハウス202号
債務者 阿部良夫

1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第117号
群馬県太田市亀岡町40番地1 ふるさとホーム尾島
債務者 山内富士雄
法定代理人保佐人 深津赴夫

1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第207号
香川県高松市由良町402-1 クレイドル由良 VI-4、住民票上の住所香川県高松市牟礼町大町1359番地2
債務者 藤目 国誉

1 決定年月日時 令和7年8月7日午前9時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第431号
栃木県宇都宮市上戸祭4丁目17番18号 サニーフィールド201
債務者 相場 友美

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第457号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町144番地21 パレットB201
債務者 田中夕紀菜

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第459号
栃木県宇都宮市若草3丁目15番24号 三向ハイツ若草203号、前住所栃木県宇都宮市東宿郷3丁目3番5号 エスデザイン405
債務者 西川 弥里

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1001号

千葉市若葉区都賀5丁目23番22号 ジュエル
B207号

債務者 高橋 良和

1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1103号

千葉県市原市五井中央西2丁目14番地9

債務者 入村 明美

1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1106号

千葉県船橋市西船7丁目5番46-601号

債務者 和田 敦

1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1116号

千葉県船橋市宮本8丁目39番11-101号

債務者 熊谷まどか

1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1175号
千葉市若葉区千城台北1丁目3番3棟308号
債務者 瀧本 静代
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1189号
千葉県市川市須和田1丁目25番1号 (マイワハイツ201号)
債務者 伊藤 晃二
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1230号
千葉市稻毛区小中台町653番地6
債務者 後藤 尚子
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1119号
東京都国分寺市内藤1丁目13番地43ニューライフⅢ105
債務者 佐々木 駿
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1150号	東京都武蔵野市吉祥寺北町2丁目19番26号—201、住民票上の住所静岡県富士市富士見台5丁目6番地の16 債務者 村田 拓也 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1161号	東京都武蔵野市境2丁目12番7号アーバンハイツ武蔵境102、前住所東京都武蔵野市関前3丁目33番10号秋山ハイツ105 債務者 佐々木千歩 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1183号	東京都昭島市大神町4丁目16番21号クレアモント201号 債務者 福本 悠太 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第140号	静岡県浜松市中央区館山寺町1694番地の1 ヴァーチュ302 債務者 高木 綾 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第259号	静岡県袋井市上山梨1丁目5番地の7、前住所静岡県島田市金谷東2丁目35番地の8 債務者 鈴木千津子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第45号	秋田県能代市栄町3番35号 シャトーアイタコ栄 14号室 債務者 渡邊 冬夢(旧姓石野) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第48号	秋田県能代市字寿域長根13番地2 シティコーポ95 202号 債務者 小林 伸吾 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第179号	長崎県長崎市稻佐町14番13—205号、旧住所長崎県長崎市稻佐町19番34号 債務者 堀 典子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第15号	北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町4丁目2番7号 債務者 蔵 征則 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第111号	福島県いわき市四倉町字鬼越71番地の2 債務者 金成 直美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第172号	茨城県つくば市東光台4丁目9番地 ゾーネ201号、前住所茨城県常総市相野谷町87番地31 債務者 島袋ハルキこと 島袋 ジオゴ ハルキ 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第121号	茨城県常総市菅生町218番地 債務者 笠川 誠 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所下妻支部

<p>令和6年(フ)第87号 長野県佐久市岩村田3405番地1 サーブラス 上信濃石A101号 傾務者 柳沢 美子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所佐久支部</p> <p>令和7年(フ)第137号 三重県鈴鹿市長太新町2丁目3番23号、前住所神奈川県川崎市麻生区金程1丁目1番5号 傾務者 中村 将嗣 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第198号 三重県いなべ市北勢町阿下喜1932番地 傾務者 近藤布美子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所四日市支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第203号 三重県桑名市多度町香取569番地1 住宅型有料老人ホームたどり里 傾務者 佐藤 正秋 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第33号 滋賀県長浜市加田町1405番地ビレッジハウス 1-201号室、前住所滋賀県長浜市平方町585番地 湖水荘 7号室 傾務者 牛嶋 勝広 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第99号 鳥取県鳥取市三津212番地、旧住所鳥取県鳥取市三津209番地 傾務者 麻木 延郎 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 鳥取地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第101号 鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番11-13号 傾務者 高木 龍春 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 鳥取地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第19号 島根県浜田市三隅町岡見10番地75、住民票上の前住所島根県浜田市周布町イ63番地10 傾務者 高橋 伸征 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 松江地方裁判所浜田支部</p>	1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部 <p>令和7年(フ)第426号 岡山市東区神崎町105番地10 ウーノ102号室、旧住所京都府福知山市宇天田無番地 傾務者 神村 遥斗 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第98号 山口県下関市大字吉見下764番地 傾務者 安村 一好 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第313号 大分市政所1丁目4番39-901号 ピア大在 傾務者 中山 隆裕 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第325号 大分市賀来北1丁目1番60-105号 グラン ジュテ賀来 傾務者 大塚 弘文 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第294号 宮崎市大橋1丁目175番地 メゾンリヴェール203号 傾務者 菊池 孝賢</p>
--	--	--

令和7年(フ)第90号 茨城県下妻市前河原611番地16 債務者 フアマン マトス ファビオ レンゾ 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第1247号 横浜市旭区川井宿町14番地3 アルカンシェル203 債務者 中井 竜治 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1902号 横浜市港北区大倉山4丁目30番3号 ヒロタマンション大倉山101号室 債務者 笠原 理紗 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第339号 兵庫県尼崎市長洲中通1丁目1番21-301号 債務者 市村美智子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第91号 茨城県下妻市前河原611番地16 債務者 リオス ヤスダ デ フアマン ミラゴロス ヴァネッサ 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第1373号 横浜市港北区鳥山町1092番地 フラワーハイム半田305 債務者 佐藤 暢雄 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第822号 京都市右京区山ノ内苗町40番地の1 コスマウンダータウン202号 債務者 石井 良美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第342号 兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目23番2号メゾン・ド・パルテール308 債務者 村瀬 文子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第1066号 東京都清瀬市元町2丁目24番20号グランベリー・セイコー101号 債務者 松村 梨乃 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1465号 神奈川県茅ヶ崎市本宿町1番1号 ミランダバレス201 債務者 井内 純也 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第846号 京都市中京区壬生花井町15番地 シャルトヤマハ 128 債務者 西村 太一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第23号 広島県呉市安浦町中央北2丁目4番19-1号 債務者 相田 実花 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第1269号 東京都八王子市長房町520番地長房南アパート南3-602 債務者 田島美代子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1727号 横浜市港北区大倉山4丁目11番13-302号 債務者 倉山 四郎 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第908号 京都市西京区桂上豆田町38-3 ファミール桂402、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新5丁目12番35号 第2古川ハイツ 204号 債務者 金本 恵美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第94号 広島県呉市阿賀北1丁目15番45号 債務者 水尻 智雄 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第3514号
大阪市淀川区木川東4丁目17番9-608号
債務者 大北 豊
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3540号
大阪府茨木市真砂3丁目18番3号 アーク
ヴィラ真砂 306号
債務者 渡越留美子
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3560号
大阪府枚方市香里ヶ丘1丁目708番地の9
債務者 松原 一幸
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3634号
大阪府豊中市北緑丘2丁目1番22-1305号
債務者 前川 勉
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3635号
大阪府豊中市北緑丘2丁目1番22-1305号
債務者 前川 延子

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3727号

大阪市淀川区三国本町2丁目2番28-303号
債務者 西田 榮子

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第290号

兵庫県尼崎市西川2丁目9番12号ベルエボック403
債務者 さとこのゆびヨガサロンこと 大畑
智子

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第297号

兵庫県尼崎市西昆陽3丁目4番18号
債務者 柴田 真一

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第331号

兵庫県西宮市常磐町6番24号
債務者 山田 弘道

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第359号
 兵庫県尼崎市大島1丁目10番10号シャーメゾンLEAF201号
 債務者 明山 弘志
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第141号
 神戸市西区井吹台東町4丁目18番地 9-203号、前住所神戸市西区井吹台東町1丁目3番地 1B-104号
 債務者 池上 謙
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第156号
 兵庫県明石市大久保町八木396番地の1 セレッソ・フィールドIII-204号
 債務者 篠川 優弥
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第16号
兵庫県明石市東藤江2丁目11番1号
債務者 高見 勉
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第48号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施2621番地
11
債務者 三上 幸子
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第52号
山口県岩国市川下町1丁目4番14号
債務者 山住 文美
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第53号
山口県柳井市平郡2010番地(前住所 山口県
山口市小郡明治2丁目3番21-603号メゾン
小郡)
債務者 久芳真一朗
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第139号
 徳島県徳島市川内町榎瀬801番地の9 リバロハイツ109号
 債務者 青木 貴史
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第186号
 徳島県板野郡藍住町奥野字乾126番地19、旧住所徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示1番地1 町営敷地団地D4 22号
 債務者 工藤 淳子
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第195号
 徳島県徳島市大和町2丁目2番6-406号
 天羽マンション
 債務者 来原ひとみ
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第205号
 徳島県勝浦郡勝浦町大字星谷字大明神53番地、旧住所徳島県小松島市金磯町10番73-5号
 債務者 長富 知美
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第147号
 福島県須賀川市日向町111番地 リブコーポ201号
 債務者 吉田 明美
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第171号
 福島県郡山市亀田1丁目18番15号 フレグラ
 ンス四季201号
 債務者 宮戸 武
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第91号
 佐賀県杵島郡大町町大字福母2510番地3、前
 住所佐賀県杵島郡大町町大字福母2802番地8
 債務者 滝澤 均
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第922号
 千葉市中央区田町634番地1 インペリア
 ルA205号
 傾債務者 児玉 裕紀
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1013号
 千葉県市川市宮久保5丁目4番19号
 傾債務者 宇都 優貴(旧姓米倉)
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1017号
 千葉県市川市下貝塚2丁目34番15号 (ミキ
 ハイム下貝塚B101号)
 傾債務者 中村 亮平
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1030号
 千葉県市原市門前2丁目301番地
 傾債務者 井端 敏夫
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1070号
 千葉市若葉区西都賀1丁目2番18号 三京パ
 レス西都賀202号
 傾債務者 飯田 晃一
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1164号
 千葉県船橋市習志野2丁目1番7号 マリー
 ナA201号
 傾債務者 友岡 靖晶
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1168号
 千葉県八千代市八千代台西8丁目28番1号
 リヴェールハウス八千代台101号室
 傾債務者 大森 聰
 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1171号
 千葉市中央区大森町314番地
 傾債務者 中山 晴彦
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1180号
 千葉市稻毛区稻毛町5丁目414番地1 フエ
 アリー203号
 傾債務者 峯山 茉美
 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1183号	千葉市若葉区千城台南2丁目5番71号 債務者 大森 一雄 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1232号	千葉県市原市君塚1丁目2番地1 ニューハイツソフィーマルソービ202 債務者 神明 雅志 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1243号	千葉県市川市大野町2丁目1857番地6 (ホワイトコープラス201号) 債務者 堀内 理奈 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1246号	千葉市美浜区幸町2丁目12番1号 ショウジュレジデンス 債務者 益 繁一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第60号	神奈川県逗子市沼間2丁目3番3-220号 債務者 上村 由美 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第89号	島根県松江市福原町689番地2 市営福原住宅203号 債務者 谷口小百合 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第94号	島根県仁多郡奥出雲町三成481番地 債務者 森原 法子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第98号	島根県松江市八雲町平原1821番地47 債務者 高野 美幸 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第219号	青森市けやき1丁目1番20号 アーバンホーム第1けやき202号 債務者 濱田 真先 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第436号	神奈川県伊勢原市笠置307番地 グレース307 102号 債務者 遠藤千代子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第52号	栃木県那須塩原市二区町401番地20 松村アパート20号 債務者 斎藤 徹明 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第53号	栃木県那須塩原市北和田761番地5 債務者 中川 尚美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

令和7年(フ)第218号	千葉市花見川区幕張町5丁目417番地231 幕張住宅501号 破産者 藤原 豊 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第355号	千葉市稻毛区六方町19番地 千田工業 破産者 飯尾 一美 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第361号	埼玉県富士見市水谷東1丁目11番11号ハイツローラン103 破産者 片岡 剛子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第407号	千葉県八千代市大和田56番地6 破産者 岸本 朋子(旧姓吉崎) 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第412号	千葉市若葉区東寺山町1062番地7 サニーキャッスルB102号 破産者 竹渕 龍也 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第421号	千葉県八千代市八千代台西9丁目25番12号 エスペランサ203 破産者 古園 雄大 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第603号	千葉市緑区おゆみ野南4丁目28番地1 破産者 福原 哲也 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第387号	千葉県四街道市四街道1552番地33(アイランドK2 105)、前住所千葉県四街道市みそら3丁目29番10号 破産者 黒川 陽子(旧姓高澤・多田) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第45号	代替住所A(旧住所千葉県成田市吾妻2丁目1番地2(22棟301号)) 破産者 小林 浩美 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第111号	千葉県四街道市鹿渡790番地1(ビューテラス101) 破産者 竹田 正夫 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第9号	埼玉県飯能市岩沢546番地1号 破産者 株式会社アライブ 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(フ)第570号	埼玉県ふじみ野市上福岡5丁目8番1号 工クセラントキヨシ307 破産者 小黒 卓也 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第275号	横浜市青葉区もみの木台6番地8-101 破産者 株式会社有吉 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第620号	横浜市瀬谷区瀬谷4丁目39番地17 破産者 PrimeHopes株式会社 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第38号	長野県北佐久郡御代田町大字御代田1175番地3 破産者 RYU GOLF JAPAN株式会社 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所佐久支部
令和6年(フ)第39号	長野県佐久市中込3357番地2 破産者 株式会社イサン 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所佐久支部
令和6年(フ)第2907号	名古屋市中村区並木2丁目148番地103 破産者 株式会社Send 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第557号	愛知県清須市清洲2603番地 @内堀A2 破産者 合同会社B E L U T E 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第666号	名古屋市西区浅間2-4-6 ヤマコ第一ビル403 破産者 株式会社ティ・ピィ・エス設計事務所 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和3年(フ)第51号	三重県志摩市阿児町鵜方3152番地7 破産者 伊勢志摩地建株式会社 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第9号	北海道虻田郡ニセコ町字富士見131-11 破産者 in bloom niseko合同会社 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和2年(フ)第12号	北海道新冠郡新冠町字東泊津210番地1 破産者 有限会社川上牧場 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和2年(フ)第14号	北海道新冠郡新冠町字東泊津26番地の2 破産者 川上 悅夫 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第497号	京都市山科区大塚西浦町32番地の9 破産者 アムサメイト株式会社 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第10号 北海道河西郡芽室町西8条9丁目1番地24 破産者 K N R e s a l e 株式会社 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第690号 東京都狛江市東和泉1丁目23番3号 破産者 有限会社オオヌマオフィスサービス 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第942号 東京都八王子市打越町1076番地1 グリューン シュロス305号 破産者 山口 俊次 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第431号 千葉市中央区祐光1丁目4番18号 グリーン ハイツ105号 破産者 森 千宏 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第691号 東京都狛江市東和泉1丁目15番3号ハウスリ ンデン205 破産者 大沼 秀三 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第125号 横浜市旭区善部町101番地8 ロゼール壱番館 601号 破産者 株式会社 T o g a C o m p a n y 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第75号 鹿児島市紫原3丁目63番25号 ベイサージュ 濱島102号 破産者 未吉 正美 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第61号 千葉県銚子市明神町1丁目43番地の6 破産者 柳瀬 利昭 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第890号 東京都町田市森野6丁目21番地桧台ハイツ 307 破産者 栗原 健児 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第126号 横浜市旭区善部町101番地8 ロゼール壱番館 601号 破産者 株式会社 T o g a C o m p a n y Z 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第76号 鹿児島市紫原3丁目63番25号 ベイサージュ 濱島102号 破産者 未吉あさみ 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第670号 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークプラザ5F 破産者 みらいパートナーズ株式会社 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第903号 東京都多摩市鶴牧5丁目40番地12-101 破産者 桑島 裕喜 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第35号 横浜地方裁判所第3民事部 破産手続廃止及び免責許可決定 鹿児島県薩摩川内市白浜町381番地 破産者 山口 誠 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第100号 鹿児島市西陵1丁目41番7号 青木ハイツ 103号 破産者 横田 剛次 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第671号 東京都日野市大坂上4丁目13番地の3 コー シャハイム日野大坂上1-101 破産者 中川 聰 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第904号 東京都多摩市鶴牧5丁目40番地12-101 破産者 桑島 淑恵 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第28号 鹿児島市下福元町9527番地43 破産者 猶野 裕貴	令和7年(フ)第145号 鹿児島市大黒町4番10号 ララポート松崎 703号、前住所鹿児島市西千石町6番21号 O P T I O N . B L D . 401号 破産者 西久保 誠 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第172号

鹿児島市吉野町4878番地6

破産者 川南 淳博

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第44号

奈良市大森町75番地 フレオーブツカサ402号

破産者 みやこや亭こと海鮮市場みやこ屋こと 旬恵こと 北村 誠

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第50号

奈良県生駒郡斑鳩町龍田南3丁目3番12号
破産者 天野マッサージこと 天野 弘登

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第60号

奈良県大和郡山市小泉町4番地75
破産者 mignonこと 榎内 典子(開始決定時の姓向井)

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係

令和5年(フ)第239号

奈良県高市郡高取町大字森377番地

破産者 丸田工務店こと 丸田 真也

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第240号

奈良県橿原市中曾司町726番地の3

破産者 德佐田直弥

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第98号

福岡県久留米市野伏間1丁目19番9—505号
破産者 渕野 健治

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第120号

福岡県久留米市本山2丁目21番35号

破産者 ソシオエステティックなごみこと 岩ともみ

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第1763号

札幌市白石区本郷通6丁目北3番12—402号

破産者 小林 竜一

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第159号

岩手県北上市村崎野18地割298番地4 プロムナードE棟101号、開始決定時の住所岩手県花巻市西宮野目第11地割51番地1
破産者 鎌田 善一

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第31号

山形県米沢市館山5丁目1番29号

破産者 長谷川直紀

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第35号

山形県米沢市下花沢3丁目1番62号、前住所 山形県米沢市春日2丁目13番6号 コーポわがつま101号室
破産者 金子 康平

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第290号

群馬県伊勢崎市豊城町2229番地36(開始決定時の住所)群馬県伊勢崎市豊城町1482番地12
破産者 大和 滿衛

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第402号

群馬県伊勢崎市柏川町1667番地 ヴィクトワールA201
破産者 大村 正勝

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第172号

岩手県北上市村崎野18地割298番地4 プロムナードE棟101号、開始決定時の住所岩手県花巻市西宮野目第11地割51番地1
破産者 鎌田 善一

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第88号

群馬県佐波郡玉村町大字樋越376番地14 メゾンブチフォーレB202
破産者 小林 稔卓

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第958号

川崎市多摩区西生田5丁目7番11号 パレット西生田A 102
破産者 市原政太郎

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第257号

川崎市川崎区旭町2丁目27番13号 ピアハイツ旭町 301
破産者 柿崎 大

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第354号

川崎市幸区小倉4丁目3番20—405号
破産者 助川 武

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第17号 富山県氷見市窪1775番地1 破産者 紺谷 俊輔 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部	令和5年(フ)第270号 青森市富田4丁目2番6号 メゾンセンチュリーC-201、前住所青森市奥野4丁目11番3号 破産者 伊藤 若伯 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第198号 福井県鯖江市幸町2丁目2番15号、住民票上の住所福井県鯖江市幸町2丁目2番14号 破産者 森本 豊 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第174号 鹿児島市南郡元町12番7号 破産者 田代 益子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第94号 福井市勝見3丁目11番27号 ソレイユ・ルバーン101 破産者 池野 英昭 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館市亀田町6番49号 ヴァンペール 105 破産者 高杉美樹生	令和5年(フ)第344号 函館市亀田町6番49号 ヴァンペール 105 破産者 高杉美樹生 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第778号 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土1番地233 レインボー東白土305号 破産者 新井 誠 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第56号 北海道帯広市西17条南1丁目13番13号 破産者 菊地 直幸 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第48号 愛知県小牧市藤島町梵天97番地 キャッスルプラザ梵天1B号 破産者 柳間 美穂 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第111号 青森県東津軽郡平内町大字浜子字堀替77番地3 夜越山俱楽部 破産者 畑井 喜平 法定代理人成年後見人 一般社団法人ソーシャルネットあおもり 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第92号 愛知県瀬戸市北山町25番地 ピレッジハウス北山1-204、従前の住所愛知県豊田市土橋町4丁目79番地1 Makarai i 703号 破産者 山本 弘子	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 島根県大田市大田町大田ハ304番地2 破産者 玉井 純悟	令和6年(フ)第2700号 横浜市南区宿町1丁目13番地 横濱苅田公園パークホームズ204号 破産者 遠藤 康房 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第38号	横浜市都筑区茅ヶ崎東3丁目5番5-304号 破産者 渡邊 岳彦 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第439号	横浜市神奈川区松見町1丁目42番地1 コート菊島302号 破産者 佐川 裕志 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第526号	神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸4番66-15号 ステラマリスA号室 破産者 石山 則子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第317号	静岡県浜松市中央区半田町576番地の3 破産者 梅原 潤 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第124号	静岡県浜松市中央区芳川町884番地の1 レジデンス久B302 破産者 石原久美子(旧姓臼井)

1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第131号
静岡県浜松市中央区神田町293番地の12 破産者 矢口 晴久 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第1093号
京都市伏見区桃山町丹下38番地43、前住所京都市伏見区南尼崎町512番地7 破産者 小田 裕子(旧姓谷本) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第150号
京都府木津川市相楽古川19-1 シャトウドゥクリヨン105、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町上市247番地 破産者 引田 悠紀 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第363号
京都市伏見区深草西浦町1丁目10番地3 口イヤル深草609号 破産者 井辻 智 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第982号
広島市安佐北区可部7丁目16番16-3号 破産者 山田 尚之 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第79号
広島県安芸郡府中町城ヶ丘18番11号 ヒルズコート202 破産者 星野 健人 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第30号
高知県高岡郡中土佐町久礼5286番地 破産者 谷脇 美春 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部
令和7年(フ)第50号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久671番地 パシフィック武雄203号 破産者 菅原 浩徳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第36号
宮城県石巻市中浦2丁目1番120号 市営中浦第二復興住宅102号 破産者 山口まゆみ 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第18号
秋田県山本郡三種町鯉川字下谷地40番地1
破産者 宮田 金利
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第19号
秋田県山本郡八峰町峰浜沼田字家ノ下277番地4
破産者 金谷キミエ
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第24号
秋田県能代市天内字新山林45番地2
破産者 加賀谷太一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第26号
福島市南沢又字柳清水12番地の5みやば第一ハイツ201号
破産者 長谷部崇仁
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第241号
埼玉県川口市戸塚1丁目11番27号 平和ハイツ203
破産者 伊藤ゆき子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第131号
埼玉県富士見市渡戸2丁目20番22号
破産者 近藤 篤史
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第203号
埼玉県狭山市大字東三ツ木175番地の12 b
CASA新狭山re-born105
破産者 松谷 広志
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第245号
埼玉県狭山市広瀬2丁目9番27-203号
破産者 関原 孝之
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第262号
埼玉県狭山市狭山台1丁目24番地の3 シャトル狭山台305
破産者 動物ねむりの里こと 金村 義則
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第263号
埼玉県所沢市大字久米1317番地の21 アタラクシア・トシC
破産者 大川 孝一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第264号
埼玉県所沢市大字久米1317番地の21 アタラ
クシア・トシC
破産者 大川 真
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第308号
福岡県福岡市城南区梅林4丁目13番4-202
号 casamento MOTT A、破産
手続開始時の住所埼玉県所沢市日吉町29番7
号 ピニエール日吉103
破産者 岩永 晃
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第315号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南2丁目14-13
プリンセスハイム102号室、住民票上の住所
埼玉県入間郡毛呂山町面白台2丁目5番地5
破産者 大木 健一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第178号
横浜市旭区東希望ヶ丘146番地2 グリーン
コーポ東希望ヶ丘702号
破産者 櫻 操
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第73号
神奈川県横須賀市緑が丘11番地 コンフォート緑が丘106、開始決定時の住所神奈川県横須賀市林2丁目10番25号
破産者 小島 蓮
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第89号
神奈川県横須賀市大矢部1丁目2番11-207号、前住所神奈川県横須賀市大津町3丁目20番16号 サンレジデンス201号
破産者 佐久間健一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第90号
長野県小諸市大字市667番地1 セジュール芝宮A 201
破産者 櫻井 芳利
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所佐久支部

令和6年(フ)第91号
長野県小諸市大字市667番地1 セジュール芝宮A 201
破産者 櫻井りつ子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第133号	名古屋市緑区桃山2丁目95番地 緑黒石荘1棟109号 破産者 宮下 幸司 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第303号	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字マノ割29番地2 Garageヴィータ2号 破産者 渡邊 忠夫 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第558号	愛知県清須市清洲2603番地 @内堀A2 破産者 柳澤 一樹 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第606号	愛知県みよし市三好丘旭2丁目15番地9 破産者 及川 平和 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第667号	名古屋市西区浅間2丁目4番6号 ヤマコ第一ビル403号 破産者 濱田 康藏

令和7年(フ)第665号	大阪市東淀川区豊里2丁目1番7-214号 破産者 柴田 雅史 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第578号	大阪府吹田市江坂町3丁目2番3-906号、 破産手続開始決定時の住所京都市中京区壬生 森町24番地 ジョリーハウスノムラ 202号 破産者 小松 智子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第498号	京都市山科区大塚檀ノ浦28番地100 破産者 藤本富美代 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第3310号	大阪府吹田市寿町2丁目32番1号 (102) 破産者 安西 信行 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第594号	大阪市浪速区湊町2丁目2番40-313号 破産者 石神 豪 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第893号	広島県東広島市志和町志和西2165番地2 破産者 増野 和博 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第176号	山口市阿東篠目228番地5、前住所山口県光 市大字塩田2085番地1 破産者 森のぞうすいやさんこと 米澤 賢 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第13号	山口市朝田649番地1 サンシャイン朝田203 破産者 石丸友紀こと 羅 友紀 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第69号	高知市鴨部895番地21 破産者 水野 聖也 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2号	高知県安芸郡奈半利町乙1122番地1、旧住所 神奈川県横浜市中区小港町1丁目1番地2 ビューコート小港9号棟102号室 破産者 加門 政志 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第10号 福岡県大川市大字紅粉屋119番地4 破産者 井口 勝政 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所柳川支部破産係	1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和6年(フ)第186号 新潟県南魚沼市城山新田46番地、前住所新潟県南魚沼市九日町1628番地1 破産者 田中 満 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第16号 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字天川40番地 フローラルスクエア天川G棟 破産者 澤野 祐貴 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第47号 福岡県三潴郡大木町大字上白垣714番地1 破産者 岩永 貴裕 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係	1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部	令和6年(フ)第191号 新潟県長岡市寿3丁目1番9号 コーポ寿II 201号室、前住所新潟県長岡市小曾根町1024番地7 ノム・ホーム1F 破産者 渡邊千加子 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第28号 徳島県徳島市名東町2丁目286番地の1 コーポ中村101号室、旧住所徳島県徳島市富田橋8丁目40-3 破産者 平岡 崇 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第8号 北海道虻田郡ニセコ町字富士見131番地11 破産者 藤原 純一 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩内支部	1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第133号 富山県高岡市明園町2番10-205号 フレアール明園 破産者 鶴谷 哲邦 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(フ)第41号 徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地 小鳴門荘 破産者 山口 英贊 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第50号 北海道帯広市西11条南34丁目25番地5 メゾンドールバキラ101号室、開始決定時の住所 北海道河東郡士幌町字士幌228番地 陸団地1号 破産者 柴田 真穂 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和5年(フ)第466号 京都市伏見区下鳥羽西芹川町75、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町針江3番地15 前住所：京都市伏見区竹田東小屋ノ内町99番地3 破産者 高橋 馨（旧姓辻・森） 1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	免責許可決定
令和6年(フ)第128号 宮城県大崎市古川大宮6丁目8番32号 破産者 宗像めぐみ	1 決定年月日 令和7年8月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第67号 愛知県田原市豊島町榎沢91番地1、従前の住所北海道札幌市中央区南5条東3丁目10番地1 クラシックハイム206号 破産者 大嶋 尚高 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	

令和7年(フ)第41号	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3155番地1 ベルフルールG II 203 破産者 市来 佳美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和6年(フ)第48号	千葉県館山市館山796番地の21 破産者 宮本早紀子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和7年(フ)第76号	奈良県生駒市小平尾町1番地1 シャトレファースト 305 破産者 白井優香里 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第113号	奈良市左京3丁目5番地の19 セジュール高の原C-101 破産者 田中 裕喜 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第3号	北海道稚内市恵比須2丁目2番22号 破産者 江田 裕子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所稚内支部
令和7年(フ)第15号	奈良県大和高田市大字土庫723番地8、前住所奈良県大和高田市日之出町20番20号 エムエムハイツB棟202号 破産者 増田 聖也 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第27号	奈良県橿原市東坊城町210番地の1 ドミール210S 破産者 栗須かずえ

令和7年(フ)第95号	奈良県香芝市逢坂7丁目150番地13 破産者 竹田津千賀 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第96号	奈良県橿原市上品寺町370番地の11 破産者 辻 黛矩 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第124号	奈良県橿原市東坊城町998番地の4 タウニイ坊城A206号 破産者 岡橋佐代子(旧姓石田) 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第24号	岩手県二戸郡一戸町一戸字樋ノ口51番地 破産者 田頭 千鶴 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第47号	山形県長井市日の出町1番17号 破産者 後藤 喜一 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第98号	奈良県天理市田町421番地1 レオパレスグッドウエスト110号 破産者 辻本 綾太 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第189号	鹿児島市星ヶ峯6丁目4番地2 破産者 宮園 功輝

令和7年(フ)第115号	奈良県生駒市東松ヶ丘17番5号 田中マンション 302 破産者 杉本 紗希 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第666号	札幌市白石区東札幌5条5丁目4番10-210号、開始決定時の住所札幌市中央区南18条西10丁目2番1-103号 破産者 齊藤 彩夏(旧姓石田) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第690号	札幌市白石区栄通13丁目7番21号 ガーデンヒル栄通303号 破産者 吉崎はる香(旧姓菅) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第721号	札幌市清田区真栄2条1丁目5番23-102号 破産者 小山 由香 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第741号	北海道千歳市幸町3丁目14番地の2 アマン幸町405号 破産者 田村 小麦 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第791号	北海道千歳市蘭越97番地の2 千歳桂病院 破産者 褚田 誠一 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第829号	札幌市東区北24条東12丁目2番23号 第3新晃マンション7号 破産者 西村 二葉 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第846号	札幌市豊平区豊平6条8丁目2番3-103号 破産者 大賀 早記 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第859号	札幌市東区北26条東10丁目3番25-405号 破産者 内村 蘭丸 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第903号	札幌市白石区平和通2丁目北4番36-305号 破産者 長谷川妙子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第480号	宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢98番地 びーぷるあどばんす1-102 破産者 上東 雅哉 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第535号	仙台市青葉区作並元木2-3 仙台青葉自立訓練センターさくみなみ205号室、住民票上の住所仙台市太白区柳生7丁目9番地の1 コーポドリームスA棟201(従前の住所) 東京都練馬区中村南2丁目10番13号 コーズ・カトレア 2A 破産者 松田 奏 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第541号	仙台市若林区新弓ノ町60番地の4 高橋アパート2 破産者 駒井 智 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第550号	仙台市青葉区高松3丁目7番47号 クレスト高松式番館204 破産者 伊藤 貴之 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第53号	宮城県石巻市二子3丁目8番地5 市営二子復興住宅109号 破産者 後藤 由美 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第155号	茨城県水戸市栗崎町2912番地の2 マロンハウス101号 破産者 福留美智子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第162号	茨城県水戸市堀町1159番地の2 市営堀町住宅2棟203号 破産者 山田 康暉 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第57号	栃木県小山市大字土塔79番地 ルーヴル102号室 破産者 工藤 穂瑞 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第64号	栃木県小山市城西2丁目1番地1 グレート・フォンテヌ202号室 破産者 井坂 明子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第513号	埼玉県志木市柏町2丁目14番5号 フィオーレ由季 201号 破産者 吉田 光 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第598号	さいたま市大宮区寿能町2丁目140番地1 寿能団地7-513 破産者 星野 志保(旧姓田口・甲斐) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第663号	さいたま市岩槻区東岩槻1丁目9番地14 オーユーパレス東岩槻204、旧住所さいたま市岩槻区大字南辻98番地7 サンハイツ田中III102 破産者 米山 実花 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第671号	埼玉県久喜市青葉2丁目9番地 県営久喜青葉団地11棟903号 破産者 田中恵利子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第700号	埼玉県上尾市錦町10番地2 破産者 山西 謙清 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第728号	埼玉県川口市西川口6丁目6番22号 コーポ志乃202号 破産者 細川 彩夏 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第761号	埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地3-12-308 破産者 遠藤 由衣 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第762号	埼玉県川口市榛松3丁目33番7号 トマトハイムI-105号 破産者 後藤 容子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第768号	埼玉県川口市上青木西2丁目1番1-305号 中銀青木公園団地1号棟 破産者 笹田 龍一 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第791号	さいたま市緑区東浦和3丁目30番地1 スカイコート東浦和202 破産者 山田 美咲 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第806号	埼玉県加須市根古屋648番地14、旧住所埼玉県加須市花崎北1丁目14番地2 グループホームウイステリア 破産者 本間 洋子(旧姓鈴木) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第827号	さいたま市見沼区東大宮4丁目58番地5 ミノリハイツ201 破産者 若海 綾 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第856号

さいたま市北区宮原町4丁目116番地7
コープ中村B-1
破産者 佐々木秀夫

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第857号

埼玉県新座市北野3丁目1番25-407号
破産者 原田 隆行

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第871号

埼玉県朝霞市三原3丁目32番18号 ベルフォーレ202号室
破産者 甲斐くるみ

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第878号

さいたま市見沼区大和田町1丁目1351番地
大和田フラット103
破産者 網藏 幸子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第21号

埼玉県東松山市大字東平1380番地18
破産者 清水 泰子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第58号

埼玉県秩父郡東秩父村大字安戸95番地 県営東秩父村安戸住宅3-201
破産者 新井 烈

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第129号

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2078番地15
破産者 宮崎 孝典

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第131号

埼玉県熊谷市円光1丁目1番13号
破産者 八木原克実

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第137号

埼玉県比企郡小川町大字小川188番地1
ミュール・エ・トワK3 B号室
破産者 海老原輝美

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第140号

埼玉県行田市清水町8番地3 行田ハイツA棟201号
破産者 太田 雅美

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第145号

埼玉県羽生市大字砂山91番地 羽生園
破産者 大塚 寛子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第150号

埼玉県児玉郡上里町大字三町953番地1 コミューンS A I T O B101号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形3054番地1 コンフォート愛宕202
破産者 坂本 浩昭

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第61号

長野県中野市大字吉田1276番地6 ベルメゾン吉田101、旧住所長野県中野市大字岩船440番地1 メゾンドエキナン 105号
破産者 鈴木さくら (旧姓宮本)

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第78号

岐阜市加納水野町3丁目12番地 (セントヒルズ岐阜705号室)
破産者 富田 生樹

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第40号

岐阜県土岐市泉町定林寺615番地の3、従前の住所岐阜県加茂郡八百津町八百津3713番地1
破産者 成瀬 沙希 (旧姓荻野)

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第13号

三重県熊野市紀和町板屋101、開始決定時の住民票上の住所三重県熊野市紀和町板屋96番地
破産者 岡嶋商会こと 岡本 尚

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第1058号

大阪府羽曳野市野々上5丁目12番1-511号
破産者 岡田 尚子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第124号

堺市北区北長尾町1丁5番30号 ウノ・ラ・カーサ207号
破産者 横田 愛美

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第260号

大阪府松原市天美我堂1丁目7番地 (B棟507号)
破産者 田村 義氣

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第282号

大阪府河内長野市小山田町1250番地の265
破産者 角谷 孝博

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第297号

大阪府河内長野市南花台3丁目2番13-304号
破産者 岩村 秀治

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第298号

大阪府河内長野市南花台3丁目2番13-304号
破産者 岩村ひとみ

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第306号

堺市南区御池台1丁27番3-201号
破産者 關屋 浩志

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第355号

大阪府高石市東羽衣7丁目3番45-107号
破産者 波間運送こと 波間 勇人

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第389号

堺市西区鳳東町6丁674番地3 タウニーN 203号
破産者 田里 愛美 (旧姓今井)

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第401号

大阪府柏原市法善寺1丁目4番28-206号
エスボワール法善寺
破産者 大山 委純

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第423号

大阪府松原市田井城5丁目14番4-103号
破産者 福永みゆき

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第173号

兵庫県相生市古池本町19番10号、従前の住所
兵庫県姫路市南条566番地
破産者 福井 胡弥(旧姓山本)
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第192号

兵庫県姫路市飾磨区下野田3丁目170番地
港住宅405号
破産者 平瀬 工嗣
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第193号

兵庫県姫路市飾磨区下野田3丁目170番地
港住宅405号
破産者 平瀬ちか子
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第201号

兵庫県姫路市広畑区城山町1番地9 県営姫路城山高層2-601
破産者 岡田 廉
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第229号

兵庫県姫路市木場前中町87番地 ラティルス
3203
破産者 藤井 幸

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第247号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田30番地20 蒲田ハイツ106号
破産者 高坂 昌子
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第248号

兵庫県姫路市保城360番地3 サンシティM101、従前の住所兵庫県神崎郡市川町屋形856番地
破産者 梶原よし子
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第257号

兵庫県加古川市別府町石町65番地の10
破産者 宮本 一也
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第258号

兵庫県加古川市別府町石町65番地の10
破産者 宮本 英代(旧姓林坂)
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第259号

兵庫県加古川市新神野2丁目20番5-512号
破産者 長田まゆみ
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第261号

兵庫県加古川市平岡町土山521番地の15
破産者 信田 友美
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第269号

兵庫県姫路市花田町小川762番地15
破産者 松尾 真実

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第151号

福岡県久留米市上津町1844番地2 フォーサイト上津Renatus103号
破産者 野田 正美
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第55号

長崎県佐世保市白岳町774番地3
破産者 押渕 朋子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第57号

長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷148番地1 2F
破産者 本山 清

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第70号

長崎県佐世保市勝富町5番7号 フレスコ・プレッタ306号室
破産者 杉本 大祈

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第74号

長崎県佐世保市棚方町120番地157
破産者 石原美佐緒

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第76号

長崎県佐世保市広田4丁目10番5号 ビレッジハウス5棟401号
破産者 竹下小夜子

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第77号

長崎県佐世保市天神町1205番地5 天神ベイヒルズ、前住所長崎県佐世保市東浜町297番地
破産者 小田 重光

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第8号

熊本県阿蘇市黒川2268番地 高崎アパート
破産者 河野 美香

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和7年(フ)第168号

鹿児島市小山田町1375番地
破産者 福村 梨恵

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第70号

鹿児島県霧島市国分名波町22番18-306号
名波ハイタウン、旧住所鹿児島県霧島市隼人町住吉1863番地 いなりやまハイツ203号
破産者 堀切 隆弘

1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第181号

北海道茅部郡鹿部町字宮浜248番地3 ひまわり団地B棟503号室
破産者 佐藤 和真

1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第206号

函館市赤川町119番地2
破産者 山田 由紀

1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第207号

函館市本町1番21-203号 ハイツシーブリーズ本町A
破産者 高橋 理沙

1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第210号
函館市大手町13番8-308号 メゾン・ド・デトロワ
破産者 田野 政則
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第70号
北海道帶広市大正町基線100番地34 東明寮
破産者 小倉 哲也
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第57号
青森県平川市新屋栄館44番地
破産者 内山 和彦
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第62号
青森県三戸郡階上町大字道仏字向14番地3
破産者 倉内まき子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第80号
青森県八戸市大字田面木字下田面木44番地2
ドリームハウスニシキ202号
破産者 川守田静子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第83号
青森県八戸市八太郎1丁目5番11号
破産者 菊地由香里
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第111号
盛岡市南大通1丁目10番28-706号、前住所
盛岡市南大通1丁目4番7-1101号 (前々
住所) 北海道旭川市大町1条12丁目97番地の
36 ラ・グラン大町 108
破産者 榎 智美

1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第120号
盛岡市青山1丁目8番10号
破産者 中村 牧子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第123号
岩手県岩手郡雫石町西根栗木平20番地7
破産者 藤原 昌駿
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第143号
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前5丁目160
番地18
破産者 岩本 玲奈
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第456号
仙台市青葉区荒巻本沢3丁目16番7号 川平
コー・ポ山柳103
破産者 小池 栄一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第529号
仙台市若林区一本杉町16番26号 中山荘205
破産者 刘田ヒロ子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第533号
仙台市宮城野区福室3丁目40番18号 ラ・メ
ゾン・ア・ドーム102
破産者 大林 紅子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第562号
宮城県塩竈市梅の宮12番10号
破産者 前田 和彦
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第571号
宮城県塩竈市後楽町14番32号、従前の住所宮
城県多賀城市高橋1丁目19番20号 SKプラ
ザ201号
破産者 高橋 志乃 (旧姓荒屋敷)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第577号
仙台市太白区袋原字堰場4番地の15
破産者 後藤ひとみ
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第41号
宮城県石巻市広瀬字柏木前86番地1 クラシ
ス205号
破産者 後藤しのぶ
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第54号
宮城県石巻市二子3丁目8番地5 市営二子
復興住宅109号
破産者 後藤 薫
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第58号
宮城県石巻市中里1丁目7番13号
破産者 近江柊太郎
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第59号
宮城県石巻市中里1丁目7番13号
破産者 近江えり子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第74号
福島市太平寺字樋田38番地の2 アリエスイン
1-C
破産者 大平 泰正
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第82号
福島県伊達市保原町みずほ13番地2、従前の
住所福島県伊達市右城28番地3 ラミアカーネ
サⅡ 101号室
破産者 丹野 直
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第113号
群馬県前橋市西善町90番地1 ウィンドベル
102号
破産者 大屋 拓実
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第12号
千葉県東金市田間1丁目7番地10
破産者 染宮 竜也
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第1879号
東京都立川市羽衣町2丁目47番23号
破産者 小林 裕樹 (旧姓牧瀬)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2256号
東京都八王子市中野上町1丁目8番22号中野
田口ビル302号
破産者 松本 正秀
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第20号
東京都八王子市横川町1155番地4、破産手続
開始決定時の住所東京都八王子市長房町1470
番地1ドリームビラ高尾101号
破産者 遠藤 洋一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第90号
東京都羽村市栄町1丁目1番地32サンライズ
下開103
破産者 遠藤 三男
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第319号
島根県松江市八雲町日吉137番地18、破産手
続開始決定時の住所東京都八王子市中野上町
2丁目7番6号Rete中野上町106号
破産者 福間 貴子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第352号
東京都調布市西つつじヶ丘1丁目10番地2ワ
コーレつつじヶ丘502
破産者 森田 綾乃
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第483号
東京都小平市小川町1丁目933番地の36鈴木
方
破産者 村上 舞都
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第551号
東京都調布市国領町8丁目1番地35調布くす
のきアパート6-516
破産者 後藤 穎二
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第575号
東京都東大和市奈良橋3丁目500番地の1エ
トワール橋103
破産者 江頭 一守
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第613号
東京都小平市小川町1丁目485番地あかつき
破産者 林 伸満
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第694号
東京都町田市南成瀬5丁目1番地10サンプラ
ザ西之久保4-B
破産者 杉山 满喜
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第730号
東京都小平市小川町1丁目1087番地の2リ
ヴィエールS A I K A 203号
破産者 山村 七海
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第745号
東京都小平市小川町1丁目2185番地の8カー
サ・プリマベーラ105号
破産者 北澤 麗菜
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第796号
東京都日野市日野台5丁目3番地の1メゾ
ン・ド・ノア日野台427
破産者 佐々木花子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第799号
東京都稻城市矢野口3018番地の1
破産者 朝倉 俊彦
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第821号
東京都東大和市狭山5丁目1634番地の1マ・
メゾンII 202
破産者 角田 信也
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第841号
東京都府中市北山町2丁目6番地の8サンロ
イヤル武蔵野204
破産者 斎藤 直樹
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第851号
東京都羽村市神明台1丁目41番地4アーバン
ライフ神明201
破産者 グーオドクエルボ尚美
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第870号
東京都三鷹市井の頭5丁目7番40号藤パレス
井の頭A 202
破産者 橋本龍錫こと 金 龍錫
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第883号
東京都小金井市東町1丁目12番10号メゾン梨
里102
破産者 石井多美恵こと イシイ アマンダ
タミ工

1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2043号
横浜市鶴見区下末吉1丁目19番22号
破産者 昆 智康
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2929号
横浜市青葉区市ヶ尾町1466番地4 ベルシェ
モア102
破産者 川野 風太
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第470号
横浜市港北区新横浜3丁目13番地2 クレッ
セント新横浜1104
破産者 木村沙和子(旧姓甲斐・小平)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第562号
横浜市磯子区岡村4丁目22番27号
破産者 久保田富和
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第619号
横浜市保土ケ谷区和田1丁目21番7号 リ
バーサイド和田町田中ビル2-D号
破産者 安田 光一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第632号
横浜市南区大岡3丁目16番2号 ジョイフル
オークラ19 201号室
破産者 今井 陽音
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第639号	神奈川県大和市中央6丁目7番8号 サンビルレッヂKⅢ103 破産者 小澤 教明 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第774号	横浜市神奈川区菅田町2975番地52 ホワイトヴィレッジ206号 破産者 古山 恵子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第813号	横浜市青葉区桜台43番地11 桜台ハイム102号 破産者 田中 孝和 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第933号	横浜市旭区中希望が丘181番地1 グリーングローブ中希望ヶ丘Ⅲ番館208 破産者 太田 裕一 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第937号	神奈川県藤沢市高倉2425番地 滝ノ上ハイツ2-201 破産者 平松 憲治 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第946号	神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地4-405号 萩園サンハイム 破産者 池田 功 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第947号	神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地4-405号 萩園サンハイム 破産者 金子 孝代

令和7年(フ)第639号	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第971号	神奈川県茅ヶ崎市松が丘1丁目3番5号 メゾン松が丘201 破産者 前田 裕二 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第972号	神奈川県茅ヶ崎市松が丘1丁目3番5号 メゾン松が丘201 破産者 前田 香里 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第988号	横浜市神奈川区三ツ沢中町12番19号 アップルハウス佐野204号 破産者 松永 伸明 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1000号	横浜市金沢区富岡東1丁目7番12号 レオパレス新杉田201 破産者 小谷 文代 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1001号	横浜市旭区今宿西町377番地25 破産者 高橋 織都 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1008号	横浜市中区扇町3丁目10番地1 同栄マンション・コープさくらB408 破産者 山田 孝一 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1030号	横浜市泉区上飯田町2619番地 県営いちょう団地32棟1309号 破産者 濑戸 啓子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1042号	神奈川県茅ヶ崎市本村1丁目5番10号 コスマモ茅ヶ崎201 破産者 藤原 浩毅 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1054号	横浜市南区永田北2丁目50番11号 破産者 江川 理紗 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1066号	横浜市保土ヶ谷区峰岡町2丁目215番地の6 破産者 得田 唯 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1070号	神奈川県大和市渋谷6丁目15番地1 メゾンラフィネ303 破産者 松本 翔太 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1077号	横浜市鶴見区下末吉3丁目9番17号 ユナイト鶴見ファン=ペドロ206号室 破産者 天野浩太郎 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1108号	横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地 細谷戸ハイツ9街区6棟309号 破産者 甲斐野幸一 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1114号	横浜市泉区中田北1丁目19番38号 野口ハイツ101号 破産者 三品太久実 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1142号	神奈川県大和市福田4丁目21番地11 トップビルA201 破産者 横山 節子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1145号	横浜市保土ヶ谷区法泉3丁目22番11-201号 破産者 鎌倉 靖子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1160号	神奈川県海老名市社家3丁目9番29-102号 破産者 加藤 花恋 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1163号	横浜市西区戸部町1丁目84番地3 ユナイト戸部パリー・クラッド206号 破産者 高橋 勝章 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1189号	横浜市戸塚区品濃町124番地2 クラリス東戸塚101号 破産者 佐野 航実 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1210号 神奈川県綾瀬市蓼川3丁目7番47号 破産者 新貝 南 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1246号 神奈川県藤沢市藤沢999番地の1 パティオ 三富士201号 坂本方 破産者 坂本 京子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1254号 横浜市青葉区新石川3丁目20番地4 フローレンスパレスたまプラーザ305 破産者 中島 春樹 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1266号 横浜市戸塚区上倉田町347番地2 エルプレイス戸塚206号 破産者 井上 凪 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1279号 横浜市神奈川区羽沢町1611番地 アルカディア1・103号 破産者 森 信貴 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1292号 横浜市港南区港南4-2-3 (横浜拘置所)、住民票上の住所大阪府高槻市大畑町21番1-532号 破産者 岩城 周平 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1299号 横浜市港南区笹下3丁目40番30号 テラス K-D 破産者 相沢 俊幸 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第149号 神奈川県秦野市南矢名1722番地の2 イーストサイドパレスII 107号 破産者 山口 拓巳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第46号 新潟県胎内市長橋下298番地2 破産者 小熊 澄子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第81号 新潟県長岡市荒巻726番地 破産者 中村 雄洋 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第90号 新潟県長岡市川崎6丁目8656番地1 川崎団地市営住宅3号棟334号室 破産者 櫻井恵子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第56号 石川県野々市市藤平田1丁目397番地2 フォーシャス107号、従前の住所金沢市窪5丁目275番地1 破産者 神村久美子(旧姓木谷) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第94号 石川県金沢市三口新町4丁目4番12号 ヴィラ犀生303号 破産者 清水 美貴 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第117号 金沢市糸田新町3番13号 ヴィラプレステージ107号、従前の住所金沢市保古1丁目275番地1 破産者 高谷 穎惠(旧姓石原) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第115号 福井市下馬2丁目915番地 サンガーデンハイツ105号 破産者 持田 哲雄 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第15号 岐阜県大垣市上面1丁目46番地2、前住所岐阜県大垣市波須1丁目101番地 ロイヤルガーデンA 212、岐阜県大垣市伝馬町113番地土川ビル 201 破産者 大野 恒平 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第41号 岐阜県海津市平田町高田9番地 サンコーポラス美濃平田1号棟204号、前住所岐阜県安八郡輪之内町藻池新田5151番地の1 破産者 伊藤 元洋 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第29号 三重県伊賀市柘植町7172番地の1 破産者 中村 泰教 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第30号 三重県伊賀市比自岐2919番地、前住所愛知県みよし市黒笹いづみ1丁目14番地3 メゾンエスボワール101号 破産者 東本 裕司 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊賀支部
令和6年(フ)第88号 三重県志摩市阿児町鵜方3394番地10 破産者 岩城 延子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部
令和7年(フ)第27号 滋賀県長浜市弥高町255番地サニーヴィラ参番館101号室 破産者 植田 義隆 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第1621号 大阪市平野区瓜破西1丁目10番29-111号、前住所大阪府大東市氷野2丁目5番32号 トモエハイツ5号館207号 破産者 小暮久美子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1648号 大阪市住吉区南住吉3丁目14番21号 一栄ハイツ202号 破産者 村上美穂子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1651号 大阪市淀川区十三東1丁目20番23-803号 破産者 秋山 芳乃 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1655号
大阪市西成区太子2丁目1番3号 マンションパブリック 417号
破産者 上本 健司
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1674号
大阪市東成区大今里南3丁目5番11号 ロイヤルハイム新深江 502号
破産者 竹内美代子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1761号
大阪府寝屋川市点野4丁目6番4号
破産者 川上 栄一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1777号
大阪市港区池島2丁目7番4-301号
破産者 山下 優子(旧姓神山)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1902号
大阪市平野区加美東5丁目6番33号 未久貸家 2号室
破産者 原 和歌子(旧姓柴田)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1930号
大阪府守口市藤田町3丁目41番6-508号
破産者 濵川 桂子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1948号
大阪市旭区新森4丁目27番19-305号
破産者 鈴木洋次郎
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2015号
大阪府東大阪市加納2丁目9番18号
破産者 米津 千晶
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2022号
大阪市浪速区元町3丁目8番22-504号
破産者 池畠 千穂
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2039号
大阪府東大阪市中新開2丁目13番35号 モアライフ 205
破産者 山野井健太
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2068号
大阪府門真市栄町5番6-206号
破産者 小林眞理子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2084号
大阪市鶴見区今津北4丁目12番13号 ヴィラージュ今津 403号
破産者 加地 洋文
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2097号
大阪市西淀川区歌島3丁目6番3-401号
破産者 木下 哲明
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2100号
大阪市東成区神路1丁目10番8-503号、前住所大阪市城東区東中浜4丁目9番2号
破産者 吉岡 優佑
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2113号
大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番14号
破産者 大島 冬樹
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2116号
大阪府東大阪市稲葉1丁目7番5号 東大阪山路病院 512室、前住所大阪府東大阪市末広町22番7号
破産者 本元 良徳
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2129号
大阪市東成区玉津1丁目2番9-803号
破産者 甲斐友梨香
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2141号
大阪市天王寺区六万体町1番29-701号
破産者 今西由記子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2164号
大阪市西成区津守3丁目1番2-707号
破産者 中嶋 栄子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2170号
大阪市生野区林寺1丁目5番27号
破産者 大門 芳孝
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2173号
大阪府大東市灰塚6丁目5番36号
破産者 岩永 圭司
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2223号
大阪市東淀川区東中島5丁目18番6号 ロイヤルコート 101号
破産者 緒 健也
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2240号
大阪市住吉区長居東2丁目14番2-108号
破産者 近藤 誠
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2277号
大阪府高槻市北園町4番18号 アーバンミロス204号、前住所大阪府高槻市北園町4番18号 アーバンミロス309号
破産者 伊豆原里恵
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2284号
大阪府茨木市橋の内1丁目3番7号
破産者 上田 實
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2294号
大阪市西淀川区出来島1丁目4番4号 阪口レジデンス202号室
破産者 小林春子こと 崔 春子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2306号
大阪市生野区巽南3丁目9番3号 Y.O.U.ハイム南巽 507号、前住所大阪市生野区中川西3丁目9番7号
破産者 前田 武彦
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2307号
大阪市住之江区新北島3丁目8番16-315号、前住所大阪市住之江区新北島7丁目1番73号
破産者 中尾登美夫
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2316号
大阪府寝屋川市八坂町23番15号(202号)、前住所大阪府寝屋川市大利町29番16号(202号)
破産者 信原 和明
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2343号
大阪府高槻市登町19番B20-106号
破産者 濱田 芳子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2359号
大阪市浪速区浪速西4丁目1番50-311号
破産者 中辻 保子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2365号
大阪府高槻市氷室町2丁目37番13-104号
破産者 森田 知子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2367号
大阪市平野区加美北5丁目9番3-111号
破産者 大岡 一夫
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2391号
大阪市平野区平野南3丁目11番5-202号
破産者 小島賀代子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2478号
大阪市東淀川区西淡路6丁目2番1-903号
破産者 毛利恵美子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第186号
兵庫県姫路市大塩町491番地1 エクセレンス大塩103号室
破産者 大塚 洋一
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第187号
兵庫県姫路市大塩町491番地1 エクセレンス大塩103号室
破産者 大塚 陽子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第195号
兵庫県加古川市尾上町口里635番地6
破産者 武田 愛李
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第211号
兵庫県姫路市野里寺町35番地1
破産者 藤原 近藏
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第254号
兵庫県加古川市別府町別府937番地の16
破産者 松井まゆみ
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第256号
兵庫県姫路市花田町加納原田458番地6
ドゥー・ファミーユ1 202号室、従前の住所兵庫県姫路市広畑区西蒲田1779番地1 メゾン・グランチエスタ201
破産者 吉田 駿斗

令和7年(フ)第265号
兵庫県姫路市広峰2丁目5番6-105号 長田コープ
破産者 九鬼 京子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第275号
兵庫県姫路市御国野町御着431番地1 サニーレジデンス御着A103
破産者 川口 貴大
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第21号
兵庫県たつの市御津町金屋30番地5
破産者 前田 陽子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第24号
和歌山县田辺市新庄町3042番地の44 2-3-38
破産者 鶏みそ網焼きとりやすこと 細井 利子
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第59号
鳥取県米子市久米町200番地 グループホームはあとピア、住民票上の住所鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目8番18号
破産者 夜見 章
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第35号
島根県出雲市神西沖町1313番地、前住所島根県出雲市武志町494番地1 パティオエスティートC 201
破産者 永富 洋

令和7年(フ)第2478号
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第112号
岡山市北区平野602番地1 Fortuna B棟201号、旧住所岡山市北区花尻あかね町7番地108 シャーメゾンガーデンズあかね205号
破産者 加藤 海斗
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第207号
岡山県倉敷市児島白尾954番地2
破産者 岡村美由紀(旧姓佐々木)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第215号
岡山市中区原尾島4丁目6番35号 ルミエール104号、旧住所岡山市南区藤田435番地
破産者 難波 竜次
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第232号
岡山市北区津島笹が瀬5番25号 エクセル津島504号
破産者 本郷 清志
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第248号
岡山県倉敷市菰池3丁目4番35号 メゾン菰池307
破産者 板倉 麻貴
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第252号
岡山市北区御津野々口267番地1 ハアラン御津201
破産者 内田 猛(旧姓鷹取)
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第254号	岡山市中区関439番地5 ローズハイツ石井C棟202号室 破産者 徳留 玲児 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第255号	岡山市東区益野町455番地1 破産者 佐近 茂樹 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第258号	岡山市北区津高40番地1 破産者 西野 潔 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第262号	岡山市中区倉富131番地 コーポサトウA-1 破産者 岡 泰毅 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第241号	広島市中区基町18番1-1256号 破産者 小森 一輝 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第246号	広島市安佐南区山本4丁目12番53号 破産者 軒原 弥生 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第248号	広島市西区楠木町3丁目5番17-314号 破産者 戸田 久美 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第262号	広島県廿日市市阿品台西2番36-205号 破産者 堀 祐子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第290号	広島市西区古江東町5番28-406号 破産者 須山 正茂 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第326号	広島県山県郡北広島町春木1383番地1 (1棟403号) 破産者 倉崎 真哉 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第341号	広島市安佐北区可部4丁目4番28-403号 破産者 高崎 樹羅 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第366号	広島市西区三篠町1丁目7番4-501号 破産者 大下 崇仁 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第369号	広島市東区牛田中1丁目11番18号 破産者 北川 保雄 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第372号	広島県東広島市西条中央7丁目13番6-306号 アークヒルズWATANABE10棟 破産者 吉田 浩一 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第375号	広島市安佐南区川内2丁目3番53-4-201号 破産者 追田 梨里 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第384号	広島市安佐北区亀山1丁目9番16号 破産者 西村 康徳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第396号	広島市安佐北区落合1丁目38番21-201号 破産者 山口 貞治 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第397号	広島市中区堺町2丁目4番27-202号 破産者 野路 貴之 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第400号	広島市中区小網町4番13-502号 破産者 林 はるか 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第411号	広島県廿日市市本町9番5号 202 破産者 遠藤 ミチ 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第417号	広島市安芸区矢野東5丁目5番15-211号 破産者 宮本 将義 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第424号	広島市南区東雲2丁目13番12-511号 破産者 余頃 緑 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第436号	広島県安芸郡坂町北新地2丁目3番9-402号 破産者 酒井 妙子 (旧姓大野) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第450号	広島市中区江波東1丁目12番20-103号 破産者 角場知登志 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第485号	広島市中区宝町3番14-903号 破産者 佐々木奈美 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第68号	広島市下関市川中豊町7丁目2番23号 ライフコア 202号、住民票上の住所山口県下関市川中豊町7丁目2番23号 ゆたかハイツ202号 破産者 花のみやびこと 宮崎 清美 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第85号	山口地方裁判所下関支部破産係 德島県板野郡板野町大寺字岡ノ前61番地1 Leao・Serio 103号室 破産者 山本 竜輔 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第26号	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 香川県高松市香川町大野1930番地23 破産者 川崎 祐輔
令和7年(フ)第27号	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 香川県高松市香川町大野1930番地23 破産者 川崎 彩佳(旧姓石垣) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 香川県高松市木太町1845番地2 ヴィラアンソレイエ木太403 破産者 大久保由佳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 香川県高松市木太町1845番地2 ヴィラアンソレイエ木太403 破産者 大久保由佳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第161号 香川県高松市木太町1845番地2 ヴィラアンソレイエ木太403 破産者 大久保由佳 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第120号 愛媛県松山市南町1丁目1番16号 破産者 野村 誠 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部 令和7年(フ)第24号 愛媛県今治市大正町7丁目1番38号 破産者 井瀬 剛 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所今治支部 令和7年(フ)第70号 高知県吾川郡いの町枝川224番地3 グリーンハウス101 破産者 谷本 淳子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第75号 高知市長浜6012-1 愛宕病院分院内、住民票上の住所高知県高岡郡津野町三間川68番地 破産者 三本 達也

令和7年(フ)第8号	1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係 高知県香美市土佐山田町旭町2丁目1番21号 破産者 細川 直久 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係 高知市土佐山桑尾1842番地2 地域活性化住宅4号 破産者 久保 ゆみ 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係 長崎県壱岐市勝本町本宮南触568番地8 破産者 塚本 俊明 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所壱岐支部 宮崎市大塚町権現前977番地1 Kレントハウスク-11号 破産者 中村知恵美(旧姓中園) 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 鹿児島市谷山中央1丁目4337番地2 コーポSUN202号 破産者 上醉尾正貴 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 鹿児島市城山2丁目8番17号 マザーアースツル201号 破産者 野元 正子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	小規模個人再生による再生計画認可 令和7年(再イ)第2号 長崎県佐世保市俵町14番12号 再生債務者 坂井 智洋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第17号 兵庫県姫路市野里147番地 野里団地6-404 再生債務者 松本 直哉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第36号 兵庫県加古郡播磨町西野添5丁目12番10号 ハイツセーヌ202号 再生債務者 米地 平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第3号 福岡県久留米市田主丸町益生田865番地1 再生債務者 樋口 浩規 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月4日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和6年(再イ)第2号 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7936番地 再生債務者 井野 義孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月5日 熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係
-------------------	--	---

令和7年(再イ)第9号	函館市本通2丁目30番21号 コーポマルゼン No. 3 203号室 再生債務者 前田 佑太
1 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 函館地方裁判所	令和7年8月6日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(再イ)第116号	札幌市北区百合が原5丁目1番1-203号 再生債務者 德正 一仁
1 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年8月6日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第13号	札幌市西区平和2条9丁目6番1号 再生債務者 傳法 剛
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(再イ)第4号 盛岡市箱清水2丁目7番16号 再生債務者 佐々木良太
令和7年(再イ)第43号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
兵庫県姫路市夢前町筋野796-1 梦前リハビリセンター（住民票上の住所）兵庫県たつの市新宮町香山1438番地2 再生債務者 田中 利明	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年8月6日 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年8月5日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(再イ)第19号 仙台市宮城野区岩切分台3丁目4番地の1 ルヴェ・デュ・ソレイユ102 再生債務者 櫻井 友彰

令和6年(再イ)第36号	香川県高松市香川町浅井3561番地8 再生債務者 林 一博
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第13号 栃木県栃木市大平町新1395番地3 再生債務者 川村 弘
令和7年(再イ)第39号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
札幌市北区百合が原5丁目1番1-203号 再生債務者 德正 一仁	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年8月6日 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年8月6日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第62号 千葉市若葉区都賀2丁目16番9号 再生債務者 竹越 歳樹
令和7年(再イ)第41号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
札幌市西区平和2条9丁目6番1号 再生債務者 傳法 剛	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年8月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年8月6日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第65号 千葉県市川市堀之内4丁目7番33-103号 (エーデルバイン) 再生債務者 原 蓮
令和7年(再イ)第4号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
盛岡市箱清水2丁目7番16号 再生債務者 佐々木良太	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年8月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年8月6日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(再イ)第6号 石川県河北郡津幡町字能瀬ハ119番地2 (従前の住所) 石川県かほく市宇気ハ73番地39 再生債務者 石黒 晴志
令和7年(再イ)第19号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
仙台市宮城野区岩切分台3丁目4番地の1 ルヴェ・デュ・ソレイユ102 再生債務者 櫻井 友彰	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 金沢地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第159号 京都府城陽市寺田今堀121番地の18 再生債務者 植田 利典
令和6年(再イ)第159号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
京都府城陽市寺田今堀121番地の18 再生債務者 植田 利典	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年(再イ)第41号 京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町519番地 室町プレイス 503 再生債務者 鳥居 博規
令和7年(再イ)第41号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
宇都宮地方裁判所栃木支部	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第8号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
釧路市大楽毛西1丁目18番3号 再生債務者 藤田 悠平	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年8月6日 釧路地方裁判所民事部
令和7年8月6日 関西電力株式会社	令和7年(再イ)第7号 静岡県袋井市方丈1丁目5番地の7 マンション元美 302号室 再生債務者 鈴木 敦江
令和7年(再イ)第7号	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
静岡県袋井市方丈1丁目5番地の7 マンション元美 302号室 再生債務者 鈴木 敦江	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月6日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 第二東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 丸山 實
登録番号 13707
事務所 東京都千代田区九段北4-1-5
市ヶ谷法曹ビル6階604
丸山實法律特許事務所
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年7月31日
令和7年8月6日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年8月21日 群馬県教育委員会

- 1 失効した免許状
(1) 氏名及び本籍地 後藤 敬、群馬県
(2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、
授与権者
高等学校教諭一種免許状（商業）、平4高1第23394号、平成4年3月31日、東京都教育委員会
- 2 失効年月日 令和7年7月23日
- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年8月21日 新潟県教育委員会

- 1 失効した免許状の種類、番号
(1) 小学校教諭1種免許状
平5小一第684号
(2) 中学校教諭1種免許状（保健体育）
平5中一第515号
(3) 高等学校教諭1種免許状（保健体育）
平5高一第506号
授与年月日 平成6年3月31日

授与権者 新潟県教育委員会
氏名 渡邊 譲
本籍地 新潟県

- 2 失効年月日 令和7年7月28日
- 3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和7年8月21日 神奈川県教育委員会

- 1 処分の対象となった者の氏名及び本籍地
首藤 翼 神奈川県
- 2 取上げ処分を行った免許状の種類、授与権者、
免許状授与年月日及び免許状の番号
(1) 小学校教諭一種免許状、東京都教育委員会、
令和6年3月31日、令5小1第2850号
(2) 中学校教諭一種免許状、外国語（英語）、
東京都教育委員会、令和6年3月31日、令5
中1第8560号
(3) 高等学校教諭一種免許状、外国語（英語）、
東京都教育委員会、令和6年3月31日、令5
高1第10772号
- 3 処分年月日 令和7年7月31日
- 4 失効年月日 令和7年8月1日
- 5 処分事由 教育職員免許法第11条第3項該当

行旅死亡人

氏名・本籍・住所不詳（自称 鈴木照幸）年齢
70歳代の男性、身長168cm、やせ型、短髪。

上記の者は、令和7年4月2日午後3時5分頃、
荒川区南千住一丁目に所在する簡易旅館の室内に
おいて発見されたもので、死亡日は令和7年3月
15日頃と推定されます。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区福祉部
福祉推進課まで申し出てください。

令和7年8月21日

東京都 荒川区長 滝口 学

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103
条第1項の規定による東三河都市計画事業豊橋牟
呂坂津土地区画整理事業の下記の者に対する換地
処分通知は、送付すべき場所を確知することがで

きないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知の送付に代えてその内容を下記のとおり公告します。

令和7年8月21日
東三河都市計画事業
豊橋牟呂坂津土地区画整理事業
施行者 豊橋市
代表者 豊橋市長 長坂 尚登
記

- 1 送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 德島県徳島市上吉野町2丁目1番地の24
氏名 荒木 隆治
- 2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、
東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書
及び換地図のとおり換地処分します。
(教示)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを愛知県豊橋市牟呂町字内田22番地の2の豊橋市牟呂地域福祉センター内に掲示しています。

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記
静岡県静岡中央警察署長
司法警察員警視正 水嶋 春彦

令和2年静岡中警備第1号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和6年第1号）
1. 普通乗用自動車（車台番号ZE2-1146537、ホンダインサイト青色）1台。
2. エンジンキー（ホンダ黒色）1本

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

札幌市厚別区上野幌二条二丁目二番二号

有限会社こもりく
清算人 田畠 晴敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

北海道小樽市鏡函二丁目五一九番一

朝日アラームサービス株式会社
代表清算人 吉村 友宏

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

札幌市豊平区月寒東二条十九丁目一〇番一

有限会社武田ハウス工業
清算人 武田 結生

解散公告

当組合は、令和七年五月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

青森県八戸市大字白銀町字三島下九五番地

青森県旋網漁業協同組合
代表清算人 福島 哲男

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 7 7 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 8 4 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 8 5 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 8 9 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一一番三四号

株式会社 S H I M M O T O

代表清算人 新本 理英

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 9 4 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 9 5 号 株式会社

代表清算人 石川 複二

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都世田谷区鎌田一丁目一五番一九号

株式会社 日包共栄

代表清算人 中島 國博

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都世田谷区北沢二一三〇一四重宗ビル三F

合同会社 y o s e m i c

清算人 福田捷太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都小金井市中町一丁目五番四四号

有限会社 公地 解体

清算人 公地 輝子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都江戸川区北小岩六丁目一三番四号

合同会社 M—ライフ・コンサルティング

清算人 守安 福三

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

株式会社 S H I M M O T O

代表清算人 新本 理英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

株式会社 G R I T Z
代表清算人 桐谷 恒毅

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都中央区銀座一丁目一四番五号八F
株式会社仲和ブリッジ
代表清算人 仲間 凜

解散公告

当社は、令和七年七月二十九日会社法第三二九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日
東京都中央区銀座一丁目一四番五号八F
株式会社仲和ブリッジ
代表清算人 仲間 凜

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区九段南一丁目五番地六

株式会社 O r t h o S h i f t
代表清算人 工藤 淳夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
合同会社ブルーロード
清算人 野木 悠輝

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一七番二号
株式会社ダイヤスター
代表清算人 遠藤 陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一七番二号
株式会社ダイヤスター
代表清算人 遠藤 陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日
東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E
B L D . 6 F
株式会社スエット
代表清算人 植竹 達也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区紀尾井町四番一号二二〇
オーダービジネスコート一〇階

株式会社 T K S
代表清算人 棚橋 章紀

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区九段南一丁目五番地六

株式会社 O r t h o S h i f t
代表清算人 工藤 淳夫

令和七年八月二十一日

神奈川県平塚市平塚一丁目一番七号ドムー
ル平塚第VI一〇二号室
一社社団法人Camarada

代表清算人 宮崎 智幸

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

神奈川県座間市相模が丘四丁目六六番一二号
株式会社 J U D G E S
代表清算人 時田英利也

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

神奈川県藤沢市辻堂神台一丁目三番三九号
オザワビル五階五〇一—一二号室
タクシーチャンネル不動産株式会社
代表清算人 澤口 元希

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二二番地
松栄閣内ビル二階 E C O V I S A K I A
T a x C o n s u l t a n t s n e

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

神奈川県厚木市三田一丁目六番八号
川野トレーディング株式会社
代表清算人 川野優貴子

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

東京都港区東新橋一丁目九番二号
クレディ・アグリコル・リーシング株式会社
会社 代表清算人 諸井 伸明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

神奈川県厚木市三田一丁目六番八号
川野トレーディング株式会社
代表清算人 川野優貴子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

新潟県東蒲原郡阿賀町平堀一七九一番地
株式会社モード・ジャパン
代表清算人 紙屋 好孝

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

富山県南砺市小院瀬見一五三番地
水口造園株式会社
代表清算人 水口 清美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

大阪市生野区中川五丁目一三番二三号

ユニオン化学工業株式会社
代表清算人 吉田 雄二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

大阪府羽曳野市誉田一丁目六番三三号
エイエスメンテナンス株式会社
代表清算人 浅川多江子

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十五日会社法第四百二十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

大阪府東大阪市高井田中三丁目一二番九号
株式会社コートック
代表清算人 高原 敬明

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

大阪市北区曾根崎新地一丁目九番二号
岸本産業株式会社
代表清算人 岸本 愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

兵庫県三田市西山二丁目二七番三三号
株式会社剛健
代表清算人 弁護士 定岡 治郎

令和七年八月二十一日

大阪府寝屋川市三井南町九番一七号
F L E X N E T W O R K 株式会社
代表清算人 唐永 句

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

神戸市西区学園東町六丁目八番地の六
株式会社ブリス
代表清算人 板垣 征典

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

神戸市東灘区本山中町三丁目七番五号
三和印刷株式会社
代表清算人 面山 政暉

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

神戸市灘区鶴甲三丁目一三番三三一三〇一号
株式会社三浦工務店
代表清算人 三浦 一也

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

兵庫県伊丹市柏木町三丁目四六番地一
株式会社仁志コンサルタント
代表清算人 中野由紀子

解散公告

当社は、令和七年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島県三次市畠敷町一七一〇番地の一五
有限会社エルシー七ガワ
清算人 山縣 澄惠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島市西区井口三丁目一九番三号
株式会社M&H
代表清算人 森田 智子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
特定非営利活動法人フリースクールエイ・ユー・シー
清算人 田端 満弘

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
株式会社光和地所
代表清算人 山下 達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島県三次市畠敷町一七一〇番地の一五
有限会社エルシー七ガワ
清算人 山縣 澄惠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島市西区井口三丁目一九番三号
株式会社M&H
代表清算人 森田 智子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
特定非営利活動法人フリースクールエイ・ユー・シー
清算人 田端 満弘

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
株式会社光和地所
代表清算人 山下 達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
株式会社光和地所
代表清算人 山下 達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島県三次市畠敷町一七一〇番地の一五
有限会社エルシー七ガワ
清算人 山縣 澄惠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

広島市西区井口三丁目一九番三号
株式会社M&H
代表清算人 森田 智子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
特定非営利活動法人フリースクールエイ・ユー・シー
清算人 田端 満弘

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
株式会社光和地所
代表清算人 山下 達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

山口県山口市桜島四丁目三番二一号
株式会社光和地所
代表清算人 山下 達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

岡山県岡山市東区光津五七二番三号
特定非営利活動法人岡山福祉就労センター
清算人 鎌田 富之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

山口県岩国市阿品二五〇番地の二

有限会社アイカワ

清算人 相川 政美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

愛媛県松山市宮田町一二八四番地荻田ビル

一F西 株式会社リンシステム

代表清算人 綾 政人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

福岡県久留米市田主丸町船越一〇三四番地
の一 有限公司 船越電業

清算人 小川 守彦

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

福岡県遠賀郡芦屋町高浜町二三番五五号

ネクスタジオ合同会社

清算人 吉田 秀子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日、株主総会決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

長崎県壱岐市石田町久喜触一九八番地

福栄海運有限公司

清算人 中上 裕介

解散公告

当社は、令和七年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

長崎県南島原市西有家町里坊五〇番地一

株式会社以和貴

代表清算人 藤田 立明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

有限会社平古場石工店

清算人 平古場多喜男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

沖縄県那覇市松島一丁目一九番一五号

合同会社T.S.プランニング

代表清算人 城間 司

解散公告

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

沖縄県那覇市松島一丁目一九番一五号

合同会社T.S.プランニング

代表清算人 城間 司

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

農事組合法人美馬しい葺菌床プロック製造協同組合

清算人 谷奥 歳信

解散公告(第二回)

当宗教法人は、令和七年六月二十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅八八番地、二F

合同会社Bunny

代表清算人 前川 佑樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

島根県出雲市今市町九三九番地五

医療法人三原耳鼻咽喉科医院

清算人 三原 健嗣

解散公告(第三回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年六月二十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

札幌市白石区本通二十二丁目南一番一〇号

イオン北海道株式会社

清算人 高草木陽子

第26期決算公告

令和7年6月26日

東京都台東区東上野三丁目14番8号まつ屋ビル5階

株式会社クリマ・ソフト

代表取締役 内藤 剛史

貸借対照表(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	270,511	負債	46,193
固定資産	39,215	引当金	14,973
		貯金	41,833
		預り金	598
		当社債券	221,700
		当社株	30,000
		退職給付積立	191,700
		資本	2,156
		資本剰余金	189,544
		純資本	(23,475)
資産合計	309,726	負債・純資産合計	309,726

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月四日前橋地方裁判所高崎支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

群馬県高崎市箕郷町下芝三二六三番地

宗教法人円通庵

代表清算人 下山 順

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年六月六日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

福岡県筑後市大字和泉一二一六番地二

筑後市和泉野口土地区画整理組合

代表清算人 井上 宣光

第二十三期決算公告

令和七年五月三十一日現在 資産の部

(単位・円)

資産の部計

六一、八七五、一九一

負債及び正味財産の部

(単位・円)

負債の部計

一五、三〇一、一一六

正味財産の部計

四六、五七四、〇七五

負債及び正味財産の部計

六一、八七五、一九一

令和七年八月二十一日

新潟県魚沼市今泉一三九四番地五

NPO法人合歓の会

理事長 瀧澤 治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽五条三丁目、最後の住

所北海道旭川市神楽二条四丁目二番一〇号

被相続人 死 騎西瑠璃子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

北海道旭川市四条通七丁目七九三一―グラ

ン旭川 はしもと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北斗市渡四八〇番地 最後の住所

北海道北斗市本郷二丁目七番一―〇四号

被相続人 死 吉田真奈美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

北海道函館市新川町二一一番二三号

相続財産清算人 弁護士 井口 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市横堀字旭町三五番地、最後の住所秋田県湯沢市小野字東堀一四番地

被相続人 死 太田 哲朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産清算人 弁護士 近江 直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市本町一丁目二番五〇号

被相続人 死 目黒 雅広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

秋田県小野市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士

法人事務所ひととの法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産清算人 弁護士 新井野直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

秋田県山形市田村町金屋字冬室七七番地

相続財産清算人 弁護士 岩間 光朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市新田村田町二〇四一番地

相続財産清算人 弁護士 岩間 光朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

群馬県桐生市織姫町二番五号桐生地域地場

相続財産清算人 弁護士 中島俊太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

群馬県桐生市織姫町二番五号桐生地域地場

相続財産清算人 弁護士 近藤 雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

福島県郡山市愛宕町三番二六号桝谷智徳法

律事務所

相続財産清算人 弁護士 桜谷 智徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字二町目三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 死 長瀬 彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

福島県いわき市好間町中好間字八反田一六番地一三共ビル二階二〇二号いわきグリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡大栄町堀籠八五三番地、最後の住所千葉県香取郡大栄町堀籠八五三番地

被相続人 死 藤崎 はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

福島県郡山市王生町大字国谷一九九四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 死 大栗 光広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍千葉県市原市中央三丁目五番一号

被相続人 死 藤崎 はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍千葉県市原市中央六階B号室

被相続人 死 藤崎 はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍千葉県市原市中央三丁目五番一号

被相続人 死 近藤 雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍千葉県市原市中央六階B号室

被相続人 死 藤崎 はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台四丁目六〇七九番地、
最後の住所東京都板橋区赤塚一丁目三六番六一五〇四号 被相続人 亡 松浦 克巳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二
十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤

ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市田野第一七号一八番地 最
後の住所福井県福井市羽水二丁目三一〇番地
被相続人 亡 堂下 德幸右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

福井県福井市春山一丁目九番三二号Y.K.B
ル一階 川村法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市住吉一五八九番地 最後の
住所長野県上田市常入一丁目一番二号
被相続人 亡 倉島 昭江右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

長野県上田市中央四丁目七番七号

相続財産清算人 司法書士 萩原世志成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡長泉町南一色一六六番地一
地 最後の住所静岡県駿東郡長泉町南一色一六六番地の一 一 被相続人 亡 紺野 勝則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二
十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

静岡県沼津市御幸町二四一四六一二 濑

野・平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平 和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市男神五五三番地 最後の
住所静岡県牧之原市男神六〇七番地
被相続人 亡 八木 正志右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

静岡県静岡市駿河区西中原二丁目一一〇
西中原ビル二C 加茂国際法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加茂 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市西鍋屋町三六番地 最後の
住所三重県桑名市大字江場五番地七
被相続人 亡 松村美智代右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

三重県桑名市寿町二丁目三一一番二号 三
交桑名駅前ビル三階 稲田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲田 大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区西ノ京職司町四三番
地 最後の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町一
番地 同和園 被相続人 亡 嵐田 濱子右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇
○番地 弘希ビル二階・三階 弘希総合法
律事務所

相続財産清算人 弁護士 米田雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区成育四丁目一一番、
最後の住所大阪市旭区新森一丁目七番一一九
〇一号 被相続人 亡 山本太一郎右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

大阪市北区西天満三丁目一三一一八島根ビ
ル三階

相続財産清算人 弁護士 西村 美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市米谷字蕨野三番地 最後の
住所大阪府吹田市岸部中一丁目二六番一一六
〇三号 被相続人 亡 川村 孝一右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月二十一日

大阪市北区西天満四丁目八番二号 北ビル
本館四階 太陽法律事務所

相続財産清算人 弁護士 八城 武夫

第27期決算公告

令和7年8月21日

大阪市中央区南船場1丁目13番10号
井澤興産株式会社

代表取締役 井澤 秀行

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	138,330
	固定資産	306,545
	資産合計	444,875
負純 資 産 及 び 部	流动負債	104,562
	固定負債	135,400
	資本	204,913
	資本剰余金	10,000
	益益	194,913
	益益	2,500
	その他利益	192,413
	純利益	(21,867)
	資産合計	444,875
負債・純資産合計		444,875

第27期決算公告

令和7年8月21日 大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号
若井ホールディングス株式会社内一般社団法人日本木質構造用ねじ工業会
代表理事 荘部 泰輝

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	2,132
	固定資産	0
	資産合計	229
	合	2,361
負純 資 産 及 び 部	流动負債	81
	固定負債	81
	資本	2,280
	資本剰余金	2,280
	(うち当期純損失)	(264)
	純資産合計	2,280
	合	2,361

第8期決算公告

令和7年8月21日 大阪府枚方市渚本町5番13号
株式会社ワールドワード

代表取締役 山本 幸治

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	5,827,274
	固定資産	41,703,685
	資産合計	47,530,959
負純 資 産 及 び 部	流动負債	25,224,989
	固定負債	103,600,000
	資本	△81,294,030
	剰余金	50,000
	益益	△81,344,030
	その他利益	△81,344,030
	純利益	(16,581,436)
	合計	47,530,959

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区熊内町一丁目一番、最後の住所神戸市灘区一王山町一六番四号 レック六甲マンション四〇五号
被相続人 亡 小林美知栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍市中央区橋通二丁目一番九号 グリー・ビル三階すずらん法律事務所
相続財産清算人 弁護士 八隅美佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍島根県隱岐郡隱岐の島町下西七九五番地、最後の住所島根県隱岐郡隱岐の島町下西七九五番地
被相続人 亡 村尾 保一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月二十一日

島根県隱岐郡隱岐の島町港町塩口二四一九
NTT隠岐ビル一階 法テラス西郷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮田 尚典

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山口県宇部市大字東須恵一一二九番地一
一四、最後の住所山口県宇部市鶴の島町六番二五二六〇一号
被相続人 亡 山本 達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

山口県宇部市常盤町二一一二八常盤町ビル
宇部・山陽小野田総合法律事務所
相続財産清算人 大江 公哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市多田一四一一番地、最後の住所山口県岩国市横山三丁目一二番一一号
被相続人 亡 松野 典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

本籍山口県岩国市南岩国町四丁目五六番二二号
相続財産清算人 司法書士 白木 裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長崎県諫早市幸町八四六番地、最後の住所長崎県雲仙市小浜町富津四一五五番地
被相続人 亡 入江 英輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地三雲仙
市小浜老人福祉センター二階法テラス雲仙
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩本 輝尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍宮崎県延岡市南一ヶ岡二丁目七番、最後の住所宮崎県延岡市北一ヶ岡三丁目一三番七一二〇一号県営住宅
被相続人 亡 嬉野 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十一日

宮崎県延岡市南町二丁目一番地二三城山法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 文美

第12期決算公告

令和7年8月21日

東京都中央区銀座一丁目15番2号
株式会社ニュー・アート・スポーツ

代表取締役 白石 幸生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	85,993
	固定資産	18,050
合	計	104,044
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	11,932 448,801 △356,689 11,000 △367,689 △367,689 (35,215)
合	計	104,044

第9期決算公告 令和7年8月21日

東京都中央区銀座一丁目15番2号
株式会社ニュー・アート・フィンテック

代表取締役 白石 幸生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,136,055
	固定資産	2,245,798
合	計	6,381,853
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	72,987 2,274,906 4,033,959 100,000 3,955,157 2,002,578 1,952,578 △21,198 △21,198 (119,990)
合	計	6,381,853

第11期決算公告 令和7年8月21日

東京都中央区銀座一丁目15番2号
株式会社ニュー・アート・ヘルス＆ビューティー
代表取締役 白石 幸生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	281,094
	固定資産	424,793
合	計	705,888
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	483,170 2,053,546 △1,830,828 90,000 819,616 819,616 △2,740,444 △2,740,444 (167,959)
合	計	705,888

第2期決算公告 令和7年6月25日

静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14

トヨテツオーミ株式会社

代表取締役 柳原 順弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	12,465
	固定資産	46,769
合	計	59,234
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	9,233 0 50,001 25,150 25,100 △249 △249 (249)
合	純資産合計	59,234

第1期決算公告 令和7年6月23日

静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14

トヨテツ磐田株式会社

代表取締役 柳原 順弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	269,581
	固定資産	475,985
合	計	745,566
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	98,652 300,000 346,914 33,050 420,538 33,000 △139,674 △139,674 (139,674)
合	純資産合計	745,566

第5期決算公告 令和7年8月21日

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1151-5

株式会社ニュー・アート・リゾート

代表取締役 白石 幸生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	108,349
	固定資産	17,633
合	計	125,982
負純 資産 及 び部	流動資本 負債 資本 益 その他の利益 (うち当期純損失)	42,986 36,696 46,299 12,500 12,500 12,500 21,299 21,299 (3,848)
合	計	125,982

不在者財産管理人による供託公告	家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 高田 フジ	住所 宮城県宮城郡多賀城町八幡字沖無番地 生年月日 大正十三年三月十日
供託番号 令和七年度金第五五六六号	供託金額 五九四、七四〇円
裁判所 仙台法務局	事件番号 平成二十九年(家)第三〇〇六〇号
事件名 不在者財産管理人選任申立事件	令和七年八月二十一日
二 不在者財産管理人による供託公告	東京都千代田区外神田二丁目一八番五号光洋ビル三階
一 不在者 松葉 由美	不在者財産管理人 村山 澄江
住所 大阪府枚方市春日元町一丁目五番七号	生年月日 昭和四十七年二月二十四日
供託所 大阪法務局	供託番号 令和七年度金第四三五一号
供託金額 二、三二九、七六七円	裁判所 大阪家庭裁判所
裁判所 不在者財産管理人選任申立事件	事件名 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
事件番号 令和六年(家)第八〇三〇九号	令和七年八月二十一日
二 不在者財産管理人による供託公告	大阪市中央区南船場四丁目三番一号ヒロー
一 不在者 財産管理人 福塚 圭恵	不在者 財産管理人 村山 澄江
相続財産管理人による供託公告	家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 矢吹 二郎	最後の住所 福島県須賀川市旭町四番地一〇
生年月日 昭和二十七年二月十三日	死亡年月日 令和六年二月二十四日
供託所 福島地方法務局郡山支局	供託番号 令和七年度金第一八六号
供託金額 九、五五七、一九三円	裁判所 福島家庭裁判所郡山支部
裁判所 不在者財産管理人選任申立事件	事件番号 令和六年(家)第七〇七九号
事件番号 令和七年八月二十一日	令和七年八月二十一日
福島県郡山市細沼町四番一〇号	相続財産管理人 関根 信

相続財産管理人による供託公告	家事事件手続法第百九十条の二第一項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 中村 いへ	最後の住所 東京都葛飾区西水元四丁目五番一号 中川園
生年月日 昭和十年六月十日	死亡年月日 令和六年九月二十四日
供託番号 東京法務局	供託番号 令和七年度金第一六一六〇号
裁判所 東京家庭裁判所	裁判所 東京家庭裁判所
事件名 相続財産管理人選任申立事件	事件名 相続財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第九一三五号	事件番号 令和六年(家)第九一三五号
二 不在者財産管理人による供託公告	東京都葛飾区西水元一丁目二三番一十五号
一 不在者 財産管理人 大山 博夫	相続財産管理人 大山 博夫
相続財産管理人による供託公告	家事事件手続法第百九十条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 西山 文植	最後の住所 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町五番五三一三〇九号
生年月日 昭和二十二年二月七日	死亡年月日 令和五年六月三十日
供託所 大阪法務局	供託番号 令和七年度金第四〇〇七号
供託金額 六、〇九九、九二七円	裁判所 大阪家庭裁判所
裁判所 不在者財産管理人選任申立事件	事件名 相続財産管理人選任申立事件
事件番号 令和五年(家)第四五六六号	事件番号 令和五年(家)第四五六六号
七 事件名 相続財産管理人による供託公告	令和七年八月二十一日

【掲載順序】	①商号 ②旅行業の業務の範囲 (変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲) ③登録番号 (変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号) ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号 (変更登録を受けた場合) ⑧登録の抹消年月日 (登録の抹消があった場合) ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合) ⑩営業保証金の額 (変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額) ⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
A	①株式会社舜日リゾート ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-82418号 ④株式会社舜日リゾート 東京都新宿区西新宿六丁目15番1号セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿410号室 代表取締役 金春灵 ⑤本店 東京都新宿区西新宿六丁目15番1号セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿410号室 ⑥令和4年8月25日 ⑧令和7年6月12日 ⑩300万円 ⑪東京都知事登録旅行業第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成 ⑤本店 東京都豊島区千早二丁目31番1号 ⑥令和6年1月4日 ⑧令和7年7月10日 ⑩300万円 ⑪東京都知事登記第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成
B	①帝進株式会社(副商号 千川トラベル) ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成 ⑤本店 東京都豊島区千早二丁目31番1号 ⑥令和6年1月4日 ⑧令和7年7月10日 ⑩300万円 ⑪東京都知事登記第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成
C	①帝進株式会社(副商号 千川トラベル) ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成 ⑤本店 東京都豊島区千早二丁目31番1号 ⑥令和6年1月4日 ⑧令和7年7月10日 ⑩300万円 ⑪東京都知事登記第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成
D	①帝進株式会社(副商号 千川トラベル) ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成 ⑤本店 東京都豊島区千早二丁目31番1号 ⑥令和6年1月4日 ⑧令和7年7月10日 ⑩300万円 ⑪東京都知事登記第3-8496号 ④帝進株式会社(副商号 千川トラベル) 東京都豊島区千早二丁目31番1号 代表取締役 趙志成

B ①株式会社アシストジャパン ②第3種旅行業 ③静岡県知事登録旅行業3-419号 ④株式会社アシストジャパン 静岡市駿河区中田1丁目5番5号 代表取締役 望月宣利 ⑤株式会社アシストジャパン 静岡市駿河区中田1丁目5番5号 ⑥平成9年7月7日 ⑧令和7年7月24日 ⑩300万円 ⑪静岡県知事 ⑫静岡市駿河区中田1丁目5番5号 株式会社アシストジャパン 代表取締役 望月宣利

B ①株式会社E E 2 1 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7292号 ④株式会社E E 2 1 大阪府大阪市北区太融寺町5-15 代表取締役 依田雅 ⑤東京支店 東京都豊島区池袋2-65-1 JKビル池袋3階 ⑥平成29年1月26日 ⑧令和7年3月26日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫大阪府大阪市北区太融寺町5-15 株式会社E E 2 1 代表取締役 依田雅

B ①Happy Field ②地域限定旅行業 ③沖縄県知事登録旅行業地域-493号 ④山本幸野 沖縄県石垣市白保736-1 2階 ⑤沖縄県石垣市白保736-1 2階 ⑥令和6年6月27日 ⑧令和7年7月6日 ⑩15万円 ⑪沖縄県知事 ⑫沖縄県石垣市白保736-1 Happy Field 山本幸野

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和7年8月21日

記

〔掲載順序〕（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①株式会社J C インターナショナル ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-6488号 ④株式会社J C インターナショナル 東京都千代田区隼町2番13号 代表取締役 黒木賢司 ⑤本社営業所 東京都千代田区隼町2番13号Jプロ半蔵門ビル5階 ⑥平成23年11月17日 ⑦令和7年7月1日 ⑧90万円 ⑨450万円

A ①有限会社ツーリスト洲本 ②第3種旅行業 ③兵庫県知事登録旅行業第3-201号 ④有限会社ツーリスト洲本 洲本市栄町二丁目1番22号 代表取締役 戸田伸俊 ⑤本社営業所 洲本市栄町二丁目1番22号 ⑥昭和51年9月27日 ⑦令和7年7月14日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①旭交通株式会社 ②第3種旅行業 ③岡山県知事登録旅行業第3-287号 ④旭交通株式会社 倉敷市新田2537番地1 代表取締役 大賀道明 ⑤本社営業所 倉敷市新田2537番地1 ⑥平成10年12月15日 ⑦令和7年6月25日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①坂下トラベル ②第2種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第2-1080号 ④坂下景行 川口市芝4丁目2番7-802号シティハウス蕨レジデンス ⑤本社営業所 川口市在家町13-7 ⑥平成23年2月9日 ⑦令和7年7月15日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社クリエイトエムズ ②第2種旅行業 ③京都府知事登録旅行業第2-821号 ④株式会社クリエイトエムズ 京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1 代表取締役 村田博司 ⑤本社営業所 京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1 ⑥令和2年10月23日 ⑦令和7年7月7日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①Japan Biking株式会社 ②第2種旅行業 ③鹿児島県知事登録旅行業第2-254号 ④Japan Biking株式会社 出水市麓町22番43号 代表取締役 Holvoet Thomas Andre Jan ⑤本社営業所 出水市麓町22番43号 ⑥平成29年5月11日 ⑦令和7年4月1日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社メルヘン ②第2種旅行業務 ③大阪府知事登録旅行業第2-1340号 ④株式会社メルヘン 大阪市北区本庄東一丁目6番21号 代表取締役 湯村大介 ⑤大阪営業所 大阪市北区本庄東1-6-21ブリージェ天六ビル7F ⑥昭和63年7月25日 ⑦令和7年7月25日 ⑧260万円 ⑨1300万円

A ①Welcome to Japan ②第3種旅行業 ③兵庫県知事登録旅行業第3-884号 ④秋澤真澄 宝塚市武庫山2丁目5番20号 ⑤本社営業所 宝塚市武庫山2丁目5番20号 ⑥令和7年4月11日 ⑦令和7年7月10日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社マイウェイ ②第2種旅行業務 ③大阪府知事登録旅行業第2-1138号 ④株式会社マイウェイ 大阪市淀川区東三国六丁目1番30号 代表取締役 岡田信次 ⑤本社営業所 大阪市淀川区東三国6丁目1番30号203 ⑥昭和57年7月5日 ⑦令和7年7月4日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①津東通商株式会社 ②第3種旅行業務 ③大阪府知事登録旅行業第3-2755号 ④津東通商株式会社 大阪市東淀川区東中島二丁目15番19号 代表取締役 包勇 ⑤本社営業所津東ツアーズ 大阪市東淀川区東中島二丁目15番19号アトリエブルー新大阪202号室 ⑥平成27年6月23日 ⑦令和7年6月23日 ⑧60万円 ⑨300万円

B ①中央観光 ②第2種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第2-1158号 ④石井邦雄 入間市大字新光306番地36 ⑤本社営業所 入間市大字新光306番地36 ⑥平成27年10月15日 ⑦令和7年7月16日 埼玉県知事登録旅行業第3-1158号 ⑧160万円 ⑨1100万円

以上11件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

第 21 期 決 算 公 告

2025年6月24日
宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
JHリサイクル株式会社
代表取締役 藤田 理人

貸借対照表の要旨
(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 123,073
	固定資産 46,312
合 計	169,385
負純 資産 及の び部	流动負債 46,331
	株主資本 123,054
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 73,054
	利益準備金 10,010
	その他利益剰余金 63,044
	(うち当期純利益) (10,088)
合 計	169,385

第 1 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館20階
ガルフ・マリーン株式会社
代表取締役 ジェフリー・ディビッド・

プライス
貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 150
合 計	150
負純 資産 及の び部	株主資本 150
	資本剰余金 150
	(当期純利益) (0)
合 計	150

第 27 期 決 算 公 告

令和7年7月23日
アメリカ合衆国ネバダ州ラスベガス市
コナミサークル585番地
Konami Gaming, Inc.
日本における代表者 東尾 公彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千米ドル)
資の 産部	流動資産 164,436
	固定資産 141,222
合 計	305,657
負純 資産 及の び部	流动负债 74,303
	株主資本 3,761
	資本剰余金 227,593
	利益剰余金 25,000
	利益準備金 100,009
	その他利益剰余金 102,584
	(うち当期純利益) (28,448)
合 計	305,657

注 支店 神奈川県座間市東原5丁目1番1号

第 21 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
埼玉県上尾市中妻一丁目14番地7
株式会社タップ
代表取締役 内海 栄二

貸借対照表の要旨
(令和6年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 313
	固定資産 50
資 産 合 計	363
負純 資産 及の び部	流动负债 221
	株主資本 12
	資本剰余金 129
	利益剰余金 10
	その他利益剰余金 119
	(うち当期純利益) 119
	(16)
負債・純資産合計	363

第 21 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
茨城県神栖市柳川4123番地
鹿島トランシティサービス株式会社
代表取締役 斎藤 正志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 137,008
	固定資産 87,400
資 産 合 計	224,408
負純 資産 及の び部	流动负债 60,484
	株主資本 35,838
負 債 合 計	96,322
株 主 資 本	128,085
資 本 剰 余 金	10,000
利 益 剰 余 金	118,085
そ の 他 利 益 剰 余 金	118,085
(うち当期純利益)	(3,830)
純 資 產 合 計	128,085
負債・純資産合計	224,408

第 71 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
福島県いわき市平字小太郎町4番地の11
株式会社加地和組
代表取締役社長 青木 弘

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 5,079,722
	固定資産 1,378,771
合 計	6,458,493
負純 資産 及の び部	流动负债 2,872,205
	株主資本 617,896
	資本剰余金 2,968,392
	利益剰余金 98,000
	利益準備金 2,895,912
	その他利益剰余金 18,800
	その他利益剰余金 (当期利益) 2,877,112
	(81,934)
自 己 株 式	△25,520
合 計	6,458,493

第 21 期 決 算 公 告

令和7年7月25日
大阪市浪速区恵美須西三丁目13番24号
株式会社YOLO JAPAN
代表取締役 加地 太祐

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	341,570	流動負債	224,959
固定資産	71,808	賞与引当金	6,717
		その他	218,242
		固定負債	257,233
		株主資本	△ 68,815
		資本剰余金	230,018
		資本準備金	239,915
		その他資本剰余金	220,018
		利益剰余金	19,897
		その他利益剰余金	△ 538,748
		その他利益剰余金	△ 538,748
		(うち当期純損失)	(132,891)
資 产 合 计	413,378	負債・純資産合計	413,378

第 26 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
東京都中央区銀座一丁目15番2号
株式会社ニューアート・エストウェストオーナメント
代表取締役 白石 幸栄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,376,234	流動負債	72,265
固定資産	29,853	(退職給付引当金)	1,056,624
		株主資本	(10,402)
		資本剰余金	277,197
		資本準備金	98,000
		その他資本剰余金	239,876
		利益剰余金	149,080
		その他利益剰余金	90,796
		△25,158	△25,158
		△25,158	(306,506)
		△35,520	△35,520
資 产 合 计	1,406,088	負債・純資産合計	1,406,088

第 58 期 決 算 公 告

令和7年8月21日
埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬2116番地
協立ラミネート株式会社
代表取締役 橋本 昌男

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	211,257	流動負債	213,709
固定資産	137,043	賞与引当金	20,059
		その他	155,315
		固定負債	73,848
		退職給与引当金	△22,271
		株主資本	60,500
		資本剰余金	△82,771
		その他利益剰余金	△82,771
		(うち当期純損失)	(507)
		評価・換算差額等	1,547
		その他有価証券評価差額金	1,547
資 产 合 计	348,300	負債・純資産合計	348,300

第 80 期 決 算 公 告

令和7年7月30日
大阪市中央区南久宝寺町4丁目5番2号
清原株式会社
代表取締役社長 斎原 正明

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,335	流動負債	6,506
固定資産	4,557	固定負債	4,262
		負債合計	10,769
		株主資本	6,111
		資本剰余金	100
		資本準備金	273
		利益剰余金	5,738
		利益準備金	90
		その他利益剰余金	5,647
		(うち当期純利益)	(434)
		評価・換算差額等	11
		純資産合計	6,123
資 产 合 计	16,893	負債・純資産合計	16,893

第18期決算公告 令和7年8月21日
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地
株式会社モータープロ
代表取締役 遠藤 昭二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	105
固定資産	4
合 計	109
負純 資産 及の び部	
株主資本	109
資本剰余金	10
その他資本剰余金	92
利益剰余金	6
利益準備金	20
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△13 (4)
合 計	109

第10期決算公告令和7年6月30日 東京都中央区京橋二丁目2番1号
エバーグリーン・マーケティング株式会社
代表取締役 田中 稔道

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
流動資産	14,893
固定資産	1,508
合 計	16,402
流動負債	9,899
貰与引当金	38
役員貰与引当金	0
その他の固定負債	9,861
退職給付引当金	80
株主資本金	6,421
資本剰余金	504
資本準備金	1,855
利益剰余金	1,855
利息準備金	4,061
その他利益剰余金	4,061
合 計	16,402
資産合計	16,402
負債・純資産合計	16,402

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	52,737
売上原価	48,430
売上総利益	4,306
販売費及び一般管理費	2,638
営業利益	1,668
営業外収益	2,764
営業常益	4,431
税引前当期純利益	4,431
法人税、住民税及び事業税	522
法人税等調整額	△ 26
当期純利益	3,935

第19期決算公告

令和7年7月23日 埼玉県本庄市早稻田の杜1丁目14番1号

ひびきの農産株式会社

代表取締役社長 小暮 敏美

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	170,500,064
固定資産	100,001
資産合計	170,600,065
負純 資産 及の び部	
流動負債	168,304,672
負債合計	168,304,672
株主資本	2,260,000
資本剰余金	2,260,000
利益剰余金	35,393
その他利益剰余金(うち当期純損失)	35,393 (452,537)
純資産合計	2,295,393
負債・純資産合計	170,600,065

第37期決算公告

令和7年8月21日 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi Oneタワー**デル・テクノロジーズ株式会社**

代表取締役 グレンジャー・ウォリス

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
流動資産	244,217
固定資産	53,596
合 計	297,813
流動負債	169,441
固定負債	123,832
株主資本	4,540
資本剰余金	300
その他資本剰余金	224
利益剰余金	4,016
利益準備金	75
その他利益剰余金	3,941
合 計	297,813
資産合計	297,813
負債・純資産合計	297,813

損益計算書の要旨
(自 令和6年2月1日)
(至 令和7年1月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	468,817
売上原価	426,002
販売費及び一般管理費	37,799
営業収益	5,016
営業外収益	1,142
営業費用	451
営業常益	5,707
営業特別損失	1,539
税引前当期純利益	4,168
法人税、住民税及び事業税	1,420
当期純利益	2,748

第29期決算公告

令和7年8月21日

埼玉県朝霞市本町三丁目1番54号

東日本企画株式会社

代表取締役 楠本由美子

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	26
固定資産	2
繰延資産	0
合 計	28
負純 資産 及の び部	
流動負債	0
固定負債	4
株主資本	23
資本剰余金	3
利益剰余金	20
その他利益剰余金(うち当期純損失)	20 (1)
合 計	28

第13期決算公告

2025年8月21日 大阪府大阪市西区南堀江1丁目26番10号

社会医療法人寿楽会

理事長 大野 良晃

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	3,223,717
固定資産	4,715,969
有形固定資産	4,117,396
無形固定資産	114,278
その他の資産	484,294
合 計	7,939,686
流動負債	1,954,978
貰与引当金	224,659
その他の固定負債	1,730,319
固定負債	2,159,690
退職給付引当金	183,182
その他の負債	1,976,508
合 計	4,114,669
積立等積立金	3,825,017
繰越利益積立金	280,575
純資産合計	3,825,017
負債・純資産合計	7,939,686

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
事業収益	8,618,445
本附帯事業用務	8,544,292
事本附業費	74,153
事本附業用務	8,996,794
事本附業損失	8,933,358
事業外損失	63,436
事業常別損失	378,348
経常特損	△ 31,100
税引前当期純損失	409,448
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	409,448

第8期決算公告

令和7年8月21日

東京都港区六本木一丁目6番1号

新生レンプレントパートナーズ株式会社

代表取締役 山田 和孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	41,883
固定資産	396
合 計	42,280
負純 資産 及の び部	
流動負債	12,954
株主資本	29,325
資本剰余金	4,000
利益剰余金	25,325
その他利益剰余金(うち当期純損失)	25,325 (640)
合 計	42,280

第4期決算公告

令和7年6月13日

大阪府大阪市北区中之島3丁目3番23号

MGM大阪株式会社

代表取締役 エドワード・パウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	8,362
固定資産	48,423
合 計	56,786
流動負債	5,263
固定負債	373
合 計	5,636
株主資本	51,150
資本剰余金	35,832
資本準備金	35,832
利益剰余金	△20,514
その他利益剰余金	△20,514
合 計	51,150
資産合計	56,786
負債・純資産合計	56,786

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
営業費用	1,135
営業外費用	2
営業常益	6,218
経常特損	7,351
税引前当期純損失	7,351
法人税、住民税及び事業税	2
当期純損失	7,353

第43期決算公告

令和7年8月21日 福岡市博多区東比恵四丁目9番12号

株式会社九州マツダ

代表取締役 江藤 忠義

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	7,408	流动負債	11,914
固定資産	20,320	固定負債	2,257
有形固定資産	19,713	退職給付引当金	1,213
無形固定資産	31	繰延税金負債	1,001
投資その他の資産	576	株主資本	13,557
		資本剰余金	826
		資本準備金	3,221
		利益剰余金	3,221
		その他の利益剰余金	9,510
		利子・手数料等調整額	353
		法人税等調整額	6
		当期純利益	618
資産合計	27,728	負債・純資産合計	27,728

損益計算書の要旨
(自(至)令和6年4月1日)
(令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	41,214
原価	33,174
利益一般管理	8,040
売上総利益	7,071
業外収益	969
費用	65
益用益	9
益失	1,025
利息	19
税金	67
損失	977
税金及び 事業税等 調整額	353
前引税金 及み税金	353
当期純利益	6
法人税等 調整額	618

第7期決算公告

令和7年8月21日

新生ベンチャーパートナーズ株式会社

代表取締役 松原 一平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
流動資産	344,831
固定資産	36,172
合計	381,004
負純資産	317,526
資本	63,297
利益	1,000
その他利益	62,297
当期純利益	62,297
評価・換算差額等	(4,104)
その他有価証券評価差額金	179
合計	381,004

2023年度決算公告 令和7年8月21日

東京都品川区東品川二丁目2番8号

スフィアタワー天王洲CWC棟2F

株式会社OPE x PARK

代表取締役 本田 泰教

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流动資産	100,849
固定資産	15,440
合計	116,290
負純資産及のび部	
流动負債	39,972
株主資本	76,317
資本剰余金	251,478
資本準備金	915,006
利益剰余金	△1,090,168
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△(245,392)
合計	116,290

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億七千六百四十七万八千四百四十円、資本準備金の額を九億一千三百六十八万九千八百三十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月21日 東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲CWC棟2F 株式会社OPE x PARK 代表取締役 本田 泰教

第19期決算公告 令和7年8月21日

東京都千代田区紀尾井町4番1号

ニユーオータニガーデンコート9階

株式会社かなでホールディングス

代表取締役 塩澤 俊一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流动資産	76,784
固定資産	919,287
合計	996,072
負純資産及のび部	
流动負債	161,611
株主資本	825,641
資本剰余金	50,000
資本準備金	939,999
利益剰余金	△164,358
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△164,358
新株予約権	(60,927)
合計	996,072

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少し、減少する資本金の額を資本準備金の額とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月21日 東京都千代田区紀尾井町4番1号ニユーオータニガーデンコート9階 株式会社かなでホールディングス 代表取締役 塩澤 俊一

第4期決算公告 令和7年8月21日

東京都港区六本木一丁目6番1号

新生識字パートナーズ株式会社

代表取締役 池浦 良祐

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流动資産	58,927
固定資産	27,837
合計	86,765
負純資産及のび部	
流动負債	14,085
株主資本	72,679
利益剰余金	100
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	72,579
合計	86,765

第2期決算公告 令和7年8月21日

東京都文京区湯島三丁目16番10号徳和ビル

徳和実業株式会社

代表取締役 鄭 勝元

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資産部	
流动資産	346,651
固定資産	46,655
合計	393,307
負純資産及のび部	
流动負債	312
株主資本	392,994
資本剰余金	10,000
資本準備金	390,000
利益剰余金	△7,005
その他資本剰余金 (うち当期純損失)	△7,005
合計	393,307

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少し、それぞれ一千円、○円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月21日 東京都文京区湯島三丁目16番10号徳和ビル 徳和実業株式会社 代表取締役 鄭 勝元

第3期決算公告 令和7年8月21日

東京都港区六本木一丁目6番1号

SC1バイアウト2号株式会社

代表取締役 山田 和孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流动資産	5,683
固定資産	4,806
合計	10,489
負純資産及のび部	
流动負債	1,491
株主資本	8,998
利益剰余金	100
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	8,898
合計	10,489

第2期決算公告		令和7年8月21日	
東京都港区六本木一丁目6番1号		N X Gホールディングス株式会社	
		代表取締役	宮口 徹
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	532 738,807 739,339	
負純 債資 産及 び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他の資本 利益剰余金 その他の利益 (うち当期純損失) 合計	44,960 528,000 166,378 50,000 220,000 135,000 85,000 △103,621 △103,621 (15,303) 739,339	

第 57 期決算公告		令和 7 年 8 月 21 日	
静岡県浜松市中央区高丘東一丁目 6 番 25 号		株式会社アオノ	
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)		代表取締役 松元 勲俊	
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	430,136 409,578 839,714	
負純 資産 及の び部	流动負債 賞与引当金 固定負債 株主資本 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	64,020 1,200 23,539 752,155 10,000 742,155 2,500 739,655 (81,952)	
	負債・純資産合計	839,714	

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいます。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
和七年八月一日
静岡県浜松市中央区高丘東一丁目六番二五号
(甲) 株式会社アオノ
代表取締役 中央区鍛冶町一〇〇番地
静岡県浜松市中央区鍛冶町一〇〇番地
のogaザシテイ浜松中央B-1F
(乙) 株式会社KCP2
代表取締役 長谷尾勲

第25期決算公告		令和7年8月21日	
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		株式会社アイアンドエーエス	
		代表取締役 遠藤 昭二	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目		金額(百万円)	
資の 産部	流動資産	2,495	
	固定資産	573	
	合 計	3,068	
負純 資産 及の び部	流动負債	148	
	(賞与引当金)	(40)	
	固定負債	72	
	(退職給付引当金)	(39)	
	株主資本	2,848	
	資本利益剰余金	60	
	利益準備金	2,788	
	その他利益剰余金	15	
	(うち当期純利益)	2,773	
合 計		3,068	

第 17 期 決 算 公	
令和 7 年 8 月 21 日	
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	
株式会社 I S ホールディングス	
代表取締役社長 遠藤 昭二	
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)(単位:百万円)	
科 目	金 額
流 動 資 產	11,559
固 定 資 產	18,367
資 產 合 計	29,927
科 目	金 額
流 動 負 債	12,365
(賞 与 引 当 金)	(5)
固 定 負 債	664
(退職給付引当金)	(139)
株 主 資 本	16,857
資 本 余 金	600
資 本 利 益	2,032
自 己 株 式	14,868
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△643 39
負 債 ・ 純 資 產 合 計	29,927

損益計算書の要旨

科	目	金額
売上	高利益	3,142
売上	利一般管理	3,142
販費	益及び一般管理	2,285
営業	益	857
営業	外業	386
営業	外業	2,023
経常	損益	780
特	損失	66
税引前	期純損失	713
法人税、住民税及び 事業税		48
法人税等調整額		△70
当期純損失		691

第3期決算公告			令和7年8月21日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号			
株式会社グリーン電力ホールディングス			
代表取締役社長 遠藤 昭二			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目	金額(百万円)		
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	4 562 566	
負純 資 産 及 び部	流動負債 株主資本 資本剰余 資本準備 その他の資本 利益剰余 その他の利益剰余 (うち当期純損失) 合計	1,633 △1,066 76 79 75 4 △1,221 △1,221 (1,211) 566	

第22期決算公			
令和7年8月21日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号			
株式会社外為オンライン 代表取締役 古作 篤			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	70,679	流动負債	59,526
固定資産	550	(賞与引当金)	(3)
		固定負債	104
		(退職給付引当金)	(18)
		株主資本	11,597
		資本	300
		資本剰余金	489
		(その他資本剰余金)	(489)
		利益剰余金	10,808
		(利益準備金)	(75)
		(その他利益剰余金)	(10,733)
資産合計	71,230	負債・純資産合計	71,230

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)
 (単位:百万円)

科	目	金額
売上	高利益	4,003
売上	利一般管理	4,003
販費	消費及び	3,094
営業	業外収益	908
営業	業外費用	81
営業	常利	0
経常	利益	989
税引前当期純利益		1,007
法人税、住民税及び 事業税		158
法人税等調整額		△247
当期純利益		1,096

第7期決算公告		令和7年8月21日	
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		ひまわりパートナーズ株式会社	
代表取締役社長 福田 圭祐		貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目		金額(百万円)	
資の 産部	流動資産	資産	223
	固定資産	資産	445
	合計		668
負純 資 産 及 び部	流動負債	債務	318
	固定負債	本金	9
	株主資本	金利	340
	資本剰余益	準備	100
	資本利益	金利	100
	その他利益	剰余金	100
	(うち当期純利益)		140
	(16)		(16)
	合計		668

第 22 期 決 算 公			
令和 7 年 8 月 21 日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号			
株式会社アイネット証券 代表取締役社長 星野 智英			
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産 固定資産	29,517 48	流动負債 (賞与引当金) 固定負債 (退職給付引当金) 株主資本 資本剰余金 (その他資本剰余金) 利益剰余金 (利益準備金) (その他利益剰余金)	27,299 (3) 22 (10) 2,244 300 1,253 (1,253) 691 (55) (635)
資産合計	29,566	負債・純資産合計	29,566

損益計算書の要旨

科 目	金額
營業収益	813
純営業収益	813
販売費及び一般管理	645
營業利益	167
營業外損益	△5
経常利益	161
税引前当期純利益	161
法人税、住民税及び事業税	49
法人税等調整額	0
当期純利益	111

第16期決算公告

2025年6月30日

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

住化中東株式会社

代表取締役 前田 篤

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,716	流動負債	11
固定資産	1	貢与引当金	1
総資産	1	固定負債	0
		負債合計	11
株主資本	1,707	業外収益	47
資本剰余金	1,720	費用	47
資本準備金	390	常別利益	14
利益剰余金	390	損失	0
その他利益剰余金	△403	税引前当期純損失	865
	△403	法人税、住民税及び事業税	805
		法人税等調整額	△117
		当期純損失	688
資産合計	1,718	負債・純資産合計	1,718

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	398
売上原価	351
売上総利益	47
販売費及び一般管理	0
営業利益	47
業外収益	14
費用	0
常別利益	61
損失	0
税引前当期純損失	865
法人税、住民税及び事業税	805
法人税等調整額	△117
当期純損失	688

第7期決算公告 令和7年8月21日
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社
代表取締役 伴野 拓司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	401
流動資産	19,624
固定資産	20,025
資産合計	20,025
負純資産及のび部	1
流動負債	20,024
固定資本	10
資本剰余金	19,614
資本準備金	19,614
利益剰余金	400
その他利益剰余金	400
(うち当期純利益)	(1,963)
負債・純資産合計	20,025

第13期決算公告

令和7年8月21日 東京都港区北青山二丁目5番1号
Dole International Holdings株式会社
代表取締役 阿部 邦明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,929
固定資産	141,067
	負債合計
	111,477
株主資本	54,663
資本剰余金	33,975
資本準備金	33,975
利益剰余金	△13,287
その他利益剰余金	△13,287
評価・換算差額等	△23,144
繰延ヘッジ損益	△23,144
	純資産合計
	31,519
資産合計	142,996
	負債・純資産合計
	142,996

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
販売費及び一般管理	178
業外損失	178
収益	63
費用	6,488
常別損失	6,603
税引前当期純損失	6,603
法人税、住民税及び事業税	1,589
法人税等調整額	△7
当期純損失	5,021

第52期決算公告 令和7年5月22日

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
東企商事株式会社
代表取締役 林 光男

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	329,787
流動資産	13,529
固定資産	343,316
資産合計	343,316
負純資産及のび部	362
流動負債	402,948
固定資本	△59,994
資本剰余金	50,000
資本準備金	50,000
その他資本剰余金	12,500
利益剰余金	37,500
その他利益剰余金	△159,994
(うち当期純損失)	△159,994
合計	343,316

第16期決算公告

2025年6月30日

横浜市西区高島一丁目1番1号

日産グループファイナンス株式会社

代表取締役 石 憲治郎

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	520,293
固定資産	22
投資その他の資産	22
	負債合計
	516,882
株主資本	3,433
資本剰余金	90
資本準備金	3,343
利益剰余金	3,343
その他利益剰余金	3,343
資産合計	520,315
	負債・純資産合計
	520,315

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	2,354
売上原価	2,146
売上総利益	208
販売費及び一般管理	62
業外収益	146
費用	146
常別利益	494
税引前当期純利益	640
法人税、住民税及び事業税	236
法人税等調整額	△18
当期純利益	421

第56期決算公告 令和7年6月26日

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
恵青商事株式会社
代表取締役 林 祥隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	243,029
流動資産	3,837,152
固定資産	4,080,181
資産合計	4,080,181
負純資産及のび部	131,237
流動負債	2,711,395
固定資本	1,237,549
資本剰余金	49,200
資本準備金	520,803
その他資本剰余金	12,300
利益剰余金	508,503
その他利益剰余金	667,546
(うち当期純利益)	667,546
合計	4,080,181

第39期決算公告

2025年6月30日

横浜市西区高島一丁目1番1号

日産ファイナンス株式会社

代表取締役 石 憲治郎

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	146,971
固定資産	93,580
投資その他の資産	93,580
	負債合計
	212,440
株主資本	28,077
資本剰余金	2,491
資本準備金	3
利益剰余金	25,583
利益準備金	619
その他利益剰余金	24,964
資産合計	240,552
	負債・純資産合計
	240,552

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	937
売上原価	904
売上総利益	33
販売費及び一般管理	55
業外収益	22
費用	13,958
常別利益	734
税引前当期純利益	13,202
法人税、住民税及び事業税	13,202
法人税等調整額	△57
当期純利益	13,270

第1期決算公告

令和7年8月21日 東京都千代田区麹町二丁目6番地5

株式会社JSK17

代表取締役 吉川 明

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	10
流動資産	10
固定資産	282
資産合計	282
負純資産及のび部	5
流動負債	△272
固定資本	5
資本剰余金	5
資本準備金	5
利益剰余金	△282
その他利益剰余金	△282
(うち当期純損失)	(282)
合計	10

第4期決算公告 令和7年8月21日
東京都台東区浅草6丁目32番3号
株式会社キャリママ
代表取締役 鈴木 美来
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	35,300
	固定資産	4,032
	資産合計	39,332
負純 資 産 及 び部	流动負債	32,037
	固定負債	38,210
	負債合計	70,247
負純 資 産 及 び部	株主資本	△30,915
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	△35,915
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△35,915 (5,773)
	純資産合計	△30,915
負債・純資産合計		39,332

決算公告 令和7年8月21日
横浜市鶴見区北寺尾七丁目12番10号
株式会社アベホールディングス 代表取締役 阿部 政彦
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

資本対照表の要旨(令和6年6月30日現在)		科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	資産	1,766,691
	固定資産	資産	321,128
	合計		2,087,819
負純 資 産 及 び部	流動負債	債権	237,191
	固定負債	債権	1,540,947
	株主資本	資本	309,680
	資本剰余金	金	10,000
	その他資本剰余金	金	308,146
	利益剰余金	△	308,146
	その他の利益剰余金	△	8,465
	(うち当期純損失)	△	8,465
	合計		(7,746)
合計		2,087,819	

第10期決算公告 令和7年8月21日
長野県茅野市宮川11400番地1
株式会社

株式会社 グリーン電力エンジニアリング信州		代表取締役 弘田 憲生
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	4
	固定資産	0
	合計	4
負純 債資產 及の び部	流动資本	0
	株主資本	4
	資本剰余金	10
負純 債資產 及の び部	利益剰余金	△5
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△5 (0)
	合計	4

第25期決算公告
令和7年8月21日
埼玉県三郷市戸ヶ崎一丁目417番地
株式会社ケーテーテック
代表取締役 神山 利修
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	1,851,759 2,153,657
	4,005,417
負純債資産及のび部	522,855 2,484,102 998,460 20,000 978,460 5,000 973,460 (252,450)
負債・純資産合計	4,005,417

吸收分割公告
当社(甲)は、吸收分割により株式会社ケーテ・レーツク(乙)、埼玉県三郷市戸ヶ崎丁目一の不動産事業に関する権利義務を承継することになりました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十七日に予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
いなお、最終貸借対照表の開示状況は左記の

第26期決算公告 令和7年8月21日
東京都港区西新橋一丁目17番12号
株式会社ランドコンサルティング
代表取締役 畑 賢人
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	822 12,490 13,312
負純 債資產 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余 資本利潤 資本利益 利潤剰余 その他の利 益剰余金 (うち当期損 失)	28,003 3,610 △18,300 18,550 5,130 5,130 △41,980 1,975 △43,956 (7,303)
	負債・純資產合計	13,312

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八百五十五万円、資本準備金の額を五百十三万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とするごとにいたしました。株主総会の決議は、令和七年八月五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十一日

第18期決算公告 令和7年8月21日
東京都千代田区麹町六丁目6番2号
フォースバー・コンシェルジ株式会社
代表取締役 柴崎 洋平
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	276,158 163,133 439,291
負純 債資產 及の び部	流动資本 貯蓄引当金 固定資本 株主負債 資本剩餘金 資本準備金 利益剩餘金 その他の利益剩餘金 (うち当期純損失)	208,983 16,831 741,304 △510,995 100,000 50,000 50,000 △660,995 △660,995 (168,053)
	負債・純資産合計	439,291

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少し、それぞれ一億円、五千円とするにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十六日
に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり
です。

第13期決算公告
令和7年8月21日
群馬県高崎市菊地町812番地2
株式会社ワンセルフ
代表取締役 清水 剛
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 81,047
	固定資産 193,946
	合計 274,993
負純 資 産 及 の び部	流动負債 88,810
	固定負債 179,703
	資本 6,480
資 産 及 の び部	資本 1,000
	利益 5,480
	その他利益 5,480
(うち当期利益)	
(1,533)	
合計 274,993	

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に關する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年八月八日であります。終了しており、乙の株主総会についても、これは甲の完全子会社のため会社法第七八四条第一項本文に基づき、承認決議を得ております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

第45期決算公告 令和7年8月21日
東京都豊島区南池袋二丁目30番12号
B I T ビル

株式会社システム・ピット
代表取締役 永森 信一
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	788,804 3,940,836
	合計	4,729,640
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	150,636 2,042,388 2,536,616 61,400 2,475,216 15,000 2,460,216 (88,242)
	合計	4,729,640

新設分割公告
当社は新設分割により新設する株式会社
リユーション事業(ただし、沖縄支社における事業を除く)に対し、当社のヘルスケアソ
この会社分割に異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りでなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和7年8月21日
東京都豊島区南池袋二丁目30番一二
株式会社システム・ピット
代表取締役 永森 信一

第3期決算公告

令和7年8月21日
愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号
日本ものづくり事業承継投資株式会社
代表取締役 山田 和孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	143,693 22,538
	合計	166,231
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	120,407 45,824 20,000 25,824 25,824 (2,904)
	合計	166,231

第32期決算公告 令和7年8月21日
栃木県宇都宮市インターパーク二丁目
14番地10

ジョイコム株式会社
代表取締役 佐藤 正嗣
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	266,816 59,537
	合計	326,353
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 退職給与引当金 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 (うち当期純利益)	192,367 45,000 45,000 88,986 10,000 78,986 78,986 (11,284)
	合計	326,353

第27期決算公告 令和7年8月21日
北海道小樽市新光一丁目11番1号

株式会社エムデジ
代表取締役 佐藤 正嗣
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	3,612,307 3,715,670
	合計	7,329,638
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 (うち当期純利益)	2,733,830 2,483,412 2,112,396 95,000 2,017,396 2,017,396 (287,290)
	合計	7,329,638

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し、乙は解散することにいたし
ましたので公告します。この合併に対し異議の
ある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月
のとおりです。
令和7年8月21日
北海道小樽市新光一丁目11番1号
株式会社エムデジ
代表取締役 佐藤 正嗣
(乙) ジョイコム株式会社
代表取締役 佐藤 正嗣

決算公告 令和7年8月21日

東京都渋谷区神宮前五丁目50番6号
株式会社ペスカインター・ナショナル
代表取締役 佐久間ひさ子
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	433,651 157,257
	合計	590,908
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 (うち当期純損失)	493,605 41,672 55,631 10,000 45,631 (204,796)
	合計	590,908

決算公告 令和7年8月21日

東京都渋谷区神宮前五丁目50番6号
株式会社ペスカ
代表取締役 佐久間ひさ子
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	384,909 30,859
	合計	415,769
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 (うち当期純損失)	359,308 56,460 3,000 53,460 53,460 (4,688)
	合計	415,769

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し、乙は解散することにいたしました
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月
のとおりです。
令和7年8月21日
東京都渋谷区神宮前五丁目50番6号
株式会社ペスカ
代表取締役 佐久間ひさ子
(乙) 株式会社ペスカインター・ナショナル
代表取締役 佐久間ひさ子

第72期決算公告 令和7年8月21日
福井県福井市開発五丁目2004番地
福種株式会社
代表取締役 井村 裕治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	24,409 257,092
	合計	281,502
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 (うち当期純損失)	67,794 128,750 84,958 10,000 74,958 2,500 72,458 (4,937)
	合計	281,502

第27期決算公告 令和7年8月21日
福井県福井市開発五丁目2004番地
福井シード株式会社
代表取締役 井村 裕治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	235,105 216,447
	合計	451,552
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益准備金 (うち当期純損失)	232,822 177,003 41,727 15,000 38,927 38,927 (34,797)
	合計	451,552

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し、乙は解散することにいたしました
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月
のとおりです。
令和7年8月21日
福井県福井市開発五丁目2004番地
福井シード株式会社
代表取締役 井村 裕治
(乙) 福種株式会社
代表取締役 井村 裕治

第8期決算公告

令和7年8月21日
三重県志摩市阿児町鵜方2850番地263
株式会社志摩リネンサプライ
代表取締役 中井 和昌
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 2,060
	資産合計 2,060
負純 資産及の び部	流动 負債 9,916
	負債合計 9,916
株主資本	△7,855
資本金	300
利益剰余金	△8,155
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△8,155 (2,308)
純資産合計	△7,855
負債・純資産合計	2,060

第8期決算公告

令和7年8月21日
三重県志摩市阿児町鵜方3236番地4
株式会社志摩クリーニングセンター
代表取締役 中井 真弓
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 1,095
	資産合計 1,095
負純 資産及の び部	流动 負債 9,038
	負債合計 9,038
株主資本	△7,942
資本金	300
利益剰余金	△8,242
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△8,242 (7,932)
純資産合計	△7,942
負債・純資産合計	1,095

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

第52期決算公告

令和7年8月21日
山口県光市島田五丁目14番43号
光保全有限公司
代表取締役 貞兼 孝志
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 14,257
	固定 資産 0
	合 計 14,257
負純 資産及の び部	流动 負債 2,954
	負債本金 0
株主資本	11,303
利益剰余金	3,000
利益準備金	8,303
その他利益剰余金(うち当期純利益)	750 7,553 (2,525)
合 計	14,257

第62期決算公告

令和7年8月21日
山口県光市大字島田3434番地
小川興産株式会社
代表取締役 貞兼 孝志
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 64,290
	固定 資産 6,587
	合 計 70,877
負純 資産及の び部	流动 負債 26,552
	負債本金 23,054
株主資本	21,271
利益剰余金	10,000
利益準備金	11,271
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,250 10,021 (17,000)
合 計	70,877

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第21期決算公告

令和7年8月21日
大分市大字三芳320番地
株式会社C.Tネット
代表取締役 三ヶ尻和江
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 20,910,349
	固定 資産 2,639,700
	資産合計 23,550,049
負純 資産及の び部	流动 負債 3,163,159
株主資本	20,386,890
利益剰余金	10,000,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	10,386,890 10,386,890 (10,003,323)
負債・純資産合計	23,550,049

第31期決算公告

令和7年8月21日
大分市大字三芳字峠478番地の3
株式会社コム・ワン
代表取締役 三ヶ尻 猛
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 116,778,470
	固定 資産 248,295,910
	資産合計 365,074,380
負純 資産及の び部	流动 負債 7,817,215
株主資本	267,161,336
利益剰余金	90,095,829
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,000,000 80,095,829 80,095,829 (12,549,289)
負債・純資産合計	365,074,380

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第4期決算公告 令和7年8月21日
東京都渋谷区円山町5番5号
Navi渋谷V3階
fo1株式会社
代表取締役 湯原 伸悟
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 9,525
	固定 資産 627,060
	資産合計 636,585
負純 資産及の び部	流动 負債 3,380
株主資本	527,096
利益剰余金	106,108
その他利益剰余金(うち当期純利益)	50,005 49,995 49,995 6,108 6,108 (1,714)
負債・純資産合計	636,585

第11期決算公告 令和7年8月21日
東京都荒川区南千住五丁目17番8号2F
株式会社OVER's
代表取締役 湯原 伸悟
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 375,308
	固定 資産 370,635
	資産合計 745,943
負純 資産及の び部	流动 負債 115,161
株主資本	270,767
利益剰余金	360,014
その他利益剰余金(うち当期純利益)	30,000 330,014 3,400 326,614 (20,601)
負債・純資産合計	745,943

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 13 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都港区六本木一丁目6番1号
S B I 新生企業投資株式会社
代表取締役 植坂 謙治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,476,926	流動負債	260,386
固定資産	187,518	(賞与引当金)	(95,695)
		(役員賞与引当金)	(4,925)
		固定負債	2,153,850
		(退職給付引当金)	(112,012)
		株主資本	1,250,208
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,200,208
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,187,708
		(うち当期純損失)	(37,370)
資産合計	3,664,445	負債・純資産合計	3,664,445

第 9 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都目黒区下目黒一丁目1番14号コノトラビル7F
Red Yellow And Green株式会社
代表取締役 細井 優

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,933	流動負債	18,369
固定資産	101	固定負債	28,959
繰延資産	3,547	株主資本	△55,745
		資本金	46,200
		資本剰余金	16,200
		資本準備金	16,200
		利益剰余金	△118,145
		その他利益剰余金	△118,145
		(うち当期純損失)	(6,731)
資産合計	6,582	新株予約権	15,000
		負債・純資産合計	6,582

第 32 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
株式会社FXブロードネット
代表取締役 山口 裕

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	13,084
固定資産	98
	流動負債
	(賞与引当金)
	340
	(退職給付引当金)
	(13)
	特別法上の準備金
	2
	株主資本
	2,112
	資本金
	300
	利益剰余金
	1,812
	利益準備金
	75
	その他利益剰余金
	1,737
	(うち当期純利益)
資産合計	13,182
	負債・純資産合計
	13,182

第 41 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都千代田区丸の内1丁目11番1号
日本ビルド株式会社
代表取締役 遠藤 昭二

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,221	流動負債	3,176
固定資産	9,220	引当金	10
		固定負債	4,183
		引当金	33
		株主資本	4,082
		資本金	490
		資本剰余金	67
		資本準備金	67
		利益剰余金	3,525
		利益準備金	54
		その他利益剰余金	3,470
		(うち当期純利益)	(450)
資産合計	11,442	負債・純資産合計	11,442

第 10 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
株式会社グリーン電力エンジニアリング
代表取締役 遠藤 昭二

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	901
固定資産	4,007
	流動負債
	(賞与引当金)
	3,055
	(退職給付引当金)
	6
	株主資本
	789
	資本金
	100
	資本剰余金
	231
	その他資本剰余金
	231
	利益剰余金
	458
	その他利益剰余金
	458
	(うち当期純利益)
資産合計	4,909
	負債・純資産合計
	4,909

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2025年8月21日

東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

株式会社グラムス

代表取締役 谷 直史

Amazon Android版『ラグナドール』において発行した前払式支払手段「幻妖石」については、Android端末上のAmazonアプリストアのサービス終了日である2025年8月20日をもって廃止させていただきました。

つきましては、以下のとおり資金決済に関する法律（第20条第1項）に基づき、下記前払式支払手段の未使用残高の払戻しをいたしますので、払戻しの申出期間内にお申出をお願いいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社グラムス

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

Amazon Androidアプリストア版『ラグナドール』…「幻妖石」
※有償購入分に限ります。

※固有有償「幻妖石」1個につき、購入時の金額に関わらず一律2円（税込）の払戻しとなります。

＜払戻しの申出期間＞

2025年8月21日（木）15:00～2025年11月19日（水）15:00

※払戻し申出期間内にお申出がない場合には、当該払戻し手続きから除外されますので、予めご了承ください。

＜払戻しの申出の方法および払戻しの方法＞

詳細は、『ラグナドール』の公式サイトよりご確認の上、お申し出ください。

公式サイト：『ラグナドール』（<https://agnadorn.jp/>）

＜問い合わせ先＞

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

株式会社グラムス（サポートセンター）

メールアドレス：support-billing@grams.game

電話番号：03-5358-5330（カスタマーサービス窓口）

受付時間：10:00～17:00（土日祝日・弊社指定休業日を除く）

第 14 期 決 算 公 告

令和7年8月21日 東京都港区南青山一丁目26番1号
アストロラボ株式会社
代表取締役 日下 康幸

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	141	流動負債	175
固定資産	177	固定負債	125
		株主資本	17
		資本金	136
		資本剰余金	267
		資本準備金	51
		その他資本剰余金	216
		利益剰余金	△386
		利益準備金	19
		その他利益剰余金	△406
		(うち当期純損失)	(99)
合 計	318	合 計	318

第45期決算公告 令和7年8月21日
大阪市天王寺区上汐三丁目1番7号
株式会社門
代表取締役 門野 智子

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	2,291,752
固定資産	7,863,364
資産合計	10,155,116
負純資産及び部	
流動負債	1,923,290
固定負債	1,600,000
負債合計	3,523,290
株主資本	6,631,826
資本利益	18,000,000
その他利益剰余金	△11,368,174
(うち当期純損失)	△11,368,174
純資産合計	6,631,826
負債・純資産合計	10,155,116

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

大阪市天王寺区上汐三丁目1番7号

代表取締役 門野 智子

令和7年8月21日

第37期決算公告 令和7年8月21日
愛知県海部郡大治町花常フケ50-1
株式会社ファッショングラザ
代表取締役 鬼頭 理絵

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	553
固定資産	19
資産合計	572
負純資産及び部	
流動負債	11
株主資本	561
資本利益	20
その他利益剰余金	541
(うち当期純損失)	541
合 計	572

第34期決算公告 令和7年8月21日
兵庫県加西市鶴野町1168番地の30
兵庫興産株式会社
代表取締役 小畑 昭之

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	140,050
固定資産	154,501
資産合計	294,551
負純資産及び部	
流動負債	5,877
株主資本	288,674
資本利益	180,000
利益準備金	108,674
その他利益剰余金	45,000
(うち当期純利益)	63,674
合 計	294,551

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千万円減少し三千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は令和七年七月三十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

兵庫県加西市鶴野町1168番地の30
兵庫興産株式会社
代表取締役 小畑 昭之

令和7年8月21日

第7期決算公告 令和7年8月21日
大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番14号
株式会社AAIフィナンシャルサービス
代表取締役 福田 圭祐

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	70
固定資産	358
資産合計	429
負純資産及び部	
流動負債	352
株主資本	77
資本利益	70
利益準備金	7
その他利益剰余金	7
(うち当期純利益)	(0)
合 計	429

決算公告

令和7年8月21日

大阪市北区西天満四丁目8番17号

株式会社電話放送局

代表取締役 森 正行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,003,900
固定資産	1,237,942
資産合計	2,241,843
負債及び純資産の部	
流動負債	228,918
(うち賞与引当金)	(60,000)
固定負債	13,987
退職給付引当金	13,987
株主資本	1,998,937
資本利益	79,000
資本準備金	29,000
利益剰余金	1,890,937
利益準備金	100
その他利益剰余金	1,890,837
(うち当期純利益)	(265,796)
合 計	2,241,843

合併公告
左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十二日に行なわれました。この合併に対し異議のす。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

大阪市北区西天満四丁目8番17号
大阪市北区西天満四丁目8番17号
代表取締役 森 正行

令和7年8月21日

第50期決算公告令和7年8月21日
岡山県倉敷市連島中央四丁目1番34号
株式会社ホンダ販売中島
代表取締役 中島 貴雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	607,681
固定資産	366,778
資産合計	974,459
負純資産及び部	
流動負債	389,316
株主資本	155,935
資本利益	429,208
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	419,208
(うち当期純利益)	5,740
合 計	974,459

第73期決算公告 令和7年8月21日
福岡県福岡市博多区竹下一丁目4番10号
TOTO九州販売株式会社

代表取締役 田松 賢二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	6,533
固定資産	423
資産合計	6,956
負純資産及び部	
流動負債	6,239
株主資本	18
資本利益	700
利益準備金	100
その他利益剰余金	382
(うち当期純利益)	218
合 計	6,956

第7期決算公告

令和7年8月21日

群馬県高崎市菊地町812番地2

株式会社ワンサポート

代表取締役 清水 剛

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	40,037
固定資産	94,246
合 計	134,283
負純 資産 及の び部	
流動負債	27,532
固定負債	89,980
株主資本	16,771
利益	1,000
剰余金	15,771
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(2,176)
合 計	134,283

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に關する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。甲効力発生日は令和7年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和7年八月八日に終了しており、乙の株主総会については、乙は甲の完全子会社のため会社法第七八四条第一項本文に基づき、承認決議を得ております。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。甲)会社設立後決算期末到来のため確定した最終事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

令和7年8月21日
群馬県高崎市菊地町二九五番地八
(甲) わんワンホールディングス株式会社
(乙) 株式会社ワンサポート
代表取締役 清水 剛

第36期決算公告

令和7年8月21日

三重県四日市市伊倉三丁目4番14号

株式会社東海調温

代表取締役 市野 育

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	167,000
固定資産	346,821
緑延資産	1,006
資 産 合 計	514,828
負純 資産 及の び部	
流動負債	95,533
固定負債	49,215
株主資本	370,079
利益	10,000
剰余金	360,079
その他利益剰余金(うち当期純利益)	360,079 (27,208)
負債・純資産合計	514,828

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に關する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲)確定した最終事業年度はありません。(乙)左記のとおりです。

令和7年8月21日
三重県四日市市伊倉三丁目4番14号
(甲) T I S ホールディングス株式会社
(乙) 株式会社東海調温
代表取締役 市野 育

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に關する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

不動産の売却に関する公告

エヌ・ティ・ティ企業年金基金所有の土地の売却について、下記の物件を一括にて一般競争入札に付します。
2025年8月1日

記

1 土地の表示

- (1) 所在地：秋田県男鹿市船川港船川字柳沢27番2
- (2) 所在地：岩手県一関市末広二丁目13番35, 36, 37, 43
- (3) 所在地：石川県金沢市円光寺三丁目151番1
- (4) 所在地：石川県金沢市泉野町一丁目393番6
- (5) 所在地：静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町字新924, 925番
- (6) 所在地：京都府京都市中京区壬生神明町1番7
- (7) 所在地：奈良県奈良市藤ノ木台三丁目1番312, 313
- (8) 所在地：広島県尾道市西則未町5352番1
- (9) 所在地：広島県広島市西区楠木町四丁目4番14
- (10) 所在地：岡山県岡山市北方一丁目1044番1
- (11) 所在地：山口県下関市上田中町三丁目2番59, 60
- (12) 所在地：山口県下関市上田中町三丁目1番10, 60
- (13) 所在地：愛媛県松山市室町二丁目514番, 516番, 516番1
- (14) 所在地：高知県高知市宝町90番9
- (15) 所在地：宮崎県西都市聖陵町一丁目59番2

地目：宅地 地積：1902.24m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：730.61m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：1321.37m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：1343.00m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：2210.37m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：332.12m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：4889.09m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：1745.43m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：1291.04m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：490.94m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：437.22m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：731.23m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：2635.05m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：1654.37m² (公簿面積)
地目：宅地 地積：418.58m² (公簿面積)

2 売払方法

一般競争入札による。15物件一括売却になります。

3 入札参加資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない方（未成年者、成年被後見人、被補佐人または被輔助人。但し、未成年者、被補佐人又は被輔助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない方並びにその他入札心得書に記載されている方は参加できません。
- 入札に参加を希望される方は、入札金額の100分の5以上の額を入札保証金として当基金の指定する口座にお振込したうえで、お申込みください。その他、入札心得書記載の条件から、入札参加者を選定します。
- (2) 申込期間 2025年8月1日(金)～2025年9月24日(水)
 - (3) 申込書受付時間 10:00～16:00(土・日除く)

4 入札

入札日 2025年9月30日(火) 13:30受付開始 14:00入札予定～

5 入札の無効

入札に参加する資格のない方が行なった入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

6 落札の決定

有効札のうち、予定価格以上の最高価格とします。

7 入札応募要領等詳細の問い合わせ先

〒165-0026 東京都中野区新井2-46-2 NTT野方ビル1F
テルウェル東日本株式会社 アセットプランニング事業本部 事業運営部 PBM担当 野本
電話：03-3350-7210 E-mail: atsushi.nomoto@telwel-east.co.jp

第 56 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

東京都渋谷区渋谷一丁目12番2号

株式会社エディト

代表取締役 盛 直樹

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	57,908
	固定資産	9,283
資 产 合 计		67,191
負債及び純資産の部	流动负债	26,915
	固定负债	73,560
	资本	△33,283
	资本准备金	49,950
	その他資本剩余金	3,495
	利益	△86,728
	利益準備金	1,952
	その他利益剩余金(うち当期純利益)	△88,681 (30,006)
	負債・純資産合計	67,191

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月二十一日 東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

(甲) 株式会社エディト
代表取締役 盛 直樹
東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

(乙) 株式会社金融リテラシー研究所
代表取締役 盛 直樹
直樹研究所
東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月二十一日 東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

(甲) 株式会社エディト
代表取締役 盛 直樹
東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

(乙) 株式会社金融リテラシー研究所
代表取締役 盛 直樹
直樹研究所
東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

第 14 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

東京都渋谷区渋谷一丁目12番2号

株式会社金融リテラシー研究所

代表取締役 盛 直樹

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	5,295
	固定資産	5,295
資 产 合 计		10,590
負債及び純資産の部	流动负债	789
	固定负债	5,658
	资本	△1,151
	资本准备金	8,000
	利益	△9,151
	利益準備金	△9,151
	その他利益剩余金(うち当期純利益)	(5,760)
	負債・純資産合計	5,295

第 16 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

東京都新宿区西新宿六丁目20番12号

山口ビル8階

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 金谷 京子

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流动資産	255,378
	固定資産	3,530
合 計		258,909
負債 及 び 資 産 の 正 部	流动负债	95,703
	負債合計	95,703
一般正味財産		163,205
正味財産合計		163,205
合 計		258,909

第 23 期 決 算 公 告

令和7年7月11日

東京都港区虎ノ門5-9-1 麻布台ヒルズガーデンプラザB5階

一般社団法人

日本ベンチャーキャピタル協会

代表理事 郷治 友孝

代表理事 田島 聰一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)	
資の 産部	流动資産	224,390
	固定資産	37,396
合 計		261,786
負債 及 び 資 産 の 正 部	流动负债	9,270
	負債合計	9,270
基 金		3,000
剩 余 金		249,515
純 資 産 合 計		252,515
合 計		261,786

第 3 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地1

アイパークインスティチュート株式会社

代表取締役 藤本 利夫

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流动資産	1,584,761
	固定資産	777,951
資 产 合 计		2,362,712
負債及び純資産の部	流动负债	1,626,708
	引当金	102,290
	役員賞与引当金	44,950
	その他の負債	1,479,468
	固定負債	156,599
	退職給付引当金	111,143
	賞与引当金	10,318
	役員賞与引当金	23,637
	その他の負債	11,501
負 債 合 计		1,783,307
株主資本	主 資 本	579,405
	資 本	100,000
	資 本 剰 余 金	507,377
	その他の資本	507,377
	利 益 剰 余 金	△27,971
	その他の利益	△27,971
	(うち当期純損失)	(47,260)
	純 資 產 合 計	579,405
	負債・純資産合計	2,362,712

第 5 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

広島県三原市城町一丁目一二番五号

(甲) 株式会社エムセック

代表取締役 小畠 祐輝

(乙) 株式会社エムブロ

代表取締役 小畠 祐輝

(丙) 株式会社住まいの

代表取締役 小畠 勘次

(乙・丙) 下記のとおりです。

令和7年8月21日

(甲) 揭載 官報
掲載頁 七十二頁 (号外第一〇九号)
掲載の日付 令和7年五月十九日(乙) 揭載 官報
掲載頁 七十二頁 (号外第一〇九号)
掲載の日付 令和7年五月十九日(丙) 揭載 官報
掲載頁 七十二頁 (号外第一〇九号)
掲載の日付 令和7年五月十九日

第 9 期 決 算 公 告

令和7年8月21日

広島県三原市城町一丁目12番5号

株式会社エムプロ

代表取締役 小畠 祐輝

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流动資産	20,400
	固定資産	—
資 产 合 计		20,400
負債 及 び 資 産 の 正 部	流动负债	5,871
	固定负债	11,523
	負債合計	17,394
	流动资本	3,006
	固定资本	1,000
	资本剩余金	2,006
	利益剩余金	2,006
	(うち当期純損失)	(2,200)
	合 计	20,400

第47期決算公告

令和7年8月21日
大阪府池田市豊島南二丁目10番15号
池田エルピーガス株式会社
代表取締役 北嶋 太郎

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	23,745
固 定 資 産	97,780
合 計	121,525
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	42,604
(うち賞与引当金)	(2,650)
株 主 資 本	78,920
資 本 金	10,000
利 益 剰 余 金	68,920
利 益 準 備 金	2,500
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	66,420 (10,466)
合 計	121,525

第57期決算公告

令和7年8月21日
和歌山県有田市辻堂311番地の1
紀州高圧株式会社
代表取締役 北嶋 太郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	161,976
固 定 資 産	69,971
合 計	231,947
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	343,679
(うち賞与引当金)	(5,332)
固 定 負 債	13,231
退職給与引当金	13,231
株 主 資 本	△ 124,962
資 本 金	10,000
利 益 剰 余 金	△ 134,962
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 134,962 (33,198)
合 計	231,947

第21期決算公告

令和7年8月21日
福岡市博多区中洲四丁目3番18号
株式会社F-a-Tus
代表取締役 池田 康美

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	470,790
固 定 資 産	230,992
合 計	701,783
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	120,472
株 主 資 本	581,310
資 本 金	3,000
利 益 剰 余 金	71,704
その他の資本剰余金	71,704
利 益 剰 余 金	506,606
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	506,606 (36,628)
合 計	701,783

第22期決算公告

令和7年8月21日
宮崎市千草町1番22号
株式会社L o o p
代表取締役 戸敷 貴恵

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	530,650
固 定 資 産	168,248
合 計	698,898
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	114,477
株 主 資 本	584,421
資 本 金	8,000
利 益 剰 余 金	28,981
資 本 準 備 金	4,661
その他の資本剰余金	24,320
利 益 剰 余 金	547,439
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	547,439 (54,670)
合 計	698,898

吸収分割公告及び合併公告
左記会社甲及び乙は吸収分割して、甲は乙の大分市の飲食店事業に関して有する権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、この会社分割の効力発生を条件として、乙及び丙内は合併して丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この会社分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月21日 福岡市博多区中洲四丁目三番一八号

(甲) 株式会社F-a-Tus 代表取締役 池田 康美

(乙) 株式会社F A R E 代表取締役 戸敷 貴恵

(丙) 株式会社L o o p 代表取締役 戸敷 貴恵

第25期決算公告

令和7年8月21日 鹿児島市加治屋町13番8号

株式会社F A R E

代表取締役 戸敷 貴恵

貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	392,084	流 動 負 債	54,656
固 定 資 産	170,826	株 主 資 本	508,254
合 計		資 本 剰 余 金	5,000
負純 資 産 及 の び 部		その他の資本剰余金	19,000
流 動 負 債	114,477	利 益 剰 余 金	19,000
株 主 資 本	584,421	その他の利益剰余金	484,254
資 本 金	8,000	利 益 剰 余 金	484,254
利 益 剰 余 金	28,981	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	(9,689)
資 本 準 備 金	4,661		
その他の資本剰余金	24,320		
利 益 剰 余 金	547,439		
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	547,439 (54,670)		
合 計	562,911	負債・純資産合計	562,911

第4期決算公告 令和7年8月21日

東京都渋谷区円山町5番5号
Navi渋谷V3階

fo2株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	3,483
固定 資産	234,850
資 産 合計	238,333
負純 資産 及の び部	
流動 負債	15,914
固定 資本	129,400
資本 利益	93,019
その他の利益	4,010
資本 利益	89,009
その他の利益	89,009
(うち当期純利益)	(91,638)
負債・純資産合計	238,333

第8期決算公告 令和7年8月21日

福岡市中央区天神一丁目1番1号
アクロス福岡1F

福岡商事株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	542,608
固定 資産	21,320
資 産 合計	563,928
負純 資産 及の び部	
流動 負債	272,723
固定 資本	180,860
資本 利益	110,344
その他の利益	10,000
資本 利益	100
その他の利益	100
資本 利益	100,244
その他の利益	2,500
資本 利益	97,744
その他の利益	(156,577)
負債・純資産合計	563,928

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第3期決算公告 令和7年8月21日

東京都渋谷区円山町5番5号
Navi渋谷V3F

エッセンシャルズ株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	12,882
固定 資産	8,828
資 産 合計	21,710
負純 資産 及の び部	
流動 負債	4,244
固定 資本	45,271
資本 利益	△27,805
その他の利益	25,000
資本 利益	△52,805
その他の利益	△52,805
(うち当期純損失)	(30,559)
負債・純資産合計	21,710

第8期決算公告 令和7年8月21日

福岡市中央区天神一丁目1番1号
アクロス福岡1F

福岡商事株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	542,608
固定 資産	21,320
資 産 合計	563,928
負純 資産 及の び部	
流動 負債	272,723
固定 資本	180,860
資本 利益	110,344
その他の利益	10,000
資本 利益	100
その他の利益	100
資本 利益	100,244
その他の利益	2,500
資本 利益	97,744
その他の利益	(156,577)
負債・純資産合計	563,928

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告 令和7年8月21日

熊本市東区東町四丁目10番1号
株式会社シンク

代表取締役 北野 忠男

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	295,949
固定 資産	7,857,752
資 産 合計	8,153,702
負純 資産 及の び部	
流動 負債	8,151
固定 資本	5,409,344
資本 利益	2,736,206
その他の利益	10,000
資本 利益	2,726,206
その他の利益	100
資本 利益	2,726,106
その他の利益	(621,805)
合 計	8,153,702

第10期決算公告 令和7年8月21日

熊本市東区東町四丁目10番1号
株式会社クレス

代表取締役 北野 忠男

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	106,822
固定 資産	12,067,533
資 産 合計	12,174,355
負純 資産 及の び部	
流動 負債	192,765
固定 資本	7,900,656
資本 利益	4,080,934
その他の利益	10,000
資本 利益	4,070,934
その他の利益	100
資本 利益	4,070,834
その他の利益	(935,914)
合 計	12,174,355

第27期決算公告 令和7年8月21日

熊本市東区東町四丁目10番1号
株式会社スマイル

代表取締役 北野 忠男

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	551,910
固定 資産	5,110,217
資 産 合計	5,663,456
負純 資産 及の び部	
流動 負債	2,528,876
固定 資本	2,170,483
資本 利益	964,096
その他の利益	13,000
資本 利益	951,096
その他の利益	951,096
資本 利益	(7,800)
合 計	5,663,456